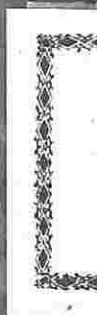


號六十二第 料資査調政市

と畫計衛防の國英
體治自方地

會査調政市京東 團財
人法



序

本書はアメリカ都市協會編「英國の防衛計畫と地方自治體」(The British Defense Program and Local Government, 1941)の翻譯である。原著は主として今次歐洲大戰勃發前後に於ける英國地方自治體の防衛活動狀況並に防衛計畫遂行上の諸問題を、英國の地方行政關係定期刊行物に輯録された諸文獻に據つて紹介したものである。

周知の如く、英本土の重要都市は今次歐洲大戰の勃發により、激烈な空襲被害を蒙つた顯著な事例に屬し、就中一九四〇年秋に獨空軍の敢行したロンドン地域に對する襲撃は、その規模の大きさと爆撃の熾烈さに於て從來その比を見ないものであつたと云はれ、ために多數の人命を損傷し、著名な建築物が甚大な損害を蒙つたのである。これより曩、英國政府は一九三八年のミュンヘン協定以後、對獨戰の避け得ざることを觀念するとともに、國土防衛計畫を樹立して諸般の緊急措置を地方自治體に指示したが、開戦と同時に緊急避難、宿舍割當、救護その他計畫の遂行上幾多困難なる問題に直面し

たのである。本書の述ぶる所は一九三八年より一九四〇年上半期に至る間の事情であるが、この間にあつて、ロンドンその他の地方當局が如何に防衛活動に腐心したか、またそれに關聯して如何なる問題が惹起されたか、更に委員會制度を根幹として成立する英國地方自治體の執行機關が如何にこの未曾有の試練に對處しようとしたか等を知ることが、甚だ興味あることたるを失はないであらう。

もとよりわが國都市とは異つた事情の下にある英國都市の防衛施策は、直ちに以てわが國都市防衛上の參考とするわけにはゆかぬこと勿論であり、またこの種刊行物の常として時に實情を誇張してゐると見られる點が無きにしもあらずであるが、戦時下都市防衛對策に深き關心の寄せられつゝある際、英國の事例を紹介することもまた何等かの意味に於て參考に資し得るものと考へ、こゝにこれを譯出刊行した次第である。

昭和十八年六月

財團
法人 東京市政調査會

専務理事 田中廣太郎

英國の防衛計畫と地方自治體

目次

緒言	一
第一章 地方自治の組織と權限	三
積極的緊急對策	四
行政監督の強化	七
中央と地方の交渉	九
財政報告の省略	一〇
國民の士氣の作興	一一
第二章 財 政	一三
全額補助の認可	一三
地方債の削減	一七
一般施設費の節約	一八
歳入の減少	二〇

財政監督の組織……………二
 戦時に於ける財務吏員の任務……………三
 第三章 事……………三
 職員の補充……………三
 婦人職員の激増……………三
 訓 練……………六
 給料の補償……………七
 其他の人事問題……………七
 ホワイトレ・カウンシルの増加……………七

第四章 防 衛 施 設……………七
 警 察……………七
 篤志職員に關する經驗……………七
 或縣の組織……………七
 防空監視員の資格……………七
 警察官の人事問題……………七
 婦人警察官……………七
 地方防衛義勇軍……………七
 防 火……………七
 補助消防隊組織……………七
 一九四〇年度に於ける消防組織の進捗と諸問題……………七
 補助消防隊の機具……………七
 國 民 登 録……………七
 食糧 問 題……………七
 食糧の割當……………七
 食糧の増産……………七

第五章 公 共 事 業……………七
 防 空 壕……………七
 防空委員會の報告……………七
 内相の回答……………七
 防空壕の平時の利用……………七
 街路照明と交通統制……………七
 フランスの燈火管制……………七

道路標識の除却……………七
 電燈契約問題の解決……………六
 都市の公共事業と輸送問題……………六
 公共事業の財政問題……………六
 輸送施設……………七
 ロンドンの交通機關の防空問題……………七
 塵芥處理と廢品回收……………七
 廢品回收運動の進捗……………七
 廢品回收の目的……………七
 回收の實施方法……………七
 廢品の中から出た防毒面……………八
 外國に於ける廢品回收の實狀……………八
 第六章 社會施設……………八
 衛生……………八
 疾病増加の防止……………八
 食糧の検査……………八
 避難民の保健問題……………八
 防空施設としての病院……………八
 防空法……………八 死傷者の危険地域外搬出……………八 病院の分類……………八
 病床の準備……………八
 退院……………八 假病棟……………八 假病棟の防空様式……………八 防空用救急車……………八
 救急所……………八
 住宅問題……………八
 戦争に依る被害の復舊……………八
 ウェイヤール委員會の報告……………八
 地代、家賃並に利潤の統制……………八
 住宅管理の問題……………八
 (一) 地代、家賃の徵集……………八 (二) 雜居……………八 (三) 維持管理……………八
 (四) 社會情勢……………八
 五月の侵略後に起つた諸問題……………八
 公共扶助……………八
 公共扶助事業……………八

道路標識の除却……………七
 電燈契約問題の解決……………六
 都市の公共事業と輸送問題……………六
 公共事業の財政問題……………六
 輸送施設……………七
 ロンドンの交通機關の防空問題……………七
 塵芥處理と廢品回收……………七
 廢品回收運動の進捗……………七
 廢品回收の目的……………七
 回收の實施方法……………七
 廢品の中から出た防毒面……………八
 外國に於ける廢品回收の實狀……………八
 第六章 社會施設……………八
 衛生……………八
 疾病増加の防止……………八
 食糧の検査……………八
 避難民の保健問題……………八
 防空施設としての病院……………八
 防空法……………八 死傷者の危険地域外搬出……………八 病院の分類……………八
 病床の準備……………八
 退院……………八 假病棟……………八 假病棟の防空様式……………八 防空用救急車……………八
 救急所……………八
 住宅問題……………八
 戦争に依る被害の復舊……………八
 ウェイヤール委員會の報告……………八
 地代、家賃並に利潤の統制……………八
 住宅管理の問題……………八
 (一) 地代、家賃の徵集……………八 (二) 雜居……………八 (三) 維持管理……………八
 (四) 社會情勢……………八
 五月の侵略後に起つた諸問題……………八
 公共扶助……………八
 公共扶助事業……………八

戰時救濟計畫……………一〇五

戰時に於ける災害の防止と救濟……………一〇六

避難に伴ふ保安問題……………一〇八

 避難……………二〇八

 避難者の家賃負擔……………二〇八

 葬儀費……………二〇九

 移住と轉居……………二〇九

 不熟練労働者の失業問題……………二〇九

豫算問題……………一一〇

 生活費の昂騰……………二一〇

 頻繁なる調査……………二一一

浮浪者の取締……………一二一

老人の世話……………一二三

學校、圖書館及び厚生問題……………一二四

學校の閉鎖と復校……………一二五

學校と廢品回收……………一二六

圖書館……………一二六

厚生問題……………一二七

避難問題……………一二九

關係した地方機關……………一三〇

仕事の批判的分類……………一三一

中央官廳が負擔した責任……………一三三

避難先の諸問題……………一三五

避難者收容に關する行政問題……………一三六

宿舍割當準備の缺點……………一三三

篤志職員の應援……………一三三

地方自治體制度に及した影響……………一三五

再避難計畫……………一三七

英國の防衛計畫と地方自治體

近時、地方自治體の職能が増加し、戰術が推移するにつれて、都市行政は國土防衛計畫上空前の重要性を有するに至つた。今日、國土の防衛には國民の總力を必要とし、一方國民の福利増進と商工業の完全なる運営のためには、地方自治體がその職能を圓滿に發揮することが何より肝要である。

これは國土防衛計畫が、英國の地方自治體に深刻な衝撃を與へてゐる事實によつても至極明瞭である。一九三八年九月ミュンヘンの危機が解消するまで殆ど何等の措置も講ぜられなかつたが、當時既に一般の人々は、從來、苛酷且つ高價なものと考へられた處置の必要に目醒めてゐた。次で公私を問はず緊急措置が次々に講ぜられ、一九三九年夏の終から初秋にかけては最も眞剣の度を加へて來た。全國地方吏員聯盟が保健相に提出した覺書によれば、

今次大戦勃發前後の數週間といふものは、市役所は四六時中閉ざれることなく、日曜日と雖も無休で、多數の吏員達は指令本部や情報室で夜を徹して執務し、空襲警報が鳴り響けば何時でも即座に飛出せる準備を整へて、市役所に寝泊する者が多かつた。毎日十五時間而も一週七日間を通しての執務が大多數の吏員の普通の勤務時間であつた。初めの頃は婦人でさへ男子と同じやうに、連続九十六時間といふ長時間勤務する例もあつた。市の首脳部とそ

れ等を補佐する連中は幾週間も席を離れることなく、市役所で働くのは勿論市役所に寝泊した。

地方行政の各部門を専門に取扱ふ英國の定期刊行物、特に公廳、吏員、職員、聯合會及び組合の機關雜誌は、一九三八年から一九四〇年の上半期に至る間の各種參考資料を輯録してゐるが、これ等資料は英國の防衛計畫に市當局が如何なる役割を演ずべきかといふことをはつきりと教へてゐる。本書はこれ等の資料を要約して蒐録したものである。或點ではこれ等資料は過去一年間餘の英國の雜誌の内容を的確に反映してゐない。また一面その主題を歪曲して傳へてゐるかも知れない。

本書の内容が原本の諸雜誌と一致してゐないといふのは、アメリカの地方自治體にとつて、より重大なる意義を有する問題に、より一層の注意を喚起せんがために、防空對策に就て評論することを避けたがためである。

本書が取扱つた行政上の努力の實状を歪曲して傳へてゐるといふのは、政府に對する地方吏員側の要望、批判の裁斷機關たる諸雜誌から資料を蒐集したためである。これ等の雜誌に現はれた行政措置に對する批判は、政府と地方廳が協力して、これ等行政措置の改善を行はんとする際に重要な示唆となる。一定計畫の行政については一般に第一人者と目される多くの筆者が、その論文の中に自己の見解を嚴正に批判してゐる。本書に収録したこれ等の論文には牽強附會の點もあるといふことを念頭に置いて讀まなければ、讀者は筆者が意圖したものとは可成り異なつた印象を受けることにならう。

本書にこれ等資料を収録した所以のものは、過去一年餘の間に於ける英國の都市行政の功績を云々せんとするのが目的でないから、本書の性質や、本書に載せた原文の性質のみから、英國の都市行政が如何に能率的に且つ有力に運営されたかを知る由もない。本書の目的とするところは、市の吏員が國土防衛計畫の遂行に當つて直面した幾多の行政問題を紹介し、併せてその解決方法に指針を與へんとするものである。

第一章 地方自治の組織と權限

W・E・ヴァー・ジュニングズ氏は、「一世紀の間に於ける都市の進歩」と題する著書に次のやうに述べてゐる。

我が國の行政制度の研究を行ふ外國の評論家は英國は「地方自治」の國家なりとの主張を枉げないが、これは完全に間違つてゐる。なるほど吾々が地方當局を選出するに當つては、選舉民の意志を反映して自由裁量を行つて呉れるかどうかを確めるし、またこれ等當局がその權限の範圍内で選舉民の健康の改善、幸福の増進に多大の努力をしてくれることも事實である。然し彼等の權限は國會の嚴重な制肘を受けてゐる。即ち彼等の組織及び行動は法律によつて定められてゐるのである。(英國にはアメリカの通念で考へられる所謂「自治」といふものは無い。)就中彼等の一舉手一投足はすべて中央政府の各種機關によつて監督されてゐるのである。

實質上は地方行政に關する中央官廳たる保健省は國會より委任された權限によつて、特別または一般の命令、規則を出して地方廳の監督を行ふことも出来るし、地方自治體の條例や提案に對して認可權をも有してゐる。また行政策の問題に關しては、或る意味で裁判上の決定權を行使することが出来る。また或る場合には地方自治體に代つて代執行をし、或は補償金の査定や起債の抑制をも行ふことが出来る。他の官廳例へば内務省や教育院の如きも程度の差こそあれ、同様の方法で地方自治體に監督權を行使してゐる。

英國の地方自治體は、中央政府の行政機關たる職能を營むが、その獨立性は或程度はつきりとしてゐる。これはジ・オージ・モンターグ・ハリス氏が、その近著「英國に於ける市自治體」と題する本の中で述べてゐるところである。

地方（縣、特別市、市乃至は町村でも）の有権者は彼等自身の縣市町村會（カウンスル）を選出する。カウンスルは職員の任免を掌り、各種委員會を通じて地方行政を監督してゐる。またカウンスルは法規及び政府の行政規定によつて許された可なり融通性のある方法で、地方政策を決定し、また完全なる行政權を委任されてゐる。かく地方自治體は法律上色々な點で中央政府に支配されてゐるが、國會で地方の問題が審議される際には有力な發言權を有つに至る。即ち全國地方廳聯合會及び全國地方吏員聯盟は、都市問題に關する一般法規の制定に當つては、まづ以て協議を受けることになつてゐる。

積極的緊急對策

英國政府は非常時に際して、主として中央地方廳間の從來の關係を基にして進んだが、平時の政府の處置では如何にもなるまいといつて、猛烈な攻撃を受けることを豫想し、十二名の地方長官を任命して、これに戦時下で中央官廳が行使し得なくなつた權限を委任した。これ等の地方長官は事務所を設立し、各管轄區域の自治體の事務に協力したが一九四〇年六月までには、非常時權限を行使しなければならぬやうな危機は到來しなかつた。

各市會は指令によつて防空司令なる非常時實行委員を任命して、危急の際には地方長官と協力せしめることとし、また緊急委員會を設立して、出來れば防空司令とも協議させることとした。開戦初期の中は、多數の市會はその緊急委員會に廣汎なる執行權を委任して、普通各部課の事務を監督してゐた既存の各種常設委員會の活動を代行させた。

書記長は英國の地方自治體で最も重要な行政吏員となつてゐるが、これ等書記長は大抵練達の法律家である。といふのは議會や中央官廳から各部課に割當られた各種の事務を理解するには、法律上の才能を必要としたからである。

多くの市會では書記長を防空司令に任命する外、登録、食糧割當の仕事までも擔當させてゐるが、多くの場合防空司令には警察署長が任命されてゐる。それは署長が即座に非常時の用に役立つからである。

非常時は市會議員の選舉と市會それ自體の活動にまでも影響を及ぼした。これに就てジェニングス教授は、一九四〇年三月一日付のブリティッシュ・ツデー紙上に、「平時並に戦時に於ける英國の地方自治體」と題して次のやうに述べてゐる。

別の點でもまた戦時態勢に即應する必要がある。ロンドン府會や、その他の大都市市會の如き有力なる機關の多くは、黨派によつて動いてゐる。市會議員候補者の如きも社會問題全般に對する彼等の態度如何によつて選出される。然し今日主として論議せられるところは、戦争遂行の一般論と、戦争を如何に有利に展開せしめるかといふことにあることは誰しも認めるところである。然し行政の個々の分野に、如何にその政策を適用すべきかについては議論の岐れるところで、時には黨派によつて見解を異にすることがある。言論の自由は國會に於けると同様市會に於ても認められてゐる。然し議論の不一致の例は戦争勃發以來非常に減少してゐる。例へば平時の國會では僅か一週間に、反對黨から二十回もの投票が要求されることも珍らしくないが、戦争勃發後の最初の四箇月間には僅か十二回の投票しか要求されなかつた。それが地方自治體となれば一層顯著になるといふのは、其處では平時に於ても黨派的抗争は國會に較べて遙に少かつたからである。而も地方自治體の選舉は國會のそれよりも頻繁で、市會議員の選舉が毎年行はれるのに對し、國會議員の選舉は三年に一回しか行はれないのである。國會議員の選舉は一九四〇年の春行はれる豫定であつたが、戦時に於て選舉を行ふことは容易でないのみならず、特に危険地域から大多數の人口移動が行はれた場所では至難である。従て總ての選舉は戦争繼續中は停止されることになつてゐる。この決定でさ

へ下院に於て反對黨から何等の異議も唱へられなかつた。そしてたゞ市會議員の死亡によつて缺員を生じた場合とか、一身上の都合で辭任する者があつた場合に、補缺選舉を行ふべきだといふ提議があつたに過ぎなかつた。然るに下院はこれを否決したので、缺員は市會での選舉によつて補充されることになつてゐる。然し内務省では前任者と政治的意見を同くした者を選挙すべきであると指示してゐるのは、民主政治尊重の意圖からすれば意味のあることである。市會は事實この指示に従つてゐるので、保守黨派の市會で労働黨其他の黨派から議員が選出されることも珍しくない。

この點を除けば民主政治には何等の制限もない。即ち完全なる地方自治権が存続し、市會には完全なる言論の自由が認められ、少數派が抑壓されることもなく、眞に深刻な軋轢といつたものは皆無である。地方自治體は戰時行政の主要なる一つの機關であることが認められてゐる。戰爭に勝つためには何と言つても國民の道義心が強固でなければならぬ。國民の道義心の昂揚は専ら國民の健康、氣力、慰安保持のための社會施設の完備に待つところが多し。而してこれは何れも地方自治體の特殊の領分の仕事である。

一九四〇年三月二十二日付のミニニシパル・ジャーナル紙上に、「戰爭勃發後の六箇月を顧みて」と題して、地方自治體から或る緊急對策に對して抗議が行はれてゐる。

市會の權限を緊急委員會（本委員會は少數の市會議員を以て構成する建前になつてゐる。）に委任したことに對して、「一、三、なまはんかな批評が行はれたために、新聞紙其他に、地方自治體は民主性喪失の危険に曝されてゐると叫ばれてゐる。かゝる懸念は戰前地方長官の任命が報せられた當時から生じてゐたらしい。そして英國で我々が地方自治體の存続に疑を持つやうになつたのは、政府から地方廳に矢繼早に規則、命令、通牒が濫發されたためであるらしい。

然し最近までの経過に徴するに、これは全くの杞憂だつたことが解つてきてゐる。なるほど地方廳に對する政府の監督は戰前よりも強化されてゐることは事實であるが、戰時下の制限範圍内で地方廳はなほ相當の自由を留保されてゐる。

行政監督の強化

戰爭勃發に伴ふ不可避的な中央政府の統制強化、並に中央政府の採つた行政處置について、地方吏員は勝手な批評を加へてゐる。例へば長老議員のA・T・バイク氏は、一九四〇年四月號のパブリック・アドミニストレーション誌上に「民防空と地方廳及び中央官廳」と題して、地方吏員の勞苦を次のやうに述べてゐる。

過去六箇月間、地方自治體の吏員及び職員に取つては、全く時間の觀念が失はれてしまつてゐた。週と週の區別が無くなつて、今でも民防空と、食料、燃料の統制、國民登録等の他の仕事について適切なる見通しをつけることが困難である。我々は今なほ内務省、保健省、勞働省、教育院、農務省及び地方防衛司令部からの命令が錯綜してこれ等諸命令の不徹底に困り抜いてゐる。通牒の洪水（これ等の多くは確かに戰前既に用意されてあつて、非常時應發生のときまでちやんと藏つてあつたものと考へられるが。）が地方廳に押寄せた。戰爭勃發と同時にばら撒かれなかつた通牒は、一應修正を加へて益々複雑化し、且つ一層不明瞭に訂正されて、さらでだに困つてゐる地方吏員や委員會に傳達された。タイプに打つたり印刷した通牒の他に、あちこちの團體や地方から、情報室を通じて照會や通信文が殺到した。勿論その中には重要なものもあれば、さうでないものもあるが、一々回答も出さなければならず、然るべき處理もしなければならぬ始末であつた。

地方吏員は止むを得ず引受けはしたものの、こんなに大急ぎで命令や規則の文案を作成するのでは到底耐らないと言つて、半ば茶化し氣味に不平をこぼしてゐた。これに就て一九四〇年一月號のローカル・ガヴァメント・フィナン誌は次の如く述べてゐる。

「参照」の方法によつて間に合はせることは、緊急立法の際の常套手段たるのみならず、本省が指令を發する文書の作成にもまた常に用ひられるところである。——法第一條参照といつた方法で立法を行ふことは、從來よく行はれたことであるが、この方法によれば法文の解釋が容易である。然しこれによつて果して法文が明解なものになるかどうかは疑問である。立法に際して用ひられる参照といふ考方には、何か明瞭さを缺いてゐるのではないかと懸念する人々は、本省からの通牒等の説明にまでもこの方法が用ひられることを警戒してゐる。事實最近はこの傾向が益々強くなつて、財務關係職員の見解は「これでは疑義の解釋が容易になるどころか、却つて疑問が多くなるばかりだ」と言つてゐるのも無理からぬことである。

市の財務當局は、本省の命令については特に詳細な點にまで充分注意して眼を通さなければならぬ。さもないと國防衛計畫の事業費に對する國庫交附金を取逃すやうなことがある。これについてコヴェントリー市副収入役A・H・マーシャル氏は、一九三九年十二月號のローカル・ガヴァメント・フィナン誌上に次のやうに述べてゐる。

民防空に要する経費は多くの規則に縛られ、而も経費の大部分は國庫交附金に俟たざるを得ない。然るに本省は規則の嚴守を命じ、地方廳が計畫を變更せんとするときは豫め本省に稟申を要することとし、然らざれば豫算の超過支拂は勿論のこと、當該事業の總事業費まで認可せざる方針を堅持してゐる。従つて絶えず注意を拂ふことが必要で、若しこれを怠れば民防空事業の執行に躍氣となつてゐる本省は、交附金の取消を爲すこともある。

勿論本省が直接指導監督する制度の下では、地方廳執行の諸事業を監督するについて、本省相互の間にも聯絡を缺いた例があつた。一九四〇年五月號のローカル・ガヴァメント・フィナン誌が報ずるところによれば、失業救済局がその一例であつた。同誌の大意は左の通りである。

此處には公債財源管理機關があつて、適當と認むる場合に例規に従つて交付金を支拂ふ権限を付與されてゐる。その支拂額は實際に支拂つた給與金額を基礎として算定されるが、その算定は個々別々に行はれて何等の統一もない。本機關が全國的に如何なる実績を擧げてゐるか知らないが、或地方では給與額（家賃）の査定が不正確だつたといふことを聞いてゐる。従つて失業救済のために金を支拂ふと同時に、収益を擧げる地方廳の財政状態に重大關心を有する大藏省は、本省の割據主義に困り抜いてゐる。

以上は一例に過ぎないが、いま一つの例を擧げれば、今次大戦勃發當初兵役に服する人々の各種負擔について協議すべき軍事（特別給與）免除諮問委員會が創設せられ、軍隊勤務者の家賃其他の責務について給與を行つたことは首肯されるが、その支拂金が目的通りの用途に充當されたかどうかを確かめるために何等努力されてゐない。そして大藏省は二重の損失を蒙つてゐるのである。

中央と地方の交渉

上記の諸雑誌が報ずるところによれば、地方自治體や公吏の諸團體は聲を大にして不平を唱へ、中央當局から報償を要求してゐる。地方自治體が新しい非常時權能を遂行するためには、中央と地方の間に確固たる提携が行はれる必要があるといふことは、中央官廳と地方自治體の代表者の間で充分討議し盡されたところである。例へば、全國地方

應聯合會の代表者とロンドン府會の代表者は、一九四〇年四月三日地方行政に最大の監督權を有する三大臣、即ち内務相、保健相、蘇格蘭事務相を訪問した。この會談に於て地方當局の實情を訴へたハーバート・モリソン氏は特に次の點につき陳情した。第一に政府は經常收入の減少を來した地方自治體に、財政的援助を與へて、經常的專業の遂行に遺憾なからしめられたきこと。第二に戰爭に因る損害に對しては充分な財政的保證を與ふる事。第三には非常事態に關係した戰時施設に要する經費は全額國庫に於て負擔すること。これ等の要求に對しジョン・アングーソン卿は政府を代表して、「地方自治體が潰滅に瀕するやうな重大時に際しては、政府は逸早く救援の手を差伸べなければならぬことは認むるとしても、市當局の收入減に對して保償することは考慮してゐない。」と答へた。第二の點即ち戰爭のために被つた地方公共財産の損害に對する補償問題は戰後に慎重考慮することになつた。第三の點即ち民防空の經費問題に關してはジョン卿より二、三重要な聲明が行はれた。則ち「政府は時局下、地方自治體の活動範圍内に在る諸事項の執行を指示するについては、平時とは比較にならない重大な責任を負擔することにならう。」また事實上政府は國庫補助金が無くては出來ないやうな仕事に、地方から分擔金を徵集する方針は棄てなければならぬだらう。

財政報告の省略

書類を一層簡略にして欲しいといふ地方吏員の要求に應へたものか、政府では財政報告の提出を寛大にしてゐる。これに就て一九四〇年一月號のローカル・ガヴァメント・フィナンズ誌上に次のやうな詳細な説明が行はれてゐる。

保健相は、戰時中地方廳から提出する普通の統計報告は廢止するか、簡略にしたい意向を持つてゐた。そこで通牒第一九一〇號を以て全國の關係地方廳に、廢止乃至は簡略し得る統計報告の種類及び範圍並に從來通り報告する

必要のある範圍を指示した。

大藏省の立場からは、種々の會計報告が停止されるといふことが最も重要な決定事項とならう。従つて住宅、大掃除、下水汚物處理等に關する報告はその必要がなくなる。尤もいまのところ一九三八—一九九年の報告がまだ出揃つてゐない状態であるから、新しい報告の請求も出來ないわけである。

但し一九三八—一九九年の地方自治體の財政統計報告だけは全部提出を要求せられるであらうが、今後報告の形式については考慮されることにならう。同様に納稅告知書、地方稅收入及びベンス稅の總額等に關する報告は今後とも繼續して提出しなければならぬ。

他の事項で從來の報告の中止乃至は簡略化が認められたものには、住宅、救貧法、公衆衛生の報告がある。交通相も通牒第五三二號を以て、國庫補助のあつた事業、施設に要した經費の詳細なる説明は今後簡略にして支障なき旨指示した。本通牒に基いて、市會の記録は適當に簡略化されることになる。

國民の士氣の作興

國民の士氣の作興といふことが、一九四〇年の春、英國の地方廳の一の重要な役目となつた。そして新たに地方情報委員會が設立され、この問題を擔當することになつた。ロンドン地方情報官ウィングダム・デイーズ卿は、一九四〇年六月十四日付のミニニシバル・ジャーナル紙上に次のやうに述べてゐる。「地方情報委員會の仕事は公開の會合を開いたり、展覽會を催したり、地方新聞に情報を提供することである。」

第二章 財 政

防空上の要求に應ずるために、地方自治體の權能を擴大したことが、中央と地方の財政關係に變革をもたらした——即ちジョン・アングダーソン卿が指摘したところの、國庫補助金が無くしては出来ないやうな仕事に、地方から分擔金を徵集する方針を棄てるといふ——根本的な原因であつた。

全額補助の認可

地方吏員が財政上の手續の簡略化に賛成したといふことは、(地方吏員としては手續の簡捷といふことはどんなことでも賛成である。)アーサー・コリンズが「戰爭を賭ふ」と題して、一九四〇年三月號のミニシパル・レビュー誌上に發表した論文の中にも判然と述べられてゐる。次にその一部を紹介しよう。

「どんなに氣儘に振舞つたからといつて、防空の經費をどうしたものだらうといふ悪夢から完全に醒めきるわけには行かない。晝間の心配は無論のこと、夜はまた夢にすら頭を悩ます。」これは健全財政を以て知られる或る都市の財務委員長が洩した歎息の言葉であるが、この言葉を聞くと私が三年前の市收入役會議で、「政府職員も市職員も次の機構の實現に努力しなければならぬ。それは政府と地方廳が特に財政上の協定を結ばないでも、地方廳が地方行政の一部として新規の國家事業を遂行する際、國家機關としての役目を充分に果し得るやうな權限を與へられるといふことである。」と提言したことを想出す。かゝる案の實現が人智ではどうすることも出来ないほど難しいこととだらうか。地方稅納稅者が費用の大部分を負擔しなければ、市町村會は何時でも國の事業を執行し得ないものだらうか。

なるほど戰爭が始つてから既に今日までに、數年前には我々が夢想だにしなかつた二、三の經驗を持つてゐる。防空に要する經費の如きも、假令地方廳がこれを使つたとしても、全額國庫から支給されることとなつてゐて、地方廳は一文も負擔しないが、たゞ筋道としては防空費の支拂前に政府の承認を受けることになつてゐた。然し戦時にかゝる面倒な手續を踏んで居られるだらうか。今日では地方の經費を補償するために國債による全額補助も行はれてゐる。また多數の事業の中には地方費を充當するといふものゝ、その償還財源を全額國庫に仰いでゐるものも少くない。二月末日私が本稿を草しつゝあるとき、シェフィールド市の收入役から同市の防衛費に關して特別報告を受取つたが、これによれば、同市の防空事業は十四の項目に分たれ、その中次の六項目の事業には全額國庫補助が行はれることになつてゐる。

- 一、専任防空職員の人件費
 - 二、自動車徵發
 - 三、建築物徵發
 - 四、救護豫備班
 - 五、隣組
- 防空 六、避難計畫

以上の外にも、例へば一定防空壕の資材費とか、戦時豫備警官の給料にも全額國庫補助が行はれてゐるが、時間と紙面に餘裕がないので、他の防空經費について検討することは省略するが、これ等經費の大部分は政府が負擔してゐるから、その一部しか負擔せぬ地方自治體はイニシヤチヴをとり得ないといふ論には確固たる根據はない。國費は市町村會が經費の大半を負擔するのでなければ、地方廳に委託出来ないといふ舊い觀念を持つものがあつたらば、それは非常な間違で、それなら全額國庫負擔の場合には、地方廳は防空業務を全然負擔する必要がないといふ不合理を生ずる。同様のことは、政府が經費の九割を負擔し、地方廳が残りの一割を負擔する空襲時の特別防火

用水供給施設に付ても言ひ得る。地方自治體のイニシヤチヴはその經費負擔の割合によつて何等影響されないといふことは、地方廳が一部の經費を負擔し政府が残りの九割を負擔する際に全く明かではないか。多くの場合市町村會は空襲を受けた地方の安全とか、被害者救濟手段のことを考へこそすれ、決して經費の多少を氣にかけるやうなことはない。この考へ方が種々の防空施設を行ふ際、地方自治體の根本理念をなすものである。互に協定して防空に當るといふ考も多少はあるかも知れないが、これに支配されるところは僅少である。市町村會は費用の國庫負擔が行はれるからといつて、放漫な支出を爲すやうなことはない。換言すれば地方廳が政府に代つて國家的な仕事を遂行する際、政府と地方廳の間には必ずしも財政上の協定を必要としないといふことは、過去の經驗の教へるところである。

然し實際問題となれば、政府と地方廳の防空費負擔率決定については誰でも惱まされる。地方廳に費用の負擔を命ずるのは、假令國費が支辨されるとしても、地方廳も當然財政上の責任の一半を負擔する義務のあることを教へんとするもので、かゝる意味がなければ防空費の一部を地方税に割當るといふ根據が薄弱になつて来る。尤も私は上述の事實からして、必ずしもかゝる意圖の下に地方廳の費用負擔が行はれてゐるとは考へない。妥當な計算によつて、地方と國の防空費負擔額を適宜に決定し得る人があるだらうか。或る場合には防空費の國庫補助金交付方法として、平時に於ける一般地方費に對する一括補助金交付の方法を採用することも出来る。(註 一括補助金とは警察、住宅、教育以外の諸經費に對して國庫より交付されるもので、その使途に付ては別段何等指定されてゐない。金額は要求額を充分検討して決定されるので、總經費の何割とか、何か標準額によるとかいつたことは全然ない。)「一括補助金」が地方廳の財政状態を考慮して交付される限り、平時に於ける地方廳の財政的要求の調査は、或る程度その儘戦時に於ける調査資料として役立つ。然し地方廳の財政状態は平時と戦時とは可成りの相違があり、時にはそれが甚しいことも珍しくない。例へばウエストミンスター市は、平時に於ては一括補助金交付其他の目的で行ふ貧困財政調査上、單なる學問的興味を持つた一つの行政區域に過ぎないと考へられてゐたが、戦時下にあつては全く反對で、最近或る下院議員が議會で「ウエストミンスター市は貧乏自治體である。」と述べたと聞いてゐるが、これはウエストミンスター市が防空準備に重大な責任を負擔し、市民の自發的な避難によつてベンス税による稅收入が激減したために叫ばれた興味深い言葉である。然し、かゝる特殊な例は別としても、一般に地方自治體が國庫補助金の交付を要求する程度は、平時と戦時とは全然相違してゐるといふことには誰しも異論はあるまいと考へる。然し若しも「國費の濫費防止のために地方自治體が講じた措置、或は地方自治體の戦時に於ける財政上の貧困狀況の調査を基礎としなかつたなら、防空費の地方負擔額割當に當つて、何か他に據所があるだらうか。今月はこれ／＼の費目に多額の支出を行ふのだから、これには一々説明の要があると考へる人もあるが、これは止むを得ないことで、若しも多額の支出に對する質問に満足な回答が出来なければ、一應現在の豫算を再検討して貰ふ以外に方法はなない。

私は上述の如く、國と地方の財政協定が複雑であるといふことに就て再三述べ、地方自治體の便宜を圖るために簡単な方法を採用して欲しいと主張して來たが、この主張には多數の寄稿者、而もこのうちには責任ある地位の人々も含まれてゐたが、これらが共鳴してゐることも知つてゐる。我が國の或る大都市の防空委員長が語るところによれば、氏は從來地方自治體の便宜を圖り、手續の簡易化のために出来るだけの努力をして來たが、最近では目的を同くした他の市町村會と協力して政府に陳情を行ひ、相當の効果を收めてゐるとのことである。なほ同市の市會は強力な行政權を行使し得るに至つたことを非常に喜んでゐるが、防空委員長は國家的にも地方的にも結構なこと

だと考へてゐる。この點誰しも異存のないこと、信ずる。

然らば地方税は如何程の防空費を負担したらよいかといふ問題になると、これは今日多數の地方議員が共通に頭を悩ましてゐる點で、シェフィールド市の収入役がこれに就いて述べた意見（この意見には私も最大の賛辭を呈して置いた。）の中に次のやうなことを言つてゐる。「一九三七年十一月、當時の内務大臣は下院に於て、内務省の査定は絶対に正確であり、地方の一般経費はベンス税の徴收額範圍内で賅はれてゐると確信するが、萬一内務省の査定に誤があつたとすれば、話は別である、と言明してゐる。内務大臣は更に附加へて、若しかゝる例があつたとすれば内務省だけでなく他の省でも、地方廳の代表者に參集を求めて問題を再検討しなければならぬ、と述べてゐる。内務大臣は更に翌日の討論でも引續き本問題の質疑に應へて、政府としては経費が二ベンス税の徴集額を超過するやうなことは好ましくないと考へてゐるので、議會に於てかゝる問題を論議されるのは無駄なことである。」と答辯してゐる。

本問題に對する政府當局の答辯を公平に判断すれば、新事態の發生即ち戦争が勃發したのであるから、政府は本問題を再考せねばならなくなつて居り、しかも現在の財政協定は從來にない廣汎（或る點では從來になく完備してゐる。）なものであることを認めなければならぬ。然し防空に要する地方経費は當然國庫に於て負擔すべきものであるといふことを政府は充分認めてゐるだらうか。防空経費の一部を地方に負擔させることが、地方自治體の濫費防止を目的としたものではないことが容認されたとしたら、防空経費を地方税に負擔させるのは如何なる場合であらうか。この説明にはシェフィールド市の如き實例を引用すればよい。即ち地方税と國税の經費負擔の割合が未だ公平に決定されてゐないといふ點に過ぎない。そしてこの論法を以てすれば、先月引用したバーミンガム市の例も充分説明がつく。シェフィールド市の防空経費は、六ポンドにつき五ポンドが國庫負擔となり、残りの一ポンドが地方税負擔の割合となつてゐるが、この割合で計算しても防空経費總額が巨額に上つてゐるので、勢ひ地方負擔額も莫大な額に達する。シェフィールド市の本年度及び翌年度豫算の支出總額はいづれも二百萬ポンドを遙に超過し、地方負擔は本年度が一志七片、翌年度が一志三片の税率となつてゐる。

地方債の削減

政府は地方自治體の臨時支出の激増を可能ならしめるため、支出、起債共に緊急止むを得ざるものゝみに限定し、他は出来るだけ緊縮するやう要望した。これに關してブリチッシュ・ミュニシパル・イヤヤー・ブックに次のやうな説明がなされてゐる。

一九三九年九月、即ち今次大戰の勃發に引續き、大藏省は地方廳へ通牒を發して、防衛規定（一九三九年制定）第六條（本規定によれば、資金の調達、英國内で満期に近づいた證券の賣換、及び證券の支拂期日延期等を行はんとするときは、大藏省高等委員會の許可を要することになつてゐるが、この場合特定のものは免除されるものもある。）に特に留意された旨を要望した。同時に資金調整令（一九三九年）に對しても注意を喚起した。地方廳が、或種の債券を發行せんとするとき、これ等規定と命令の定むるところにより、必ず大藏省の許可を要することになつてゐるが、起債の認可は公共事業乃至は戦争遂行上緊急止むを得ざるものに限定されることになつてゐる。従つて許可を申請する前に、地方廳は支出の停止、延期、乃至は削減を爲し得ない理由を判然とさせて置く必要がある。なほ申請書には大藏當局がこれ等の點を充分了解し得るやうな説明資料を添附する規定になつてゐる。大藏當局の意見では、既に着手せる工事に

あつても、工事全體或は一部の延期を爲すこと、乃至は完了期日を延期することは、工事請負人との協定其他の方法で必ずしも不可能ではない。なほ地方廳が工事の繼續に差迫つた必要を認める際には、申請内容の決定前に工事繼續に代るべき代案を研究し盡したことを示す必要がある。

公債、證券、地方債以外の、手形或は約束手形の發行によつて、資金を調達せんとするときは總て大藏省の承認を経なければならぬが、公債、手形乃至は約束手形發行以外の方法で資金の調達を計畫せる際には、本省から起債の認可が與へられてゐても、更に大藏省の認可が必要である。然し防空法（一九三七年）民防空法（一九三九年）に規定された目的、即ち給水、病院、消防隊の所要經費を調達せんとするときは大藏省の認可を必要としない。また地方廳が満期に近づいた抵當權或は地方債を更新せんとするとき、或はかゝる抵當權、地方債をそれ／＼新規の抵當權、地方債に書換へんとするとき、追つて何か通告があるまでは、大藏省、其他關係本省の認可を要しない。

最近の大藏省の通牒は上記の訓令を明瞭に訂正してゐる。一般に最近の規定では、地方自治體が収入金を受入れるまで、臨時借入を爲さんとするときは別に許可を要せずと規定してゐるが、勿論借入額には、或る限度が設けられてゐる。即ちその額が一九三九年九月三日以前の借入額と合せて一萬ポンドを超過せざる場合は、大藏省の許可を要せずそれ以上の借入額については必ず大藏省の資金調整委員會の許可を要する。その上借入資金の支出については關係本省の承認を要することになつてをり、これに就ては一九四〇年一月號のローカル・ガヴァメント・フィナンズ誌上に發表された「戰時財政」と題する論文の中に詳細説明されてゐる。

一般施設費の節約

地方廳は支出の停止に加へて、一般施設費の節約問題にも直面した。一九四〇年二月號のローカル・ガヴァメント・フィナンズ誌はこの問題に就て次のやうな説明をなしてゐる。

街燈費ならいくら節約も出来るが、放つて置いても節約の出来るやうな施設は殆どない。經費節約には何等か積極的な手段を講ずる必要がある。一般に地方税の實際の課税標準は常に高まるものではなくて、可成り經費の節約を行はなければ、地方税のポンド當税額は急激な増加を示す。勞力費、資材費、公債償還費に支拂ふ地方費は巨額に達してゐるので、經費節約の餘地は殆ど残されてゐない。賃銀の騰貴に連れて、好むと好まざるとに拘らず小賣價格が騰貴し、折角の經費節約も僅かに勞力費資材費の騰貴と相殺するに過ぎない。公債の償還が分割償還法によつて行はれる場合には、償還支出の中止で直接救済される場合もあるが、公債の減額は出来ない。公債償還の停止或は延期によつてインフレ防止が出来るといつて支持する者もあるが、これ等の方法は賢明な策とは言ひ得ない。多數の地方廳特に避難地域の地方廳は地方税の能率の上昇、或は施設の標準低下といふジレンマに陥り易く、これが唯一の救済策としては、國庫補助金の増額があるのみである。従つて若しも如何なる場合にも適用し得る方法を撰ぶとすれば、左程重要でない施設は中止することである。

地方廳は豫期せざる經費の昂騰に直面した。例へば防空専用自動車の保険には多額の掛金を支拂はなければならなかつた。更に困つたことには、最初見込のあつた經費節約が、實際問題となつて見るとその通りには行かなかつた。例へば市の會計課では消燈した街燈の電燈料も支拂はなければならなかつた。それは街燈契約に基いて電燈會社が消燈しても電燈料を請求したからである。

歳入の減少

英國では地方税即ち市の不動産税が、不動産の資本額よりも、不動産の収益評價額に賦課されるために、直接地方自治體及び評税評價委員を惱ましてゐる。ミドルス・ボローの收入役ロバート・サットクリフ氏は、一九三九年十二月號のローカル・ガヴァメント・フィナンズ誌上に、地方税の評價と課税が如何に困難なものであるかといふことについて、大要次のやうに述べてゐる。

- 一、公共事業の中には一方に消燈其他の制限を受け、また一方には諸経費の昂騰によつて著しい収入減を來してゐるものもあるが、中には軍需品製造のために、大改造が行はれて思はぬ利益を擧げてゐるものもある。
- 二、或る種の財産から上る収益は戦争の勃發によつて著しい影響を被つてゐる。例へば危険地帯と考へられる地域の劇場、下宿屋、ホテル、貸家等はその例である。
- 三、軍需品の製造其他の目的で政府が徵發した財産は、最早地方税の課税對象となり得ないから、この問題について大藏次官は一九三九年十月九日下院に於て次のやうに言明してゐる。「政府に於て徵發した財産から上る地方税徵收額の代償として、政府は地方廳に相當額の國庫補助金を交附するか、或は補償金の形式でその埋合せを行ふ豫定である。」と。然し政府は必ずしも全額補償を爲すわけではなくて、時には何分の一かの補償しかしないこともある。
- 四、借家人が立退き、造作が取除かれた貸家からも地方税の徵收は出來ない。また全部空室となり、公開して賃貸

出來る事務所も地方税の課税對象とはなり得ない。

一九四〇年三月ニューヨーク・タイムズのロンドン特派員が報するところによれば、ロンドン市内だけで既に二萬戸のガレージ、美容院等の小店舗が租税を滞納し、多數の市民は政府が抜打的に實施しさうな氣配のある課税から逃れるために、住宅や事務所の造作を取除いてゐるとのことである。

ロンドン府會の副會計監査員E・J・D・ロイド氏が一九四〇年六月號のローカル・ガヴァメント・フィナンズ誌上に發表したところによれば、全國收入役會の地方會議の席上、本問題及び類似の問題について種々討論されたといふことであるが、市役所の會計吏員が幾多の問題を論議し合つた結果、隣接都市當局の間にも全然統一を缺ぎ、種々の問題の處理方針も全く區々であることを發見してゐる。例へば戦争勃發のために閉鎖した映畫館に税金を拂戻すべきかどうか、消燈したネオンサインの廣告に従前の税率で課税すべきかどうか、消燈、ガソリン規制のために大減收を來した自動車陳列場、自動車修繕工場に對して何等かの救済をなすべきかどうか等の問題については何等統一された方針の決定を見てゐない。

財政監督の組織

さきに引用したローカル・ガヴァメント・フィナンズ誌一九三九年十二月號所載のA・H・マーシャル氏の論文によれば、内部的な財政監督組織は各都市によつて異なつてゐる。氏は各都市の緊急対策委員會が、普通の財政監督權の制肘を受けない程度も、實にまじくであるといつて指摘して次のやうに論じてゐる。

或都市では國民緊急委員會（註 地方の各委員會は、國家的非常時に際し相協力して防空対策を講ずることになつてゐる。）に全權を委任して、支出に關しては現行規定に拘束される必要を認めてゐない。さうかと思へば他の都市では一切

の支出に關する直接の監督權を従來通り市會の權限として認めてゐる。其他防衛關係の全責任を國民緊急委員會に委任してゐる都市もあれば、國民緊急委員會を狹義に解して、これに防空事業についての權限並に戰爭勃發前から防衛事業を執行してゐた他の委員會の權限を認めてゐる都市もある。また或る國民緊急委員會は、市の關係財務首腦部の勸告に従つて、始終移動のある責任を引受け、私個人の考からすれば、むしろ市會の他の適當な委員會の權限に任して置いた方がよからうと思はれるやうな問題を審議してゐる。一方他の財務首腦部は次のやうな意見を持つてゐる。然し委員長は緊急委員會が命令者の立場にあると見做されることを希望せず、毎週防空委員會に事務の報告を行つてゐる。勿論委員會としての仕事は次々に片附けるとしても、緊急委員會は市會の要望が實現しなへすればそれで満足だと考へてゐる。

國民緊急委員會が、支出に關係した市會の規定に何等拘束されないからといつて、委員會に對する財政上の監督が寛大であると考へるのは誤で、少くとも一都市に於ては、本委員會は財政委員會による監督よりも一層強力な財政上の監督を受けることを熱心に希望してゐる。而も都市によつては、財政委員長が國民緊急委員會の會長を兼務してゐるから、會計の紊亂の如きは起らない。たゞ或る都市では本委員會が専横振りを發揮しはしないかといふことを非常に恐れてゐるやうに見受けられた。

戰時に於ける財務吏員の任務

一九三九年十二月、全國地方吏員聯盟が保健相に提示した覺書によれば、財務吏員は臨時的職務の割當を受けたために、財務本來の仕事が非常に妨害されてゐることである。

地方自治體の各部、課（勿論これ等の中には防衛とは殆ど無關係のものもあるが）はそれ／＼防空事務を分擔してゐるので、大抵の會計部課は避難に伴ふ財政上の準備、專任防空職員の給料支拂、濫費防止を目的とした嚴重な經理上の監督、空襲被害者に交附する國庫補償金の算定及びその救済策の準備を行ふ等の目立つた仕事の他に、燃料、ガソリンの配給監督までも引受けてゐる。なほこれ等の仕事と併行して、或る場所では建物が除却され、また或る場所では避難民が殺到した爲めに、新しく課税上の重要問題をも處理しなければならなかつた。

第三章 人 事

地方自治體の人事は戰時は勿論のこと、戰爭直前に於ても二重の困難に遭遇した。即ち一方では都市従事員、而も重要な地位に在る多數の吏員が續々召集されるのに、地方自治體の活動は擴大される一方で、（防空事業とか避難事務の如きは、その中でも特に目立つた新しい仕事の一部に過ぎなかつた。）到底充分な職員は得られなかつた。

職員 の 補充

補助警察とか消防活動の如き、多數の新規の仕事は篤志職員が擔當したが、彼等の指導訓練は是非とも必要で、これには經驗を積んだ專任の地方職員が當らなければならなかつた。各部課の仕事も時間外勤務によつて、いくらか繁忙が緩和されたが、さりとてこれが何時までも續くものではなかつた。従つて新しく職員を備入れることが是非とも必要であり、新規採用で補充出来ない人員は、出来るだけ仕事を簡易化して間に合せるとか、機構の改革によつて人員整理を斷行して補充する外に方法は無かつた。

徴兵制實施前に、多數の都市従事員が志願兵として出征したことは重大問題であつた。而も徴兵制度が施行せられるや困難は倍加した。政府は徴兵制度施行當初、都市の新しい人事問題の困難を或程度緩和するために、市の吏員を豫備役に編入した。即ち二十五歳以上の都市従事員は、同年輩の者が他の職場から召集される場合でも徴兵義務を免除されることになつた。然し一九四〇年六月には、一定の特殊の地位に在る者を除いて制限年齢が三十歳に引上げられ、同時に保健省は地方廳に呼掛けて、地方自治體がどうしても必要な職員は別として、其他の職員は残らず手放すやうに要請した。同年六月十四日付のミュニシバル・ジャーナル紙はこれに對する回答として、次のやうな記事を掲げてゐる。

多數の縣會は通常道路の維持修繕に従事する人々を選抜して耕作に従事させ、食糧増産運動援助の準備をとめてゐる。また各部課主席が協議した結果、瓦斯、水道、運輸、電氣の各事業に従事する職工を、兵器、航空機の製造に従事させることになつて、土木其他の特殊技能を有する全勞務者の名簿を作成中であるが、完成の上はこれを勞働省の各地方出張所に提出して置き、隨時國營軍需工場の重要な仕事に振向ける豫定である。運輸、電氣、瓦斯各事業關係従事員からは多數この方面に轉業させることが出来るらしい。

ロッシデール市の會計課員、レオナルド・コップルストーン氏は、上述の保健省の要請が發表される以前に、一九四〇年五月號のローカル・ガウアメント・フィナンス誌上に、會計課に關する意見を發表して、多數の都市では職員の減少と、適當な補充が困難のために、會計課の機構改革を行ふ必要があると述べてゐる。同氏が考へ得られる二、三の解決方法として擧げてゐるのは、内部的な會計検査、經費計算、徵稅等のさして重要ならざる手数を省略すること、婦人を以て代へ得られる仕事から、男子を轉職させて婦人を補充し、その訓練を行ふこと、中央集權と課の廢合

によつて職員の減員を行ふこと等である。氏は更に次のやうに言明してゐる。「若しもこれ等の方法に代るべき案があつたとしても、それは職員に居残りをさせたり、だら／＼と仕事をする悪癖をつけるだけのことである。」

コップルストーン氏の最後のな地方自治體への提案としては、アメリカ式の能率本位の専門職員採用、即ち職員の技能によつて等級を附することであつた。

全國地方吏員聯盟の概算では、一九三九年末に於ける防衛關係職員總數は、約百二十萬人といふことになつてゐるが、大多數は篤志職員であつた。然し戰時組織の重要な地位にはどうしても専任職員を配置する必要があつた。一九四〇年版の都市年鑑によれば、

有給の専任防空職員と、同じく有給の専任補助消防職員總數の、無給の篤志職員總數に對する割合の問題は、戰爭勃發後の最初の三週間、社會一般が非常な興味を持つた問題であつた。當時既に多數の地方廳が防衛職員の充實に懸命の努力を拂ひ、不眠不休の監視に要する經費は、地方税に破綻を生ぜしめるほどの巨額に上る氣配が見えると斷言されてゐた。多數の地方廳は定員を再検討し、思切つて有給職員を減少した。大藏大臣は最初の戰時財政施政演説でこの問題に言及し、政府は勞働力の確保と濫費防止のために、専任防衛職員總數は最小限度に止める方針であると言明した。

かゝる政府の方針にも拘らず、専任職員は増加した。それは篤志指導員(無給の)は何週間経つても空襲がないと、とかく防衛に無關心になりがちの傾向があるので、市當局としてはどうしても信頼の置ける有給指導者を任命せざるを得なかつた事情によるものである。大衆には訓練が必要であり、緊急對策事業の核心をなす部分だけには、どうしても専任職員を置かなければならなかつたので、早晚これ等職員給料支拂が問題となつた。例へば、専任補助警察

官をも含めたロンドン警視廳の職員總數は、一九三九年八月から一九四〇年四月に至る僅々九箇月の間に七十七パーセントの増加を示してゐる。

六月上旬はじめて獨逸の英本土上陸作戰の危機が切迫したと考へられた當時、内務大臣は布告を發して、總ゆる種類の緊急對策事業に篤志職員を募集し、熟練者を確保し、待期中他に轉職した熟練者を復職させる猛運動を展開した。この政府の要請に答へて二、三の吏員は「政府はその強權を發動して、防空活動に従事させるために徵用が出来ないものだらうか。」と言つてゐる。ミニニバル・ジャーナル紙が報ずるところによれば、「或る縣會では同趣旨の決議を行つて大なる支持を得た。」とのことである。なほ同紙は自問して「内務省は強制力を有するにも拘らず、何故貴重な時間を割いて防空活動の篤志職員を募集しなければならないのだらうか。第一線の兵卒は勝手に銃を投出して辭表を提出することは出来ないのだ。然るに國土防衛に重大なる役割を演ずる防空活動擔任者には、何故かゝる特權が認められなければならないのだらうか。」と言つてゐる。

篤志職員が仕事に興味を取戻りしたこの期間に、英國の出版物に現はれた記事は、大部分の有給緊急對策事業擔任職員が上述の傾向に逆戻りして、減少したことを示してゐた。例へばリヴァプール市では、専任防空監視員、救急職員を約三分の二に減員してゐた。

婦人職員の激増

戦争が地方自治體の人事に及ぼした著しい影響としては、市役所の事務に婦人の職場が擴大されたことである。それは單に總人員が増加したばかりでなく、これ等職員に荷せられた責任もまた重大性を加へて來たことを示すものである。ローカル・ガヴァメント・サーヴィス紙の婦人欄は「婦人に重要な行政權の行使が認められた。」と批評し、戦時に婦人が擔當する責任は「將來の婦人の權限と責任に恒久的な影響を及ぼす。」と示唆してゐた。二十五年前の第一次世界大戰當時にはじめて生れた婦人警官は、現在その數が殆ど當時に匹適し、警察權行政上の彼等の地位に關して新しく論議されるに至つた。

平時の職務には勿論のこと、戦時の職務にも地方自治體は盛に婦人を使用してゐる。篤志婦人會に登録された婦人の總數は五十万人以上に達し、その職業も救急車の運轉手、通信員、記録掛、補助消防自動車運轉手、補助警官、補助看護婦、總ゆる種類の避難指導員等多岐に亘つてゐる。特に避難計畫の實施に當つては、篤志婦人の活動を適宜に調整し、監督した點で篤志婦人會は一般から絶大な賞讃を博した。婦人會では地方廳と出来るだけ緊密な連絡を取る意味で諸方に支部を設置した。篤志婦人會長グリーディング侯爵夫人は、一九四〇年四月十二日付のブリテン・ツデー紙上に、會員の日常の仕事を紹介して次のやうに述べてゐる。

篤志婦人職員は、僻遠の地に活躍する防空監視員のもとに、晝夜を分たず移動賄車を運んで給食を行ひ、また寒氣の厳しい冬期でも同じやうに移動賄車を遠い田舎に驅つて、防空業務に従事する職員に給食を行つてゐる。トルコの震災救護のために寄贈された百噸からの衣類の荷造、發送にも會員を派遣して手傳ひをさせてゐる。都市から農村に避難して來た兒童に田舎向の衣類を支給するために、衣類配給所を設けてこれを管理し、裁縫班、編物班、醫藥材料供給班等を組織して目覺しい活動をしてゐる。其他兒童の衣類洗濯のために開設された市町村經營の洗濯工場も婦人の手で操業されてゐる。多數の兒童には防毒マスクを用意し、乳幼児には防毒帽を支給してゐる。中には救急法や看護法の訓練を受けて、都市から多數の避難兒童を迎へて轉手古舞をしてゐる農村の看護婦の手傳ひを

してゐる會員もある。市町村經營の炊事場、賄所、難船した船員を收容する臨時宿泊所、空襲による死傷者を收容する臨時病院を開設して、色々の設備を整備しこれ等の業務に活躍してゐる。

篤志婦人會員は諸方の病院で傷病兵に輸血を行ひ、到るところで貴重な血液を恵んでくれる天使として感謝されてゐる。クリスマスには會員全部が出勤して避難兒童慰安の催物を行った。子供を連れて農村に避難した母親達のために俱樂部を組織して種々の便宜を圖り、數百ポンドの毛絲を會員に配つて、掃海艇勤務の勇士達のために大急で數千足の靴下を編んで寄贈した。高射砲隊や航空隊の兵士慰問のためには、雜誌や娛樂道具を集めて送り、或はまた料理、掃除、洗濯、修繕、裁縫、編物、床掃除をして手傳ひをし、託兒所に預けられた赤ん坊の面倒を見、古着を仕立直して子供達に暖い衣服を作つてやる等實に花々しい活躍をした。更にスコットランドの片田舎の會員は、物置からお婆さんが使つた古い紡車を持出して來て布を織つた者もあつた。

訓 練

職員の訓練といふことは防空計畫の中でも大仕事であつたが、英國の地方自治體では未だ會てかゝる大規模の職員訓練を行つた経験が無かつた。防空の専任職員は勿論のこと、防空事務擔任のために新しく配置された百二十萬の篤志職員は、殆ど各人が警察、消防、救急、救助等各自の職務に應じて何等かの訓練を受けなければならなかつた。訓練は全國一齊に行はれ、その方法は簡單ではあるが猛烈を極めた。訓練日と訓練の時間は篤志職員の本職の妨とならないやうに、日曜日、祭日また普通の日なら夜間が選ばれた。指導員は正規の市吏員乃至は既に訓練を受けた篤志職員のうちからこれを選出することとし、教材は本省の防空課で作つたものを使つたが、中には各地方で作つた教材を

使用したものもあつた。

防空組織の各支部に働く職員は、各自に支給された装具の使用法を教はり、所屬組織の通信方法、市内の道路網、水道管の埋設状況を熟知しなければならなかつた。一方爆撃効果と、爆弾の破壊性能を教つてこれ等を熟知する必要があつた。以上の基礎訓練が完成されてはじめて、各自の専門の仕事に對する適切なる特殊訓練を受けることが出来るのであつた。

一度訓練を受けた戦時事務擔任の職員は、定期的に再教育を受けなければならなかつた。然るに一九四〇年の春になつても、一回の空襲も受けなかつたために、篤志職員は何時しか最初の熱意を失つてしまつた。従つて指導員は職員に教育は勿論のこと、志氣の鼓舞といふ厄介な仕事までも引受けなければならなかつた。

訓練課程の内容は、リバプール市で行はれた代表的な救助作業（主として支柱のかひ方）と破壊班の訓練から窺知し得られる。同市の土木測量技師ハーバート・ハマー氏は、一九三九年のはじめ、縣市土木技術者協會北西部總會の席上、本訓練課程に付いて説明を行つてゐる。氏の説明に依れば、總訓練時間は二十二時間半（三日間）で、この外に十四時間の實習が行はれてゐる。講義は結節と網の縛り方に始まつて、次いで日常使用する種々の繩の一般的な性質、長さ、短所、天候に影響される繩の性質、使用上の注意事項について講義が行はれた。説明の材料としては、講義には付物の略圖、圖式、寫眞が盛んに使用された。

次の講義は種々の高性能爆彈の製造法、構造、道路其他種々の工作物に對する爆破效果について行はれ、次いで結節、繩の縛り方の實習が一時間行はれ、その後で再び集合して救助作業實施の際の起重機使用法の指導を受けた。なほ簡単な公式によつて器具の強度と、操作に要する概算馬力數の算定方法を教授された。最後に庭に吊した滑車と捲

揚装置の操作實習を一時間行つて初日の課程を終つた。

第二日目は損害を受けた建物の壁を支へる支柱の使ひ方の講義からはじまつて、傾斜した支柱と宙に浮いた支柱(利かなくなつた支柱)の區別の付け方、壁の高さと支柱の大きさの割合を決定する二、三の一般的法則の紹介が行はれた。次に講習生は庭に出て、あらかじめ建てゝあつた支柱を検査し、銘々に支柱を建てゝ見た。かくして二日目の残りの時間は、落込んだ床の揚げ方、支へ方、戸口の筋遣の入れ方、窓の開き方、薪架、鐵線、縛索の種類と用途、鐵線、縛索の強度算定公式の教授に當てられた。

第三日目は講義と實習を兼て、其他の道具の型式、角材の取扱ひ方、堆積した破片の除却、大梁の支へ方と揚げ方救助班の組織と任務に付いて研究が行はれた。次いで爆撃で破壊された建物を想定して講習で習得した知識の實習を行つた。

防毒訓練の時間は普通二十時間で、防空監視訓練としては一回一時間の講義を十四回聴講する必要があつて、訓練時間九時間未滿の者は篤志職員たるの資格が無かつた。この數字を基礎として計算すれば、定期的な再訓練時間も含めて、全職員の受ける訓練の延時間は一千五百万時間といふ長時間になつた。勿論都市によつては割當られた標準時間を短縮してゐるところもあるが、戦時訓練計畫は極めて重要な問題で、從來殆ど顧みられなかつた分野に大至急實施される必要がある。

給料の補償

地方自治體職員令(一九三九年公布)によつて、軍務服役者(防空職員をも含む)たる市吏員は、市役所で支給されてゐた俸給と、軍隊から支給される給料の差額が地方自治體で負擔して貰へることになつたので、一般吏員もその地位が保證されることになつた。たゞ本令は市當局に、給料の差額支給を命令したのでなくて、差額支給は市當局の自由意志にまかせることとし、出来るだけ支給するやうにとの勸告の程度であつたから、差額支給を拒絶した市當局と、全國地方吏員聯盟との間には紛争が絶えず、時にはなか／＼面倒な紛議を醸し出すことも珍しくなかつた。

入隊した職員には充分な經濟上の保證が與へられた。そして退職恩給の算定に當つては、入隊期間中と雖も恩給積立をしたものとして、在營年限を含めて計算するやうにと本令で規定されてゐる。但し地方廳から給料の差額支給を受けた場合には、その者は規定の恩給積立をしなければならぬ。戦時勤務中死亡し、或は不具になつた警官、消防手には政府の命するところにより恩給が支給されることになつてゐる。その恩給額は、これ等職員が市吏員として受けた公傷に對するものでなくて、一般に支給される恩給と同額である。然し軍當局の支給する恩給が、市吏員の公傷に依る恩給額に達しない場合には、市がその差額を支給しても差支へないことになつてゐる。

本令は主として警官、消防手を對象としたものであるが、醫者が不具の證明をするか、適當な市の當局が特別の承認を與へない限り、戦時中恩給自當に退職することは認められないことになつてゐる。また市吏員は除隊後在營中の昇進を斟酌して、適當な地位に復職し、給料も引續き在職せるものとして、昇給することになつてゐる。

戦時勤務中の市吏員に給料の差額を支給する方針は、都市聯合會でもこれを採用し、地方廳の各種團體の總會でもこれを採用することにした。然し縣會聯合會では、給料の差額支給は篤志職員にのみこれを行ふことを決議してゐる。そして召集された吏員には給料の差額支給を行はず、篤志職員にのみこれを支給する理由として、假令召集されても吏員には大して過重の負擔とならないが、篤志職員には非常な負擔となるからであると聯合會は説明してゐる。

都市年鑑はこの措置を批評して「かゝる過重の負擔を一部にのみ認めることは不穩當であり、雇傭者が個々の市吏員について、軍務其他の責任を引受くるべきや否やを決定することは妥當でない。」と述べてゐる。

全國地方吏員聯盟は、給料の差額支給を強硬に主張し、その機關紙ローカル・ガヴァメント・サーヴィス誌上に、これに反対の方針を決定せる地方廳のブラックリストを掲載してゐる。そしてこの表に註釋を加へて「下記の地方廳は、紳士諸君に公平妥當なる判断を願つて、戦時勤務手当の調達を圖りたい、といふ保健相の要請を無視したものである。そして敢然戦つて呉れる吏員諸君の犠牲的行爲に、何等の責任をも感じないものである。従つて新しく就職せんとする士官諸君は、是非これ等の地方廳を銘記して、絶対に此處に就職することのないやうにして欲しい。」と記してゐる。一九四〇年六月現在、ブラックリストに載つた地方廳の數は九十二を算してゐるが、給料の差額支給の方針を採用してゐる地方廳の總數から見れば僅に九パーセントに過ぎない。差額の全額を支給する市町村會の數は四百九十四で、全體の四十八パーセントに當り、條件付で（普通は各一個人の勤務成績によつて決める）支給する市町村會の數は四百三十六で、全體の四十三パーセントに當つてゐる。

給料補償の第二の問題は、戦争で經濟界が混亂したために生活費が昂騰したといふことである。全國地方吏員聯盟は早くより戦時手当の支給（生活費ボーナスといつたもの）を主張して來たが、一九四〇年一月二十三日、ナショナル・ホワイトレー・カウンシル（下給職員と雇傭者、監督者の双方を代表する全國的な團體）も同趣旨の勧告を採擇した。それは月收二〇〇ポンド未滿の職員に、六パーセントの戦時手当を支給するといふのであつたが、一九四〇年七月一日、この團體が戦時手当支給率の變更乃至は取消を行ふまでは、この率が適用された。

一九四〇年六月現在で、戦時手当を支給してゐる地方廳の總數は三百十四の多きを算すると、ローカル・ガヴァメント・サーヴィス誌が報告してゐるが、この中百五十三はナショナル・ホワイトレー・カウンシルの案をそのまま用し、残りの百六十一はそれ／＼独自の案で支給を行つてゐる。

其他の人事問題

全國地方吏員聯盟が、十二月に其他の人事問題として擧げてゐるのは次の如きものである。

- 一、戦費支拂に原因する經濟界への影響と、これが給料の標準に及ぼす影響。
- 二、比較的不熟練工に依つて行はれる労働稀釋、これが起ると仕事の能率が低下するばかりでなく、給料の標準までも低下する。戦時勤務に召集された職員は必ず復職させなければならぬといふ規則によつて、地方自治體は補充として採用した職員の復職問題に悩まされてゐた。
- 三、歩増のある仕事と、歩増の無い仕事の居残り勤務時間の問題。
- 四、戦時防空計畫の各種部門に於いて類似の仕事に従事する職員の給料の不揃。
- 五、仕事の減少した職員、特に避難地域に於ける教員の過剩問題。
- 六、戦時下に於いて吏員の軌轢が増長するといふ問題。

ホワイトレー・カウンシルの増加

戦時下に在つて人事問題が強化された結果、全國の地方自治體にホワイトレー・カウンシル組織が完成した。全國地方吏員聯盟會長E・J・スמיד中佐は、一九四〇年五月に開催された總會の席上、「今日までのところでは、全部

の地方廳が加入してゐるわけではないが、全國的に地方委員會(プロヴィンシャル・カウンスル)制度が組織されてゐる。本聯盟が永年唱道して來た委員會制度擴張の機會が、この戰時下に到來したことを知つた。また委員會組織こそ戰時手當、給料の差額支給其他の條件を繞る種々のいざこざを解決する一つの手段なることを知つた。」と演説した。

第四章 防 衛 施 設

英國が空から攻撃される可能性が生じたために、全然新しい防空組織を擴充する必要に迫られて來た。然し政府の方針としては、これがために防空事業の一切を軍當局に委すとか、別に新しい管理機關を設立するとかいつた方法は採らずに、出来るだけ既存の地方自治體機構を活用することにした。従つて英國の市當局は緊急防空機關の創設、警察權の強化、消防組織の新設、都市人口の登録並に食料の配給、食料増産計畫の監督にも當らなければならなかつた。

防空の問題は既に一九三五年の頃から公式に種々論議され始めたが、一九三八年九月のミュンヘンの危機當時に於てさへも、防空準備として見るべきものは、何一つ行はれてゐないといふ極めて憂慮すべき状態にあつた。一應ミュンヘンの危機が解消した後でも、英國の雜誌でこの危機によつて明かにされた防空準備の不足といふ問題を取扱つたものは一もなかつた。然し一九三九年には防空準備が大々的に行はれ、恒久防空対策の發足を見るに至つた。同年十二月には全國地方吏員聯盟より保健相に提出された覺書には、この一年間地方職員が防空準備完成のために如何に獻身的な努力を拂つたかといふことが詳細に報告されてゐる。報告の要旨は左の通りである。

地方職員が遂行した仕事が如何に完全なものであつたかといふことは、二年前の状態と今日のそれを比較したただけでも明瞭である。一九三七年の冬には防空活動も未だその緒に付かず、防空擔任者の指名も訓練も遅々たるもので、一般國民はこれに對して冷淡なるのみならず、反對するものさへあつて當局は非常な困難に逢着した。當時は一つの防空壕も無ければ、防空準備らしいものは何一つ行はれてゐなかつた。避難計畫についても何等考慮されることなく、防空職員が任命乃至は防空處置の着手に乗り出した地方廳は殆どなかつた。

積極的な最初の防空活動といへば、一九三八年九月に行はれた何百萬といふ多數の防毒面の配給であつたが、これは記録的なスピードで完了した。配給に當つては役員が晝夜を分たず獻身的な努力を拂つた。

今日では完全且つ有能な全國防空機關が整備され、約百二十萬人の篤志防護團員が居て、充分な訓練を受け、その裝備も完備してゐる。そして全國に防空監視所、報告指揮本部、死傷者收容所、消毒所、救急所、應急病院、補助消防隊、監視人、特別警官、救助、修繕、破壊の各班が配置され、完全なる防空組織の確立を見てゐる。これ等の指揮は主として地方廳の職員が擔當してゐる。現在危険地域から安全地帯に避難を完了した兒童、妊産婦、盲人、跛者の總数は百五十萬人に達してゐる。かゝる多數の人員を短期間に而も安全に避難させたことは、全く最大の民間事業と言つて差支ないと考へるが、その成功の蔭には地方自治體の誠意と、その有能なる活動及び地方職員の獻身的努力のあつたことを忘れてはならない。

ミュンヘンの危機が一應解消した後で、防空威力の強化、擴充のために行はれた機構の改革の概略については既に述べたところであるが、これを要約すれば次の通りである。

一、政府は一九三八年十二月、地方廳聯合會の代表者に對して、地方廳をして防空事業の執行機關たらしめる考はない、と説明した。

二、一九三九年二月には防空事業を調整するために十二人の地方長官を任命し、一方ロンドンとの通信が途絶した際には中央政府に代つて同事業を執行するやう命令した。

三、同年三月、防空対策の責任者たる各地方自治體は、三人乃至五人の議員から成る緊急委員と一人の防空司令を任命し、緊急問題處理の責任者たる防空司令は前記地方長官と聯絡し、出來れば緊急委員會とも合議するやう命令した。

各地方指令所には、防空司令の監督を受ける多數の情報傳達所が配置せられ、防空監視人及び警官が蒐集した報告の照合及びこれが防空司令への傳達の事務を擔當した。一九三九年十一月二十四日付のブリテン・ツデー紙が報ずるところによれば、監視人の職務は、指令所と情報傳達所の連絡、警笛の吹鳴による空襲警報の發令、被害の報告、防空壕の管理、燈火管制、隣人の援助と隣人への忠告等である。

同誌の報告によれば、防空計畫の完璧を期するためには、市民百人につき一人の監視人を必要としてゐる。專任の監視人の中には週給三ポンドの職員も居るが、大多數は無給の篤志職員で、戦前監視人を志願した總人員は百萬人を超過した。のみならず工場や大きな事務所では、各自防護團を組織しなければならなかつた。

一九四〇年六月までに實戰の経験を有する防護團は、スコットランド以外全国に一もなかつた。オークニー諸島（スカバ・フロー軍港の所在地）の測量技師W・ドーン・スコット氏は、同年六月號のローカル・ガヴァメント・サーヴィス誌に一文を寄せて、同軍港の空襲の實情を報告し、次のやうに述べてゐる。

我々が今日までに経験した幾多の空襲の中で、この時の空襲ほど熾烈を極めたものはなかつた。一般施設は勿論のこと、防空施設までも完膚なきまでに破壊されてしまつた。

今日では空襲警報發令中は勿論のこと、空爆下にあつても何處でも仕事を停止しないことが通例となつてゐる。例へば獨逸空軍のノールウェー大爆撃の當日、ストロムネス町會は何等の妨害を受けることなく議事を續行した。空爆下にあつて戸外に飛び出すやうな者は居ないが、最初の中は空中戦を眺めるために、とかく戸外に出たがる者が多かつた。然しかやうな馬鹿氣たことも實際に損害を受けて見ると自然になくなつて來た。

我が國の防護團員に練達の士の多いことは言ふまでもないことで、その豊富な經驗に物を言はせて完全なる處置を誤るやうなことはなかつた。たゞ一つ困つたことは篤志防護團員と一緒に仕事をしてゐながら、空襲が始まると自分の持場を離れるといふことであつた。これを防止するには、出來れば各防護團員に一人の代理を置いて、何かの用事で自分の持場を離れるときには、この代理に仕事を引繼いで行くことが必要であつた。縣の防空の仕事は企畫、現業のいづれを問はず篤志職員に依つて行はれてゐる。企畫職員には防空司令、衛生係、測量技師が居て、防空司令には警察部が任命され、衛生係は死傷者の收容、手當、救急車、救急手當の訓練、救急所、救急地點、病院の準備を擔當し、測量技師は救助、破壊、清掃の仕事の外に道路、公共施設の修繕、道路防空壕、學校防空壕の築造、空襲で被害を受けた建物の修繕を行ふことになつてゐる。仕事は總て縣會内に組織された緊急委員會の命令によつて行はれ、消火準備はキルクウォール市の消防隊が擔當し、全體計畫の樹立にはキルクウォール、ストロンネス兩市の市會が協力してゐる。現場職員には一般職員を當て、縣會職員たる道路工夫もこのうちに含まれてゐる。今日までのところでは防空計畫が縣會本來の活動に著しい支障を與へてゐるやうなことはない。勿論防空計畫は關係職員に多くの臨時の仕事を負擔させてはゐるが、極めて手際よく而も喜んで實施されてゐる。

防空及び怠業による損害防止のために全国の警察署が擴張された。増員すべき職員は補充はもとゞ篤志職員を以てこれに當てるやうに計畫されてゐたが、間もなく篤志職員の團體は専任指導者の監督下に置かれることになつた。なほその後急激に増加した緊急対策職員は月給制にして普通の職員に編入されることになつた。

篤志職員に關する經驗

エクンター警察部長D・T・タリー氏は一九三九年一月——三月號の警察時報誌上に、篤志防護團に關する經驗を發表して次のやうに述べてゐる。即ち一九三八年九月の危機（ミンヘンの危機）は、防空機構に過重の負擔とも考へられるやうな篤志職員の氾濫を招來したが、一度危機が解消するや、これ等職員は防空の問題に興味を失ひ四散してしまつたといふのである。氏の説の要旨は左の通りである。

無給の一般篤志職員即ち特別警官は、何か國家的な重要な仕事があれば、率先してこれが處理に當るけれども、不斷に關心を持つてゐるといふことは、この人々にはなかく難しいことである。防護團についてもこの點は充分考慮しなければならぬ。即ち平時に訓練を積んだ篤志防護團でなければ戦時には何の役にも立たない。上述の如くまさかの際に慌て、防護團員となるやうなことがあれば、訓練不足のために却て防護團の名前を汚すのが關の山である。更にもう一つ困つたことは、これは最近議會でも問題となつたことであるが、無給の篤志職員は仕事の上にて何等確固たる方針を持つてゐないから、これ等職員に仕事の確實性を要求し得ないといふのである。

タリー氏は篤志職員の援助を受ける仕事には、それ／＼平素から熟練した職員を準備して置く必要があると言つて「平時の態勢から即座に戦時態勢に移り得るやうに、警察官の中から専門の幹部を養成して置いて、これに組織指導の仕事を担当させるがよい。」と力説してゐる。なほまた「近代戦には一つの攻撃武器として爆撃機が必要であり、防空には防空壕其他市民の防護施設が必要とするなら、防空監視員、救急班、防毒班、修理班、補助消防手にはそれ／＼専門職員を當てることゝ絶対に必要だ。」と力説してゐる。

氏の説は一度宣戦が布告されるや、種々首肯されるところのあることが明かになつた。そして或る地方の篤志職員は除々に専任職員に配置換えされ、ロンドン警視廳の職員の様子は一九三九年八月から、一九四〇年四月に至る八箇月間に二倍近くに増員され、専任職員数は一八、七二二人から三三、一三九人に増加した。この中一〇、三一九人は警視廳の戦時豫備警官で、一、七九七人は恩給取り、二、七九一人は専任の特別職員であつた。

或縣の組織

或地方、例へばグローススターシャーに於ける篤志警官の組織と責任については、一九四〇年三月二十九日付のボリス・クロニクル・アンド・コンスタビュラリー・ワールド紙上に掲載された警察部長W・F・ヘン大佐の報告によつて大體の様子を知ることが出来る。本報告の要旨は左の通りである。

本縣は十一に區劃され、各區劃には一人の特別指揮官が居てその下には數人の監督官、巡查部長、特別警備隊員が配置されてゐる。特別警備隊員の訓練は非常に嚴格で、隊員は正規の警官を講師とした講義を聴き、巡視には正規の警官を伴つて廻ることにしてゐる。隊員はこの外に救急、防空の仕事も擔當してゐる。

戦争勃発後の最初の数週間は、特別警備隊員が攻撃を受けさうな地点の警備に就いてゐたが、この仕事は本組織の大切な試金石ともいふべきものであつた。といふのは従來かゝる組織がなかつたからである。ヘン大佐が指摘するところによれば、舊い特別警備隊組織の最大の弱點ともいふべきものは、隊員の素質が悪かつたといふことで、隊員は自己の責任を満足に果せないやうな警官から選ばれてゐた。今回の新組織はこの缺點を除くために採用されたものである。

警備の必要のある攻撃を受けさうな地点の總數は、種々の理由から非常に減少されたけれども、現在でもなほ八十八箇所の多きに及んでゐる。

特別警備隊は、現在補助警官の仕事が本務だと考へてゐるが、毎夜正規の警官と一緒に巡視事務は最も重要な仕事である。特に燈火管制下に在つては、巡視の仕事は極めて重大で、單に戦時燈火規則の勵行を強制するのみならず、消燈下の犯罪檢舉事務をも擔當しなければならない。場所によつては特別警備隊員が常に電話交換手の役目までつとめて貴重な手傳をしてゐる。

本縣では毎晩六時から眞夜中まで、約八百人乃至千人の特別警備隊員がそれ／＼部署についてゐるが、日によつては眞夜中から翌朝まで自動車で巡視する「夜警班」を志願するものも珍しくない。

特別警備隊員の一週間の平均勤務時間は約六時間であるが、隊員は全部篤志職員であつたから各人の勤務時間は實に區々であつた。ヘン大佐個人の意見では、かゝる非常時局下にあつては、必要に応じて勤務時間の延長を要求しても何等差支ないと信じてゐる。特別警備隊員が獨斷で告發した總件數は二百八十六件を算してゐるが、確實な證據を擧げて警官を援助した總件數はこれよりも遙に多い。

特別警備隊員は仕事の餘暇に今なほ猛烈な訓練を受けてゐる。そして正規の警官から講義を聴くこともあれば、救急、防空について講習を受けることもある。特別訓練として飲食物に關する講義も聽いてゐる。特別警備隊の重要な一つの班はJ・R・デント陸軍中佐が指揮する自動車班で、現在は百四十二名の班員を有し、通知を受けて二時間以内に縣内なら何處へでも出勤出来るやうになつてゐる。

グローセスターシャーの特別警備隊員は全員無給で、仕事も出来るだけ切詰た經費で實施されてゐる。三千人の隊員の補充、訓練、新規雇入の仕事を受けさせた書記の仕事は大變な大仕事で、現在の警察書記では到底圓滑に處理し切れないので、ヘン大佐は婦人補助警官隊に書記班を設けて、これを特別警備隊に配屬せしめてゐる。篤志職員が補助員として非常な働をしてゐるいま一つの例は、H・ウィリー夫人を班長とする婦人運搬班の活動で、班員は各自自家用車を運轉して運搬の手傳をしてゐる。班員は全部無給で各警察署で活動し、正規の警官の指揮を受けてゐる。

防空監視員の資格

防空監視員は警官とは考へられないので、消燈規則の勵行を強制するには、どうしても警察權に頼るより外なかつた。チェシャー縣の警察部長J・ベック陸軍少佐は、一九三九年十二月十五日付のポリス・クロニクル・アンド・コンスタブルラーリ・ワールド紙上に發表された部長との會見記の中で、この問題について次のやうな見解を披瀝してゐる。

防空監視員は消燈検査のために市内を巡視してゐるが、市民に干渉してはならない。市民に兎や角干渉すること

は監視員の越權行爲で、これは警察官の仕事である。従つて私はチェシャー縣の防空監視員に、若しも燈火が洩れてゐてもどうしても消燈して貰ひたい場合には、戸主にその旨を告げるやう指示してゐる。同時に忠告された人々も感謝して協力する必要がある。若しもこの忠告に従はない場合には、監視員がその由を警官に告げると、その人は處罰されることになる。それ故一般市民は防空監視員が自分達の處罰されるのを救つて呉れるのだと考へて、監視員を味方と考へることがあつても、敵視するやうなことがあつてはならない。然し實際問題としては、市民が監視員の忠告に従はないやうな例は殆ど稀である。

警察官の人事問題

E・F・ロジャース氏が一九三九年十二月十五日付のボリス・クロニクル・アンド・コンスタブルリー・ワールド紙上に、仕事の増加した警察官の二、三の人事問題について意見を發表してゐるが、それによれば、警察官自身が人事の問題に關してとやかく意見を述べることに賛成出來ないが、警察官の受ける種々の制限の中には緩和してやつてよいものもあるといふのである。氏の意見の要旨は左の通りである。

戦争勃發當初廢止された警察官の毎週の休日は、今でもその儘である。年に一度の休暇も既に前々から取消されてゐる者も居るし、更めて取消されるものもある。勤務時間の延長の如きも今では當り前のことになつてゐる。戦争勃發當初の數週間、どうして居残り手当の支給が行はれなかつたか不思議でならない。金が無くては戦争に勝てないことは解りきつてゐるが、それにしても地方廳では自動車、オートバイ、建築物、土囊の築造のために多額の費用、時には無謀とすら考へられるやうな出費をしてゐる。それにも拘らず警察官だけには何故手当が支給されない

のか了解に苦しむところである。警察官は時間外に、而も極めて厄介な仕事を擔當してゐるのであるから、かゝる特別の手當は當然貰ふ權利があるのである。

内務省で規定した十二時間未滿の勤務時間には居残り時間の計算を行はないといふことも、警察官だけには除外例が設けられて然るべきだと考へる。宗教上の理由から、現在の勤務時間を八時間にして置いて、休日も規定通りに貰ひたいといふ希望が述べられてゐるのは事實であるが、こんな希望が大抵の地方廳では到底容れられるものではないといふことは、苦い経験を有する警察官の知り抜いてゐるところである。最近の調査によれば勤務時間が規定の八時間を超過する警察部一〇、毎週の休日の取消されてゐる警察部二五といふことになつてゐる。

退職の場合でも健康上の理由によるものは別として、他の場合には全く同様のひどい取扱を受けてゐる。萬やむを得ざるの外は退職しないやうにといふ當局の要望から、當然退職の資格を有する多數の警察官が現職に釘付されてゐる。即ちかゝる老練な警察官の知識と経験が警察にとつては貴重なのである。然し實際のところは命令的に退職を認めないといふことが、若い警察官までも尠からず狼狽させてゐる。といふのは歴史は繰返すの諺の通り、彼等自身にもまた同じ運命が訪れることを豫想されるからである。

更にいま一つの警察官の懸念の種は、例年開催される警察官聯盟の總會が中止されるのではないかといふことで現下の情勢からすれば、委員の數、集會場に變更があつても不思議でないといふことは了解出來ても、會議を取止めるといふことは全く別の問題で、警察部は正當なる意見の發表をも抑へるものではあるまいとしてゐる。

其他の問題については、一九四〇年一月十二日付の同紙に發表されたソマセット常置委員會に關する報告書の中に次のやうに述べられてゐる。

警察部長から戦時豫備警察官には外套も支給されず、防寒具としては正服の上に雨合羽を着用してゐるだけだがこれは何とかして貰へないものだらうかとの質問があつた。戦時豫備警察官の仕事は普通の警察官と何等異なるところなく、給料は國庫負擔となつてゐる。被服費としては内務省が認めた一人當り五磅の費用しか支給されてゐないが、外套、防水用レギンスを全部揃へるとなると、千磅以上の金がかかる。………委員会では豫備警察官に外套レギンスの支給方を要望し、費用には國庫補助金の交付を内務省で認めて貰ひたい旨の決議を行つてゐる。

婦人警察官

戦争が警察事務に及した間接の影響として婦人警察官が生れた。即ち地方自治體の他の部門に於けると同様、男子警察官が軍隊に召集されると、その補充に婦人を採用しなければならなかつた。勿論その数は他の部所に較べると少なかつたけれども、問題それ自體はなか／＼重大で、これに關してボリス・クロニクル・アンド・コンスタブユラリ・ワールド紙上に注目すべき論説が發表されてゐる。即ち一九四〇年一月五日付の同紙によれば、

婦人警察官の雇入に對しては賛否の論が囂々として起り、或る行政廳はこれに賛成するかと思へば、他の行政廳はこれに對して反對してゐる。奇妙なことにはこれと全く同じ問題が、今から丁度二十年前、婦人警察官が初めて出現した當時にも起つてゐる。現在の場合でも確に情勢は何等變化してゐない。これは偏見を改めるには如何に長年月を要するかを如實に示してゐるもので、換言すれば、一般に婦人が警察官としては期待に添はなかつたといふこと、即ち結局に於ては、正しい判断を下さうが、間違つた判断を下さうが、最後の判定者たる一般社會人は婦人警察官の採用に全幅の支持を與へなかつたことを示すに過ぎない。我々としては或條件の下では適當な仕事を與へて、人の撰擇を誤りさへしなかつたなら、婦人警察官採用の餘地があるものと確信する。

同じく一九四〇年一月十二日附の同紙に現れたダッドレー市の記事によれば、

ダッドレー市警務委員會では婦人警察官不採用の方針を決定してゐる。

同市の警察部長は報告の中に、燈火管制による暗黒に備へ、且つ市内の風紀係として婦人警察官を採用されたい旨の意見が強調されてゐる點に言及してゐるが、部長の意見としては、婦人警察官には到底普通の或は特別の男子警察官以上に、或はこれと同等の仕事が出来るものではないといふのである。風紀犯罪に對しては、婦人警察官が必ず有能であると断定出来ないことは部長の多年の経験が教へるところである。

警察部は更に次のやうに附加へてゐる。

現在の手續では、犯人の申立を聴くときには婦人の出席を求めることになつてゐるが、自分が今日までに取扱つた事件では、出席した婦人が退出するまでは参考人は何等重要且つ詳細な供述を行つてゐない。風紀犯罪の取調に當つては、参考人たる婦人は、婦人に對するよりも、むしろ男子に對して遙に臆するところなくいろいろの説明を行つてゐる。

地方防衛義勇軍

獨逸がオランダ、ベルギー等の低濕國侵入に落下傘部隊を使用して以來、英國には地方防衛義勇軍——一般には落下傘部隊防衛軍と呼ばれる——と稱する部隊が編成されて、新しい攻撃手段の防衛に當ることになつてゐる。本部隊は陸軍省に直屬し、隊の編成、地勢、並に戰略上の要點を知る際に地方廳の援助が求められてゐるに過ぎない。例へ

ば地方自治體は練兵場、教練施設を提供し、時には部隊幹部の宿舍を提供することもあつた。其他落下傘部隊が降下し得る場所、天然の障碍、水利施設、發電所、橋梁等の工作物の位置に關する情報を提供して應援した。

防 火

宣戰が布告されると同時に、火災の危険が英國の危険物の表——本表には燒夷彈、高性能爆彈が擧げられてゐる——に新しく加へられた。然し實際に戰端が開かれる迄の數箇月間は、地方の消防部長が都市防衛計畫の一部に補助消防隊を加へて、これを訓練するに過ぎなかつた。

補助消防隊組織

一九三七年、防空法が議會の協賛を経るや、内務省は引續き戰時消防隊の編成に着手した。そして一九四〇年の春までに、全國の補助消防隊員總數は十八萬人を算するに至つた。この中六萬二千人が有給の専任職員で、ロンドンだけでも一萬八千人の多きに達した。平時に於ける有給消防隊員は僅々二萬人に過ぎないから、戰時組織の總人員は平時の約十倍といふことになる。従つてこの多數の隊員を收容するために消防署の新設が必要であり、種々の器材をも購入しなければならなかつた。また新しい隊員の訓練も行はなければならなかつた。然し義勇軍で編成された隊員は絶えず自己の仕事に興味を持つて仕事を續けた。

防火組織としても他の防空組織と同様に全國を幾つかの地方、地區に區分して、それらの監督官はその戰時計畫の擴充につき各消防部長と協議を遂げ、或地方が大損害を被つた際には自らイニシヤチヴをとつて地方、地區相互間に協力せしめるやうな組織を設けた。

一九三八年四月二十二日付のミニニシバル・ジャーナル紙上に、全國消防協會中央委員會副會長ルイス・イー・カルヴォ氏が列擧してゐるところによれば、戰時消防隊編成上重要な問題は左の如きものである。

- 一、補助消防署の創設。
- 二、簡單な消防器具を携行して、出火直後の火災の消防に當る數人を一單位とした巡視制度の確立。
- 三、見張所及び巡視所の創設。
- 四、消防器具の整備。
- 五、中型消防ポンプとこれを牽引する自動車の準備。
- 六、豫備ホースの準備。
- 七、其他種々の消防器具の準備。
- 八、給水設備の擴充。
- 九、補助消防手の補充及び訓練。

一〇、戰時計畫の樹立と計畫遂行の監督を行ふ責任者の任命並に必要な便宜の供與。

都市及び地域は危険の程度に應じて幾つかの地域に區分せられ、補助消防署の配置、各種の危険に備へる巡視隊の受持區域については、それらの内務省が一定の標準を決定してゐる。

カルヴォ氏は戰時消防組織の一般行政に關して、消防組織が地域内防空計畫の重要な一部分として取扱はれる必要があるとの見解を持つてゐた。即ち氏の説によれば、

火災報知を重要視する必要がある。氏の地域では閉鎖式火災報知機を使用し、その數七十九を算してゐるが、本來の目的たる火災報知、救急車召集以外に、出来るだけ戦時目的の用途に使用される豫定である。なほ火災報知の傳達は戦時消防隊員以外の警防團員によつて行はれることにならう。消防署の建物としては假建築で間に合はせることになるが、一つの建物で二つ以上の異なつた事務をとるといふことは非常に能率的である。都市年鑑に、地方地區の各組織のことが次のやうに詳細に説明されてゐる。

防空計畫樹立のために全國を十一の地方に區劃し、各地方にはそれ／＼一人の消防監督官が駐在することになつてゐる。この中八人は既に一九三九年五月に任命され、残りの三人も同年度内に就任を見た。監督官の主要なる任務は、駐在地方内の消防隊長と連絡して彼等の戦時計畫擴充を援助し、消防器材の配給、監督を行ふことであつた。

各地方はその面積と防空上の重要性に基いて、五、六乃至は七の地區に區劃されてゐる。内務省は各地區内の一人の消防隊長を地區消防官に任命し、地方消防監督官の監督下に置いてゐる。地區消防組織には二つの重要な手續が規定されてゐて、緊急の際にはこれ等の手續によつて隣接消防隊の應援を求めることが出来る。地區消防官は緊急對策として地區内の資材回収を行ふことも出来るし、或はその地區に戦時對策の準備が無く、或は戦時對策樹立の必要もないと考へた時には、この由を地方消防監督官に申出ることになつてゐる。地域消防監督官はこれに基つて他の地區に特定の器材の供出を命令する。

一九四〇年度に於ける消防組織の進捗と諸問題

一九四〇年四月十二日付のミニシバル・ジャーナル紙に、「今日の戦時消防施設」と題して或る記者が、戦時消防組織の進捗状況と、消防に關する時事問題の概要を論じてゐる。次にその一部を紹介する。

戦争の影響を受けて戦時消防組織は飛躍的な發展を遂げた。過去六箇月間に戦時消防施設は政府を満足せしめる程度に充實し、極めて有力なものとなつた。幸にして補助消防施設は未だ實地に試験される機会がないが、時々行はれる大規模の演習によつて充分役に立ち、専任の消防手の援助が立派に果せることが明かにされてゐる。尤も實際の消防活動となれば、常に専任の(本職の)消防手を中心となつて消火に當ること勿論である。

たゞ補助消防隊に入隊し、後で専任の消防手となつた者の取扱について時局の認識を誤つた當局があつたことは遺憾である。即ち大戰勃發の九月以來補助消防隊が實際に活動する機会に恵まれなかつたために、これ等當局は或日數を経過すると、隊員を解雇すると脅かした。その結果多數の隊員が補助消防隊を去ることになつた。これに更に拍車をかけたのは多數の青年が軍隊に召集されたことであつた。然し最近、三十歳以上の補助消防隊員は軍務に服する要なしと政府が聲明したために、將來一層の擴充を期した消防當局としては非常な安心を得たわけである。

召集の讓歩 加ふるに陸軍省では、三十歳以下の補助消防隊員と雖も、召集は出来るだけ延期してよいといふ了解を與へてゐる。事實これ等の隊員は一九四一年までは兵役に登録されない見込である。この陸軍省の讓歩によつて消防當局は一息入れることが出来、この期間に召集されさうな隊員の補充として、三十歳以上の適任者の訓練を行ふことが出来る。

かゝる隊員の補充を篤志婦人職員で間に合はせることは不可能である。消防隊の仕事で婦人が擔當出来る範圍は非常に局限されてゐて、電話掛とか乗用車の運轉手とか、書記の仕事が婦人を以て代へ得るに過ぎない。

補助消防隊員特に臨時の篤志職員には、優秀な人々が多数志願してゐるが、この人々の職業、社會的地位は實に區々である。補助消防隊がかくも多数の人々に人氣があつたといふことは、警防團に比して遙に進級が容易であつたためである。つまり職員の設定が警防團に比して多かつたからである。その上消防隊の仕事には多分に冒險性があつて、スマートな制服も支給され、隊そのものが訓練された團體である等の理由で、多数の男女を引つけたものと考へられる。

速成訓練 戦争勃發以來隊員の訓練は出来るだけ速成で間に合はせる方針であるが、一方種々の支障のために所期の効果を擧げてゐない。燈火管制による暗闇の如きも支障の一例である。戦前地方廳は夜間照明を行つて、相當の訓練を実施してゐたが、燈火管制でこれが出来なくなつたから、篤志消防隊員の臨時指導は週末に行ふこととし、指導方法も室内で出来る講義の如きものに限定されることになつた。然し専任隊員の訓練は規定通り實施されてゐる。

警防團は勿論のこと、補助消防隊でも人事の問題で一番面倒なことは、訓練の初期に隊員が經驗した熱意を如何にして喪はせないやうにするかといふことである。然るに戦争勃發以來何等華々しい活動もなく、隊員は單調な勤務になれて、何時しか熱意を喪つてしまつた。然し次に述べるやうな手段を講じた地方廳は殆ど例外なくこの困難を克服してゐる。

(イ) 頻繁な訓練と練習の實施。

(ロ) 適當な厚生、慰樂施設の實施。(隊員はこれ等によつて、やゝもすればほんやゝ、過し勝の時間を興味ある娛樂に過すことも出来れば、各自の十八番の仕事に時を忘れることも出来る。)

東京市政調査會

最近ロンドン府會が、消防隊と補助消防隊のために作つた厚生施設は、その代表的なものである。當時ミニニシヤル・ジャーナル紙は、ロンドンの消防隊員が府會の經營する夜學校の教育、厚生の一施設を有効に利用する機会に恵まれてゐたと報じてゐる。たゞ此處に忘れてならないことは、これ等の施設に要する經費には總て國庫の補助があるといふことである。

補助消防隊には巡視の制度を設けることが必要だと考へられてゐるので、この制度は今後も存續されることになる。本制度を採用すれば逸早く出火を發見することが出来、同時に適切な通信聯絡を行ふことも出来る。即ち間斷なく或一定の地域を巡視する巡視自動車は、逐次而も規則正しく補助消防署に出火を報告することが出来る。巡視には監督の職員が居て、同じ巡視経路を逆に巡視して出火監視、火勢報告の過誤を指摘し、これが防止に努力することになつてゐる。

補助消防隊の機具

一九四〇年三月一日付のブリテン・ツデー紙上に、二十萬人の新しい消防手へ交附する器材のことが論ぜられてゐるが、その要旨は次の通りである。

戦争勃發一年前より、老大なる防火用具製造の計畫が樹立せられ、種々の型のポンプ、ホース、斧、ホース口、梯子が多数製造されることになつてゐた。

一度宣戦が布告されるや、毎週五百臺の割で消防隊にポンプが配給された。これ等のポンプは何れも特別に設計されたもので、補助消防隊員が容易に操作出来るやうに出来てゐた。その多くは所謂トレイラー・ポンプと呼ばれ

るもので、馬力の強いガソリン・エンジンで動き、護謨タイヤを取付けた二輪車に載せて、自動車で牽引出来るやうになつてゐた。然し狭い路地になると自動車から外して四、五人で引張ることも出来た。

其他特殊の用途を有する馬力の強いガソリン・ポンプも設計された。戦時消防には水の需要が急激に増加するので、水道だけでは到底給水に間に合はない。のみならず水道は爆弾で断水することもある。かゝる際には相當離れた河川、池等の水源地から水を運ぶことが必要になつて来る。従つて全國的に開放された水源地の詳細なる調査が必要になつて來、戦争勃發までにはその調査は完了してゐた。

然し戦時に計畫されなければならぬリレー式の長距離給水法は、平時に於ては全く必要のないことであるからこのためには「連鎖式ポンプ給水法」と稱する特別な方法が採用されなければならなかつた。馬力の強いポンプはかゝる際に使用されるので、その數も數百を算し、ホースも多數用意された。またこれに従事する多數の消防隊員が訓練された。其他鐵やカンバスで作つた桶に水を用意したり、貯水槽を市内の重要地點に構築した。

國民登録

戦争完遂のための國民動員並に仕事の分擔決定の仕事は、主として中央政府が責任を以て行つてゐたが、國民登録日(一九三九年九月二十九日)の全非戦闘員登録には各地方廳が擧つて應援し、責任を以て登録の確實を期した。

宣戦布告後二日目に公布された國民登録法は、英帝國の非戦闘員の姓名を全部登録し、且つ性別、年齢、職業、雇傭關係、夫婦關係をも併せて記載するやう規定してゐた。たゞ船員だけは除外されたが、これは船員の記録が軍人同様の方面で調査されてゐたからである。國民登録の統計は普通の國勢調査と同様に地方廳に委託して作成された。

イングランドとウェールズでは地方議會の書記長が國民登録係員に任命され、スコットランドとマン島では、戶籍係がこの仕事を引受けた。

登録の方法としては、九月二十九日に配布された書式に各自記入を行ひ、後で配布される照合カードと引換にこれを提出することにした。

國民登録事務は中央記録所長の權限に屬することとなり、出生、死亡、住所變更による登録事項の變更は、中央、地方の双方に於てそれ／＼記録するやうに規定された。

都市年鑑は次のやうに報じてゐる。

登録方法の説明に依れば、登録は次に掲げる三つの目的のために行はれた。

- 一、新設の國家施設運営のための準備。
- 二、一九三一年の國勢調査の統計に代るべき正確な技能調査と人口統計の作成。
- 三、其他附隨的な目的としては、避難によつて四散した家族相互の連絡及び特別給與乃至は特別手當支給申請に要する身分證明書作成の簡捷化。

政府の行つた國民登録の目的は、これを一般に地方自治體をして利用せしめんとしたものではなくて、上記の三つの目的以外には何等の意圖をも有しなかつた。然し地方自治體職員の中には早くもこれを他の用途に利用し得ることを見て取つたものもあつた。

一九四〇年一月號のローカル・ガヴァメント・フィナンسには、これ等調査の結果、その用途について次のやうな見解が發表されてゐる。

地方自治體の行政區域内の人口を毎日連續記録するといふことは、我が國の歴史上はじめてのことである。この仕事はなかく厄介なことで、まづ第一に、ある地域に出入する人員の變化の記録が忘れがちになるのである。然しながら今回の調査様式は漸次正確なものとなつて、調査洩れの如きことは全然無くなるであらう。特に新年度より實施される食糧の配給計畫と併せて考へるとき、一層確實性を増すものと考へられる。全人口の中には「幽霊人口」の如きものは含まれてゐないが、多數の避難者は勘定に入つてゐる。然し今日では國民登録職員が勤務する事務所に行けば、或る特定地域の毎日の人口を知ることが出來て、もはや中央記録所の發表する概數の如きに頼る必要は全然なくなつた。

次に各地方廳の特殊の問題を二、三説明する必要がある。學園都市及び遊覽地に於ける或時刻の人口の増減、其他地方廳に行政上の難問題を提供する人口の移動は、總てより一層正確に算定出來るやうにならなければならぬ。勿論戰時なるが故に正常の情勢は察知出來ないにしても、この非常時に入手し得る資料によつて、如何に登録制度が重要であるかといふことは容易に判斷し得られるところである。

登録制度の確立を見た今日、現在入手する資料をどの程度に、また如何に有効に日常の行政上に利用出來るかといふことを考へることは、決して無駄なことではない。納税といふ公の義務を怠つて、あちこちと逃げ廻り、諸方に多大の迷惑をかけて無駄な経費を費させてゐる不心得者が尠くないが、國稅、地方稅乃至は其他の徵收金の徵集責任者は、國民登録資料によつて容易にかゝる不心得者を追跡することが出來る。かくの如く國民登録資料は廣汎なる用途を有するのであるが、一面甚だ有力なる用途にも供せられる。二つの地區に介する大都市の人口移動も、本資料によつて容易にその行先を確め得られるのである。

食糧問題

一九三九年の秋、現在の食糧供給量を確保すると同時に、新しく食糧の増産を圖らんとする政府の努力に對して、地方吏員は重大なる責任の一半を負擔することになつた。そして第一の目的達成のためには食糧の割當制を實施することとし、第二の目的達成のためには蔬菜栽培のために市有地にプロットメントを設けることとした。

食糧の割當

食糧の割當は食糧省の許可を得て地方吏員がこれを行ひ、割當の基準は九月に制定された國民登録制によることとした。

各地方には十五名の委員よりなる委員會が設立せられ、委員は五名の小賣商代表者と十名の各階級の消費者を以て構成された。なほ十五名の委員中二名は必ず婦人を選ぶことに定められてゐた。委員會は普通都市乃至は縣の書記長たる一名の食糧事務職員によつて會務を執行した。

都市年鑑によれば一九三九年末までに、イングランド、ウェールズ、スコットランドを合して約一千四百の委員會が設立された。委員會の費用は國庫より支給された。國民登録完了後、登録者には一人残らず食糧切符が交附されることになり、切符は大人用、小人用、外食者用の三種に區別された。切符所有者は各自好みの食糧品店に登録して切符を渡し、食糧品店ではこれに基いて毎週の必要量を正確に地方食糧委員會に申告することになつてゐた。

ブリテン・ツデー誌によれば、一九四〇年三月現在の割當制施行(切符制)の食糧品種は、ベーコン、バター、砂

糖、肉類の四種で、毎週一人の割當量はバター八オンス、ベーコン八オンス、砂糖十二オンスで、肉類は價格で抑へられ、一人當り一志十片(約一ポンド四分の三)となつてゐた。但し魚肉、雞肉、其他少量の肉類は割當制より除外されてゐた。

これ等食糧の割當計畫は輸入食糧品(ブリテン・ツデー誌の調査によれば三月現在で、全食糧の八十五パーセントを占めてゐる。)の政府專賣制度確立を俟つて實施されることになつた。かくして食糧品の配給は國民登録と食糧切符の提示を基礎として、全国的に一つの中央官廳によつて一元的に行はれた。

市立病院の如き公共機關の事務は食糧の割當制實施によつて可なり面倒になつたが、一九四〇年三月號のローカル・ガヴァメント・フィナンズ誌上に、リヴァプール市の収入役W・H・リースミス氏が發表してゐる二、三の都市の例によれば次の如き状態である。

入院患者から切取切符をそのまゝにした食糧切符を集めることは、大きな病院になると煩雜に耐えない仕事で、大抵の場合病人は當然の權利として何枚かの切取切符を切離しもせずに病院に預けてゐる。ところが港では病氣にかかつた避難民や外國人の中には切符の持合せのないものが珍らしくなかつた。従つて一九三九年に制定された割當制度の條項を忠實に履行することは非常に困難であつた。なほ従來、病院では現在割當制の實施されてゐる食糧品は病人自身で買求める例となつてゐたので、この點でも病院當局は非常な不都合を感じてゐる。

料理したベーコン、ハム等の肉類購入には切符を要しないことになつてゐるため、病院外で時たま食事をしようと思ふ職員には便利であるが、これは何時でも食べられるといふのではないから、臨時に配給される肉類を購入するために、職員に切符を交附して、これを回収するとなると、これまた病院ではなか／＼大變な仕事になつて來る。従つてかゝる經驗を有する職員には病院でどんな立派な食事が與へられても、非番の日にカフェーやホテルの食堂に出掛けることがまた別の樂になるのである。

食事の度に登録して代金を支拂ふことは必ず煩雜を來すから、統制の必要なことは認めるとしても、現状の儘では病院の仕事に一層過重の負擔を負はせることになる。

食糧の増産

農漁相の命令によつて、市が食糧増産のために空閑地を買収し、これを各家庭に割當ることが出来るやうになつてから、アロットメント(市民農園)計畫は大々的に擴充された。

市役所は農漁相の命ずるところにより、土地所有者の承諾なしに未利用耕地の處分を行ふことが出来、更に食糧増産運動の強化に伴ひ、將來市街地化の見込のある郊外の土地も、これを食糧増産の用途に供せらるべきである。

市會は土地がアロットメントとして指定せらるゝや、これを適當の大きさに區劃して、町内の各個人乃至は團體に割當た。この際市域内の土地だけで希望者全部の要求に應じ切れない場合には、市會は市域外に互つて土地を獲得し得るやう規定し、當該地域内の行政廳は、これに對して異議を申立ることが出来ないことになつてゐる。

新たに農耕地を獲得するためには、家庭の花壇や、公共建築物の構内空地までも耕地に變更されることになつた。そして庭に草花を栽培してゐる家庭では、自家用の蔬菜類を供給するに足るだけの土地を菜園に變更しなければならなかつた。教育院では地方の學校に二つの通牒を發して、現在行はれてゐる耕作を一段と強化し得るや否やを確かめることとし、家禽、家畜類の飼育を禁止してゐる公營の住宅計畫も、戦時中はこの禁止を解除することになつた。

一九三九年十月號の「都市公論」には次の如き意見が發表されて、この問題に對する或特定の地方廳の力の入れ方が説明されてゐる。

カーディフ市會は地方稅納附者に食糧増産を奨励する目的で、四百五十エーカーの土地購入を議決し、現在買収當初の用途に供せられてゐない市有地は全部市民農園に利用することになつてゐる。

サルフォード協會ではビル・ヒル公園事務所勤務する園丁を家庭園藝の指導者に當てることに決定してゐる。ストックポート・カウンチー・ボローの公園課では、公園や遊園地の中に多數の蔬菜見本園を設けて、蔬菜栽培の實地指導を行ふ計畫を立て、公園課の専門技術者を動員して、個々の菜園につき最も適當した栽培法を指導することになつてゐる。其他菜園の準備、栽培法、適當した品種、各品種の菜價値についても簡單なリーフレットを作成して、一般的な指導を行ふ準備を進めてゐる。

一九三九年十二月八日付のブリテン・ツデー紙は、食糧増産運動の概況につきて次のやうな説明を行つてゐる。

公營の市民農園獲得希望者は、所轄の地方廳に手紙で照會すればよいことになつてゐる。地方廳では耕作可能な空地は土地所有者の承諾なしにこれを所有し、現在農耕地として使用する土地も、所有者乃至は小作人との協定によつてこれを希望者に貸し、共有地も農漁相の許可を得さへすれば、市民農園として利用し得る權限を附與されてゐる。

既に多數の有名な公園、例へばハンプトン・コート公園の如きも敷地の一部が市民農園として耕作されてゐる。ロンドン運輸局でも、鐵道線沿の土地約二萬エーカーを市民農園として提供してゐる。

一九四〇年六月現在の報告によれば、ロンドン府會では約五十の公園敷地内に各五ロッド（一ロッドは約五米平方）の面積を有する畑を六千六百箇所保留してゐる。

農漁相は市民のために五十萬の市民農園を新設することを目標とし、各農園は五人家族の一年の蔬菜需要量の三分の二を生産するに足るだけの大きさのものとする豫定である。そして若しも目標の五十萬の市民農園が完成すれば、一年間の蔬菜生産總額は金額にして二千萬ポンドに達する見込である。

第五章 公 共 事 業

戰爭勃發により地方廳の起債は極度に制限され、事實上英國に於ては大部分の都市事業は停止さるゝに至つた。保健相は一九三九年十月十九日通牒を發して、戰爭期間中は普通の公共事業は中止しても差支ない旨通達した。といつても計畫まで全然放棄する必要はないが、戰爭期間中は平時に於ける如く、總ゆる計畫當局の仕事を積極的に繼續することは許されないといふのである。なほ保健相は戰爭終了後直ちにこれ等の計畫を再び開始すべき用意を整へて置き、その時になつて仕事を進めて行くべき職員の中核體を、今から準備し養成して置くやうにと勸告した。

都市計畫家は市街地や郊外の地形に關する明い知識を提供して都市の防衛に重要な貢獻をした。また戰時病院學校、避難用キャンプの位置、引揚官吏や商社の社員を收容する一時的の建物等の建築敷地に關しても、防衛部に大いに寄與することが出来たと、一九四〇年五月三十一日付のミニシパル・ジャーナル紙上に或る評論家が述べてゐる。勿論防衛部ではこれ等都市計畫家の意見を無視しても、必要とあれば勝手に敷地を選定して非常時用の建築物を建設することが出来た。

計畫や大部分の土木事業は、その必要性が無くなつたが、一方都市の土木職員や、公共事業關係の職員は重大なる戦時の要求に應へ得ることになつた。即ちこれ等職員は防空壕や其他の戦時用建築物の構築に備へなければならなかつたし、これが實施に必要な技術的指導を行はなければならなかつた。また街路照明や交通統制の修正も行はなければならなかつた。といふのは都市の運輸系統や公共事業組織が、戦時下の要請によつて支離滅裂の状態にあつたからである。その上防衛計畫に必要な資材を回収するために、塵芥處理組織にも變更を加へなければならなかつた。

戦争勃發直後の數箇月間は道路の築造は小規模ながら繼續されてゐたが、一九四〇年の春政府は道路關係當局に命令を發して、總て道路工事は軍事上其他の公共的必要性を有する場合以外は、最小限度の安全率を有する程度に止めることとした。其他軍事上重要な地方道路に架けられてゐる橋梁の補強にも注意が拂はれた。

防 空 壕

防空關係の主要なる土木工事は防空壕の構築である。その配置については中央政府の企畫に基いて、空襲の危険のありさうな場所に居住する總ての市民が、空襲警報が鳴つてから七分以内に避難し得るやうに考慮されなければならぬ。都市の土木技術者はこの他附帶的な防空構築、即ち救急所、警報發令所、公共建築物の側面防護施設等の築造も行はなければならなかつた。また建物や公共施設等の復舊にも當らねばならなかつたが、仕事の大部分は、救護、破壊、修繕、清掃の訓練を行ふことであつた。然し防空壕は一般市民からは勿論、新聞紙上でも非常な關心を寄せられてゐたので、その數、位置、型式等につき戦争勃發以來數箇月間は種々論議が絶えなかつた。然しこれ等の批評は概して「經驗の無い臆測」の範圍を出なかつた。といふのは數百萬の人命を護る大計畫が比較的簡單に立てられたのであるから、種々の誤が指摘されても致方ないことである。とにかく一九四〇年の春までには、防空壕に関する論議はその結末を告げなかつた。

防空委員會の報告

地方自治體は到底全般的な防空壕築造計畫の責任を負擔するわけには行かなかつた。事實責任の所在が一元的でないといふことが地方職員、其他の論難の的であつた。建築家、測量師、補助技術者協會の防空委員會が作成し、一九四〇年四月號のミニシパル・ジャーナル誌上に發表された報告には、斯種義務の分擔に付て次の如く述べられてゐる。

特定地域内の人口に對する防空壕計畫樹立の責任は、中央政府のそれとは別に、各種團體や個人が分擔してゐる。地方廳は責任を以て市民のために防空壕を準備し、一般商社（一定の大きさ以上のもの）にあつては會社がその社員の防護に任じ、工場商社同業工場の大きさには或る限度が設けられてゐる。では構内に働く勞務者を工場當局が防護し或ブロックの地主は、そのブロック内に居住する借地人の防護の責任を負擔するし、一定額以上の収入ある戸主はその家族をといつた風にして、それ／＼防護責任者が決定してゐるが、大部分の國民については何等考慮されてゐない。かやうに種々さまざまの當局、團體、個人によつて防空壕が築造される譯であるが、この場合種々異つた官廳の認可を得たものもあれば、全然勝手にやつてゐるものもある。

本防空委員會は、大規模な防空壕構築に着手した地區では、或る特定當局の監督の下に、同一型式に統一することが望ましいと考へてゐた。次の報告も政府當局が、かゝる大規模な防空壕築造計畫に或種の規格を設けて統一、調整

を行ふことは不可能であり、むしろ各地方當局に責任を負担させるべきであると論じてゐる。その要旨は次の通りである。

防空壕の整備については、是非とも何等か統一された規格が欲しいといふことは、國庫補助を仰ぐことになれば規則に定められた最小限度の標準を備へた防空壕を作ることになるから、粗悪な防空壕の構築を禁止出来るといふ趣旨に基くものと考へられるが、然しこれは實際にはあまり有効ではない。といふのは規則は建築家や土木技術者が設計に當つて自由に判断し、相當融通が利くやうに作られるのであるから、これでは少しも嚴密な規格とはならぬ。

市役所で防空壕を造る際には、防空施設補助規定による審査を受けるために、設計書を本省に提出することになつてゐる。そして一般的な補助條件は本省でこれを決定して地方廳に提示されることになつてゐたが、これに對する地方廳の意見としては、本省で決定した防空壕取締規則の諸條項には極めて融通の利かないものもあるし、餘り融通の利き過ぎたものもあるといふのであつた。

例へば、全國に適用出来る家庭向標準型防空壕の制定には、地方の實情に添はぬものがあるとの苦情が出た。この防空壕は内相ジョン・アンダーソン卿の名前を取つて「アンダーソン式防空壕」と一般に呼ばれ、大量構築に適した型であつた。そして防空壕を造りたいと希望した各家庭に配達された。代金は年收二百五十ポンド以下の家庭からは徴收せず、それ以上の家庭では實費を支拂はなければならなかつた。

一九四〇年四月號のパブリック・アドミニストレーション誌上に、長老議員A・T・バイク氏は標準型防空壕の据付について次のやうに述べてゐる。「この防空壕も土質に合せて据付ける必要がある。場所によつては埋設に當つて多量の出水に悩まされることもあらうし、それかといつて地表に置いたのでは壊れて役に立たない。」

家庭向防空壕(アンダーソン式防空壕)の利點として強調されるところは、築造が容易だといふことであつた。然し多數の地方職員、特にその管轄区域内の一切の防空壕構築を地方廳に委託して欲しいといふ地方職員は、大規模の公共防空壕の方が一層安全であり、且つ中に入つてゐて氣持も良く、より完全なる防護に役立つと主張してゐる。上述の報告で述べた建築家、測量師、補助技術者協會の委員會でも同様の見解を有してゐる。また本委員會は假令隣接した土地でも、防空壕の位置によつては、その構造に相當の差異があつても差支ないことになつてゐるとの理由で、政府の方針に反對してゐる。

報告には次のやうに述べられてゐる。「他の防空壕から僅々五、六碼しか離れてゐない所でも、斷然その安全度の優れてゐるものがある。また地下室の如きも構造の優秀なものもあれば、悪いものもある。收容人員五十人の大きさのものもあれば二百人のものもある。アンダーソン式防空壕でも乾燥してゐるものもあれば、甚しく濕つてゐるものもある。換氣の良好なもの、全然換氣しないもの等々、かやうに防空壕の室内の心地良さや、安全度が甚だまち／＼なために、人命の喪失の問題はともかく、いざ空襲の場合には混雑、不平、取締の混亂等を來す以外の何ものもないことは明瞭である。」而も防空壕の数は非常に少く、また防護の安全性も實にまち／＼な上に、一體に天井が低過ぎることを指摘してゐる。本委員會の提案によれば、最後の天井が低いといふ缺點を除くためには、まづ全國を軍事施設との距離及び人口密度の大小を參酌して、危険の度に應じて幾つかの地區に分ち、各地區毎に防護標準の限度を定めるのである。かくして構造的に、例へばディメンション、材料、壁の厚さ等が解れば、實際の防護力を算定する公式が出て來るだらうといふのである。

なほ委員會は、廣汎なる計畫調査は適切なる防空壕計畫の基本調査として必要であることを附加してゐる。調査すべき事項は人口及びその分布状態、流出人口數、通過人口(晝間の)數、運輸調査、工業施設の位置、各種建築物の性質と用途、其他總ての施設の所在及びその配分状態等である。これ等調査が出来て居れば避難救護に種々の重復を避け得られるのである。最後に各公共用防空壕には、完成してから使用し得るまでの最小限度の期限が明記してなければならぬと勧告されてゐた。

内相の回答

委員會の報告にある批判に對して、内相ジョン・アングダーソン卿は、一九四〇年六月七日付のサーヴェイヤー紙上に、次の如き回答を寄せてゐる。

建築家、測量師、補助技術者協會から申出のあつた防空壕方策に關する報告につき、下院に於て意見の發表を求められたるに對し、内相は次のやうに答へてゐる。「余はこの報告を興味深く検討したが、本報告は一口に言へば、大々的に一箇所に集中して構築された丈夫な防空壕を可とする諸種の考へ方を綜合したものと云ひ得る。然し如何に優れた方法でも、今日まで實行され、將來とも地方廳や政府によつて實行される防空壕構築の一般計畫と、凡そかけ離れた新しい防空壕構築方針を採用することは、現在では相當困難である。」

同じく六月二十一日付のサーヴェイヤー紙は、下院に於ける討議で、内相ジョン・アングダーソン卿は、概略二千萬人のために防空壕が整備されてゐる旨報告したと傳へ、内相は一方に施設の不十分な箇所の存在を認めながらも、大體最も緊急を要する場所では最も完全なる施設が行はれてゐると述べてゐる。しかもその二千萬といふ數字は政府の當

初からの目標であつて、不十分な箇所の施設を増強したり、既存の防空壕を改良することによつて、この數字を超過するかも知れないと言つてゐる。

防空壕の平時の利用

防空壕の構築に當つて、地方廳は經濟的考慮の下に、平時に於ても利用し得るやうな工夫を凝した。マンチェスター市の住宅課では一連の防空壕を、最後には平割住宅式に模様換し得るやうに設計した。また他の地方では大工場の勞務者のための防空壕に一寸した病室設備を附して、救急所として永く使用し得るやうに設備した。

駐車場の問題に悩む都市にあつては、公共大防空壕を戦争終了後直ちに自動車收容所に轉用し得るやう設計出来ることを知つた。テームズ河岸のキントン、カーチフ、フィンズベリーの三市はその適例である。

街路照明と交通統制

英國人にとつて、戦争の最大なる悩みの一つは、新聞、ラジオ等で公表される燈火管制であるが、これはまた特に危険なものでもあつた。

初期の燈火管制規則 開戦當初の數週間の燈火管制の目的は眞暗闇にすることであつた。即ち防空監視員は街を巡視して、家庭の窓の遮光幕の隙間から洩れる光なら、どんな弱い電氣の光でもこれを注意して歩いたものである。街燈も完全に消燈された。そして公用車や、都市の交通機關だけに薄暗い燈が許されたが、餘り光度が弱いために危険防止に役立つまでには至らなかつた。公共建築物の照明の如きも勿論薄暗くした上に遮光された。

全國の地方廳では、直ちに街路や、街路の邊石に白ペンキを塗り、危険な箇所には赤色の指示燈を取付けた。交叉點の信號機は、僅に光の洩れる狭い間隙のある不透明な圓盤で蔽ふやうに命令された。緑の矢型信號は緑の幅が僅に八分の一吋まで黒く塗りつぶされた。どうしても必要があつて残置された照明標識でも、二百五十呎離れては見えない程度に遮光し且つ減光しなければならなかつた。

初期の方針の緩和 然しかゝる状態の下では、夜間の交通事故による死傷者の數が驚くべき率で増加した。都市年鑑によれば、一九三八年九月中の死亡者總數五百五十四名に比し、一九三九年九月中のそれは千百三十名となつてゐる。この事が議會で問題となつたとき、交通相は極めて憂慮すべき問題なることを認めた。然るに暫くの間は豫期した獨逸軍の熾烈なる爆撃が無かつた。それでかゝる極端なる燈火管制は當然加減されることになり、内務省では慎重なる試験の結果、一九三九年十二月に至り照明は光度四リューメン迄は差支無き旨通達した。

一九四〇年二月九日付のミュンヘン・ジャーナル紙は次の如く報じてゐる。

新しく制定された照明は、勿論戦前の明るい照明には及びもつかない暗いものではあるが、歩行者が邪魔物や、走つて來る交通機關を見かけるには充分である。この照明が有難く感ぜられるのは特に横町に於てである。即ち今まで微かな光さへなかつた箇所でも、今度の照明で道路も先の方まで見えることになり、歩道や車道でも歩行者が自分の方に向つて來るものに對して適當な位置を占め得るやうになつた。

眞暗闇の中で見えるものは、近づいて來る車のヘッドライトだけであり、而もその車との間隔乃至は車の速力は判断出來ないのである。ところが新しく制定された照明によると、街路の幅員や、向つて來る車の大きさ、速度、性質までも見分けることが出来るやうになつた。空から偵察した結果では、四リューメンといふ光度は、敵には、つ

きりとした情報を與へない最小限度の光度であることが解つた。

フランスの燈火管制

フランスに於ては英國と異なり、總ての街燈の消燈の必要性を認めなかつた。戦争が勃發するやフランスの全都市は二つの種類に大別され、その一つに於ては嚴重な燈火管制が必要とされ、他の都市では支障の無い範圍で適當なる光度が許された。

完全なる消燈の行はれる都市は交戦地域に近いものか、さもなければ奥地の小都市でも、電燈の光度を落す装置の無い都市に限られてゐた。奥地の大部分の大都市では、英國の報告に基いて、夜間物を識別出来る程度に減光し、空襲時に於ては何時でも消燈することにした。

フランスの減光の方法には二種類あつて、第一には光度を弱めて光線が擴がらないやうにし、眞下を照明するやうにした。第二には、當局から支給された五十碼内外の間隔を置いて、下からのみ見得るやうに巧妙に遮光した遮光電球を使用した。この遮光電球は空襲があつて、普通の電燈は完全に消燈しなければならぬときでも、使用出来る戦時用として造られたもので、負傷者、消防自動車、其他空襲時に必要な品物の運搬に、ともかくも不自由のないやうに出來てゐる。

道路標識の除却

一九四〇年五月の低濕諸國に對する獨逸落下傘部隊の脅威は英國にもやつて來た。そこで直ちに道路警備が命ぜら

れ、全國の道路標識が除却された。次で郵便局、電話局の屋上の名稱は全部塗り潰すやうに指令された。然し、一九四〇年六月七日付のサーヴェイヤー紙には、デーリー・テレグラフ紙の一記者の言葉が引用されて、次のやうに報ぜられてゐる。

「商店、ガレーヂ、個人住宅にはまだ地名が、そのまゝ残つてゐるものが大分あるが、標識除却の趣旨を徹底させるためには、これ等の地名も當然除去しなければならない。然しまたこの點までは命令が行届いてゐない」そして「縣によつては敵に方向を知らせる街路の名稱を塗潰してゐるものもあるし、また或縣ではその地方の名勝地への道路標識さへ除去つたものもある。さうかと思ふと他の場所では、『これ／＼の地點は徐行を要す』等の標識が残つてゐるものもある。」

電燈契約問題の解決

燈火管制の實施に伴ひ、戦前民間の會社と締結した街燈契約に關して、種々厄介な問題が起つた。

一九四〇年五月號のローカル・ガヴァメント・フィナンズ誌上に於て、E・J・D・ロイド氏は「たとひ一燈も點けなくとも、諸経費が掛つてゐるのであるから、當然料金は支拂ふべきものとするのが一般的な解釋だらう。」と言つてゐる。

例へば或市會では、戦前に一萬七千磅にも達した電燈料を、たゞ電燈會社の經常費を償ふだけの支拂として二千四百磅に減額して支拂つた。他の市會では、維持費、利子、減價償却費を償ふに足るだけの額、即ち戦前の一萬磅に對して僅か千五百五十五磅を支拂つたに過ぎなかつた。

都市の公共事業と輸送問題

戦争勃發前から防衛計畫は都市の公共事業に種々衝撃を與へるものと考へられてゐた。即ち施設擴張の要求、新資本原價の昂騰、燃料及び資材の價格騰貴等である。戦争が進展するにつれて、公共企業に對するこれ等の壓迫は益々強くなつて來た。

公共事業の財政問題

シニフィールド市の會計課長A・B・グリッフイス氏は、一九三九年四月號のローカル・ガヴァメント・フィナンズ誌上に、軍備擴張が都市の公共事業の前途に及ぼす影響について、概略次のやうに説明してゐる。

地方廳が經營する公共施設は、再軍備の影響を受けて、事業の擴充が要望され、同時にこれ等施設、それも特に電気、瓦斯、水道の諸施設の擴張に要する資本の増額が要求されてゐる。然しこれによつて事業の負擔が増大することは當然である。新資本、新しい建築物、新しい機械並に工場はたゞ増税の對象に供せられるだけであるが、満期になつた古い借金の再契約については既定の課税金が増額される。工場の操業に無理をすると、第一次世界大戦の末期に於ける如く、このために元も子も無くしてしまふことになる。平時に於ては、生産數量が増加すると、反對に生産費は割安になるが、戦時に於ては上述の諸要素の外に、賃金、燃料費が一般に昂騰するから、これ等の影響を受ける經濟は收支の平衡を失ふことになる。なほ反面には再軍備が後れると、當該地方の生産力(並に公債負擔力)を遊ばせて置くやうなことも生じて來る。

翌年には需要の増加、生産費の昂騰の豫想が現實となつて現れた。極く最近の物價騰貴の例としては、石炭運搬費とガソリン代の騰貴がある。前者は瓦斯代、電燈料金の騰貴を招き、後者は一般運賃昂騰の因をなしてゐる。ところが輸送施設は益々擴充を要望されるので、一九四〇年五月三十一日付のミュニッパル・ジャーナル紙は、これ等の問題に關して次のやうに批評してゐる。

石炭運搬費 計算の示すところによれば、石炭の鐵道運賃が騰ると、電気、瓦斯事業の收支決算書には大變動が生じて来る。備船費、荷車賃は既に一割方騰貴し、これが如何に影響してゐるかは、ベットフォード市の實例を挙げれば、つきりする。即ちベットフォード市營の發電所に配給される石炭代が一噸につき約一シリング上るとすれば、一箇年の石炭總重量を五萬六千噸として、一箇年の石炭代總額は二千五百磅上ることになる。本會計年度當初に於ける石炭代は、前會計年度當初(一九三九年四月一日)のそれに比較して七千五百磅方騰貴し、約一年後の今日では、それが一萬磅にも達してゐる。

其他の二つの輸送問題 今週の二つの新聞記事は、市營の輸送事業に重大なる關係を有してゐる。その一つは軍需品補給部員と、戰時生産者の緊急の仕事に従事する職員は、當分の間無休(一週七日の勤務)とするといふ政府の決定であり、いま一つの記事は石油代一片二分の一、ガソリン代一片の値上問題である。一週七日の勤務となると全國の輸送事業には可成りの負擔が新しく荷せられることになり、混雑時間が長くなつて、この時間には工場通勤勞務者の運搬に多數の配車を行はなければならぬ。燃料費の昂騰に基く經費の増額は、ライセスター市の一千七百磅(市營バス運轉に要する經費の増額)から、マンチェスター市の二萬三千磅まであつて、この間にはバーケンヘッド市の如き例もあり、此處では輸送事業費だけで約四千二百磅の經費増額となつてゐる。

一九四〇年三月二十九日付のミュニッパル・ジャーナル紙上に、同紙の一記者は次のやうな記事を寄せてゐる。

高價なガソリンを使用し、高い電力料金を支拂つて、自動車運輸事業を經營してゐるにも拘らず、或る路線では乗客数が減少するかと思へば、或る路線では激増し、それに勞働賃銀が騰貴する結果、多くの輸送會社では、多少の差こそあれ、一樣に料金の値上げを行つてゐる。然し市内の會社では、戰時價格統制令の許す範圍内で勝手な料金を規定してゐる。二、三の地方廳では既に壓縮瓦斯、發生爐瓦斯を代用燃料として使用し、國內の諸方でもこれ等二種類の代用燃料を使用する自動車が正規の旅客輸送に従事してゐる。

一方、グレート・ブリテン紙が報ずるところによれば、或る地方廳ではドイツの都市の例に倣つて、下水處理場の副産物たるメタン瓦斯を代用燃料として使用する計畫を樹てゐることである。

輸 送 施 設

戰時の道路輸送に關する全般的な責任は交通相と、防空を目的として區分された全国各地域の地方交通委員がこれを負擔してゐる。次に都市年鑑に發表された旅客輸送問題に關する記事を掲げる。

交通相は乗合自動車業者に、乗客の最も少ない路線の運轉は廢止の準備を整へ、一方急に新路線の開始を命ぜられることがあるかも知れないといふことを承知してゐて貰ひたいと要請した、戰時下で平時に於けると同様の乗合自動車免許制度を實施することは、急速處理を建前とする戰時行政から觀れば、到底満足なる機能を發揮し得ないことは明瞭である。人口の再配分、バラックの建設、軍需工場への勞務者運搬等の如く始終變動する情勢に對處せんがためには、敏速といふことが要求される。地方交通委員は既得の乗合自動車營業權を變更して、戰時特別許可

の手段によつて新しく免許を與へることが出来る。

軍隊の輸送、避難計畫の實施のために多數の乗合自動車が使用されたが、かゝる目的に乗合自動車を使用する手配は委員長の承認を経なければならぬ。乗合自動車を所有する地方廳には、戦時に於て簡単に救急車に改造出来るやうな車に印を附して置くやう命令された。交通相は乗合自動車製造業者及び乗合自動車営業者の代表に交渉して、新車は簡単に急救車に改造出来るやうに設計させることにした。改造の目的は、防空計畫に即應して臨時救急車を徴發しようといふのではなく、保健省の計畫に基いて病人を病院から避難させようといふのである。

戦争勃發後直ちに自動車用燃料配給の必要が認められたが、全國に在る約五萬臺の乗合自動車には、自家用車とは別に、特別の燃料配給が行はれた。そして一般には地方交通委員から直接に業者に燃料切符が交附された。

ロンドン市の交通機關の防空問題

ロンドン市の市内電車の當面の問題は、如何なる防空對策を講じて、その運行の安全を確保するかといふことであつた。これに關してピートリックス・ムーア女史が、一九四〇年四月號の「ミュニパル・レビュー」・オブ・カナダ誌上に、ロンドン市内の交通機關に採用された巧妙なる防空手段を紹介してゐる。即ち

ロンドン旅客運輸局は、ロンドン市の周圍二十五哩圏内の總ゆる交通機關を經營し、職員も總數約八萬七千人といふ大世帯で、チャリング・クロス驛の如きは、一年間の乗降人員總數約四千一百万人を算してゐる。バスの乗客を含めた昨年度の輸送人員總數は、三十八億七千二百萬人といふ莫大な數に上つてゐるが、この中には通勤者も居れば、遊覽客も含まれてゐる。

一九三六年に豫備調査を行つて、愈々戦争が始まつたら、如何なる處置を講ずべきかについて研究を行つたことがあつたが、一九三八年九月の「ミュンヘン」の危機が解消した後で、運輸局では構造上に如何なる改造を加へる必要があるかを調査した。

ロンドン旅客運輸局では大規模な緊急對策工事を實施したが、ロンドン市内だけで工事費總額五百萬磅の巨額に達してゐる。ロンドン市の地下鐵では、一九三九年一月、洪水防止装置を施すために、技師が停車場、トンネルを残らず測量した。その結果空襲下に豫想せられる浸水を防止するためには、五十一箇所の地下鐵停留場に何等かの工事を行ふ必要があることが判明した。そして愈々戦争が勃發した時には、十九の停留場を残して他は全部完成してゐた。

ロンドン市民で、市民の安全確保のために非常に困難な仕事が行はれてゐるのを見た者も、また知つてゐる者も殆ど無かつた。市民はたゞ表面的な變化に氣をとられるに過ぎなかつた。例へば空襲下に於ける指示事項の如きも車内や停車場に見られるだけで、空襲下には床に伏せるやうにと注意されても、誰一人これを眞剣に考へるものもなく、時たま雜沓した郊外電車の中で面白半分に試みる者があるに過ぎなかつた。

地下鐵の入口には「防空壕としての使用を禁ず、空襲警報發令と同時に入口閉鎖」といふ注意書が掲げられてゐる。

ロンドンで直面した最も厄介な問題は、テームス河或は下水管、水道のメインパイプの漏水による洪水の危険から如何に地下鐵を防護するかといふことであつた。このために電氣で操作する二種類の鋼鐵製防水扉が取付けられた。その一つは重量六噸といふ重いトンネル用の防水扉、他の一つは重量四噸半の小型のもので、地下鐵入口の通

路遮断に使用されることになつてゐた。通路遮断にはこの外にコンクリート壁も使用されてゐた。この工事は非常に完全なものであつたから、空襲警報發令後三分にして、河底を走る地下鐵の二つの停留場の間を完全に遮断出来た。運輸事務所に警報が傳達されると、所長は直に各扉の操作係に指令を發することになつてゐるが、これ等操作係は四六時中勤務してゐる。プラットフォームの端に設けられた扉の操作室には、地下鐵全線の縦断面圖が掲げてあつて、電燈で河底部を走る電車の位置を示すやうに出来てゐる。操作主任がこの断面圖で河底部に一臺の電車も残つてゐないことを確めると扉を閉鎖する。この際河底のトンネル内部に一臺の電車でも残つてゐたら、特殊の聯動式装置で扉が閉鎖しないやうになつてゐる。

戦争が勃發するや否や、全員晝夜兼行で防水扉の完成に努力し、十二月末迄には一つの停留場を残して他は全部完成した。空襲の際には、地下鐵の乗客は最寄の驛で警報を傳達される。そして希望の者は下車して防空壕に避難することが出来る。これ等下車希望者を降した電車は進行を續けるが、乗客は窓や換氣孔を閉し、ブラインドをおろすことになつてゐる。

汽車に完全な燈火管制を行ふことはなか／＼困難な問題で、最近は特に敵の熾烈なる空襲が晩方早く行はれる傾向があるから、猶更のことである。普通の列車は眞暗闇にし、地下鐵までも減光した初期の燈火管制時代は既に過ぎ去つてしまつて、今日では讀書用の電球を取付けた燈下管制が工夫され、立派に實行されてゐる。然しこの燈火管制はなか／＼の大仕事で、電球だけでも三萬個の點換が必要であり、別に總延長百九十哩の電燈線と總重量二十噸に達する讀書用特別鋼製シェードが必要であつた。この方法によると光線は白色鋼製の箱の間隙を通して新聞や書籍を照らし、窓からは全然光線が洩れない。

塵芥處理と廢品回收

英國の原料資源を國防資材に動員する最も有效なる方法は、清掃部で集めた塵芥の中から原料を回収して、これを利用してことであつた。英國では獨乙や日本に比較して、廢品回收運動の開始が後れてゐた。その上地方廳の中には家庭から出る塵芥が、戦争遂行上極めて重要なものであるといふことをなか／＼認識しないものがあつた。

廢品回收運動の進捗

然し「英國の塵芥箱の中から掘り出せ戦時の寶」「土曜日の夜は擧つて廢品回收」「原料こそ戦争資源」等のスローガンを掲げて、戦時生産省其他地方自治體の各種團體、出版社等が猛烈な宣傳戦を展開し、一九四〇年の春までには相當の効果を擧げた。

ミュンパル・ジャーナル紙が報ずるところによれば、一九四〇年六月七日現在で、イングランド、スコットランド、ウェールズを合して約九百の地方廳が廢品回收運動を實施してゐる。これを前年九月の状況——即ちこの時には戦時生産省から通牒を受取つた一千十二の地方廳の中、僅か三百十六の地方廳しか廢品回收に努力してゐなかつた——に比較するときは隔世の感がある。ミュンパル・ジャーナル紙の記者は次のやうに報じてゐる。

事實地方廳が回収した資材の賣上代金は、前年九月の四倍、即ち前年の賣上總額三十三萬六千磅に比較して、一躍百五十萬磅に達してゐる。前年九月地方廳が集めた紙屑は四千五百噸に達した。最近、デヴォンシャーで開催された地方廳會議の席上、廢品回收局副主事J・C・ドーズ氏は、本年四月中に地方廳が集めた紙屑の總重量が一萬

七千磅に達したと報告してゐる。同じく回収した屑鐵、屑金屬、織物屑等も非常に増加してゐる。

戰時生産省の廢品回収運動は、イングランド、ウェールズの地方廳にして人口一萬人以上を代表するもの、スコットランドの地方廳にして人口五千人以上を代表するものと連絡を取つて開始された。今日では、イングランド、ウェールズの地方廳も人口五千人以上に範圍が擴大されてゐる。まだ全部の回答が集つてゐるわけではないが、小さな地方廳の方が眞面目に努力してゐるやうである。過去數箇月間大いに實績を擧げてゐるが、まだ安心し得る状態にはなつてゐない。多數の市、町、村が廢品回収運動を忠實に實行してゐるが、中には大して力齶を入れないものもあるし、全然手をつけてゐないものも少しはあるといふ現状である。

廢品回収の目的

廢品回収局主事H・G・ジュッド氏は、各家庭の主婦に本運動への協力を求めて、次の三つの理由から廢品回収が極めて大切なことを強調してゐる。第一の理由としては、外國市場から品物を買入れることが難しくなり、外國爲替の取引が停止される。第二には、軍需品の輸送のために船腹が不足して來る。第三には、船員の負擔を軽減し、危險を緩和することが出来るといふのである。

然し地方廳は、單に國民の愛國心に懇へる以外に、廢品回収によつて利益があることを實證して、本運動を一層強力ならしめることが出來た。ジュッド氏が五月に發表してゐるところによれば、回収した廢品の總賣上高は一箇月十一萬五千磅で、年に換算して百五十萬磅の巨額に達する。トッテンハム市が最初の年度(戰爭はこの年の九月に始まつた)に擧げた廢品回収の成績は、總賣上高五千五百磅で、所要の事務費三千七百磅を差引いても純収益一千八百磅といふ

ことになる。このうち紙屑だけの賣上高が一千六十六磅に達してゐる。他の或都市では、戰前の廢品回収で四千磅の収益を擧げてゐるが、これを戰爭勃發後の市場價格に換算すれば約五倍、即ち二萬磅の巨額に達する。

地方廳では、價格が統制されてゐるから、金屬を回収しても結局損が行くと不平をこぼしてゐたが、その結果金屬回収運動が阻害されることになつた。交通相もこの點を充分考慮して、金屬回収といふ特別の用途に使用するトラックには、トラクタ税を免除する旨指令を發して、一つの障害を除去することにした。

マンチェスター市清掃部長兼廢品回収名譽顧問B・B・ジョーンズ氏は、普通家庭から出る塵芥の中から、廢品として回収し得る品物を取出して、そのパーセンテージを擧げてゐる。勿論これは概數で分類の方法も大雑把であり、塵芥の種類の様子は全然考慮に入れない計算であるが、これによると紙類二・五パーセント、錫其他の金屬一・五パーセント、襪襪一・二五パーセント、硝子壘一・五パーセントとなつてゐる。これ等の數字は小さいが、イングランドの西北部地方で、一年間に出る塵芥の總重量が百八十二萬五千噸といふのであつて、これについて見れば、紙類四萬五千六百二十五噸、錫其他の金屬二萬七千三百七十五噸、襪襪四千五百六十噸、硝子壘類一萬八千二百五十噸となつて居り、なか／＼馬鹿に出來ない量である。以上の他に膠や肥料の原料として、また家畜、家禽の飼料として骨類も回収されてゐる。

一九四〇年の最初の數箇月間に回収された廢品の量は著しく増加したが、政府の内部でも、中央官廳が地方自治體に代つて廢品回収に努力しなければならぬと繰り返し強調されてゐた。議會でもこの點が強調されたが、保健相エリオット氏は何等の意見も述べなかつた。ジュッド氏は演説して「政府は廢品回収が地方廳の公共事業にもなるのだといふことを強調して、専ら公共事業の觀念の援けを借りて運動の強化に努力して欲しい。若しも地方廳の公共事業

の觀念に依存したことが誤つてゐたことを發見したら、目的達成のために別の手段を考へなければならぬ。」と述べてゐる。七月上旬の新聞が特報として報ずるところによれば、政府は塵芥の分類を怠つた家庭には、罰金を課した上に拘留處分に附し、また本運動に協力しない地方廳には罰則を適用する方針を決定したとのことである。

戦前既に廢品回収運動が實施されてゐた都市では、今回の運動が開始されても、たゞ従来の運動を強化すれば足りたが、全然新しく始める箇所では、従来の清掃課をしてこれに當らせる都市が多かつた。然し中には、バーミンガム市の例に倣つて、獨立の課を設けたものもあつた。

回収の實施方法

廢品回収の實を擧げるには、如何なる實施方法を講ずべきかについて、グラスゴー市の清掃課長C・H・マックファアレン氏は、一九四〇年一月號の**パブリック・クリンジング**誌上に大要次の如き意見を發表してゐる。

氏が推奨する紙屑の回収方法は、小學校兒童をして定期的に各家庭から紙屑を集めさせるので、この方法によれば紙屑の汚れも少く経費も安くて済む。それに紙を使つた人が紙屑を他の塵芥と別にしてさへ置けば良いので、清掃課では日を定めてこれを集めて廻るのである。

回収に小學校兒童を使はないとすれば、各家庭に指示して、紙屑だけを束ね、これを他の塵芥と別にして、塵集積場所に運ばせて置くのである。すると清掃夫もまたこれを別の倉庫に運び込む。

氏はなほ次の點を附加してゐる。

「この方法は暫くの間グラスゴー其他の都市で行はれてゐるが、各家庭で紙屑を別にして置くやうにとの註文を忠實に守つて呉れさへすれば、大いに成績を擧げることが出来る。然るに残念なことには、我がグラスゴー市では、この註文が満足に聽入れられず、市民の時局認識の程度も甚だ不充分である。

家庭が協力しなかつた場合には、グラスゴー市では、係員を清掃車に同乗させて、塵芥を塵捨て場にあけるときに紙屑を取除けさせた。なほ最後に塵芥がコンヴェヤー・ベルトで最後の處理場へ運ばれて行くときに、この中から紙屑を拾ひ出した。」

マックファアレン氏が説明するところによれば、食物の容器以外の屑金屬は塵箱でも、また塵芥處理場でも容易く選り分けられる。そしてポイスカウト(少年團)の如き團體を定期的に金屬回収に動員したら良いといふのである。食物の容器も是非とも塵芥箱に捨てなければならぬ。然しマックファアレン氏は次のやうに言つてゐる。

若しも紙屑を塵芥と別にして、塵芥を捨てるときに紙屑だけを取除けて置くやうにすれば、塵芥の量(これは普通非常に嵩張つたものだが)を減ずることが出来て、罐類の選別が非常に樂になり、容易く見付けて取除くことが出来る。嵩張つた紙屑を取除く手間が省けると、量こそ少いが貴重な罐類其他の廢品回収に全力を注ぐことが出来る。豫め紙屑だけを取除いて置くと次の點でも都合が良い。即ち塵芥の嵩が減少するので清掃車への積込みが手早くなり、同じ一臺の清掃車でも遙に多くの家庭から塵芥を集めて來ることが出来る。

マックファアレン氏の説によれば、各家庭から骨類を集めることはなか／＼厄介なことであつた。第一、料理人が骨類を集めることには衛生當局が不賛成を稱へ、小學校兒童にこれを集めさせることには有力な教育家が反對した。これ等種々の異論があつたにも拘らず、二、三の教育當局——エデンバラ市の教育課は特に積極的であつた——は小學校兒童に骨類の回収を行はせた。

ブラッドフォード市の清掃課長H・ヒンチリップ氏は、秩序ある放下式塵芥処理法(衛生的な方法である)を採用してゐる都市のために、廢品回收方法を指導して、次のやうな意見を一九四〇年三月八日のミュニシパル・ジャーナル紙に發表してゐる。

廢品回收係員の第一の仕事は、廢品回收問題を委員會に附議して、その承認を得、協力を仰ぐことである。なほこれに關聯して係員は會計課長(多くは収入役)と連絡を取つて廢品の賣却を行ふがよい。この方法によれば、統制價格が終始變動しても、委員會の開催を待つために、賣却の好機を失するやうなこともなく、何時でも廢品を市場に持つて行くことが出来る。

第二の仕事は清掃夫と話をして、彼等の自發的な戦争への協力を求め、出来るだけ多量の廢品を回收させることである。この方法によつてブラッドフォード市では素晴らしい成績を擧げてゐる。ブラッドフォード市の清掃夫は、この話合のあつた次の月には百パーセントの協力を行つてゐるが、その後も益々積極的協力の實を擧げてゐる。同様の結果は、個人間の話合でも期待し得られることで、話が纏りさへすれば大いに成績を擧げることが出来る。

一方、清掃課員も一丸となつて協力する必要があるが、我がブラッドフォード市の場合には全課員が一致協力、目的の貫徹に努力するものと確信してゐる。

清掃車から塵芥を空ける場合に多數の小さい罐は自然に埋まつてしまふが、毀れた塵芥箱、風呂桶、バケツ等の大きなものは直ぐ目につくから、これ等は塵芥捨場の片隅にかためて積んで置かなければならない。小さいもので熊手で塵芥を掻きならすときに見付けたものは、同じ場所に積重ねて置くことにする。たゞこの際廢品の山が見

苦しくないやうに整頓して置き、清掃車が歸るときにはこれを満載して、壓縮機の設備ある倉庫に運ぶとか、高く買取る屑鐵商の店に運ぶ必要がある。

破れた絨毯、毛布其他の織物類も容易く目につくから、これ等も回収しなければならない。塵芥捨場としてもこれ等の織物が埋つてゐない方が好都合である。といふのは織物類が腐つて分解する際には熱を發するからである。

塵類は揃つてゐなくても、塵芥捨て一噸五十志前後には賣れるから、捨集めて箱に詰めて置くと相當の収入が得られる。賣れない塵や透明硝子の破片も一箇所に集めて置いて、日を定めて賣却しなければならぬ。たゞ色附硝子だけは買手が無い。塵芥捨場で骨を選別けることは難しいから、特別の容器を備付けて、見つかれば次第これに集めるのが能率的である。

廢品の中から出た防毒面

紙屑、金屬屑、骨の回收に一生懸命になつてゐたハル市の廢品回收係員は、塵芥の中から全く思ひがけない品物即ち防毒面を見付けて喫驚した。防毒面といへば一頃英國中を血眼で捜し廻つても、なか／＼入手出来なかつたものが、それが廢品の中から出て來たのだから驚くの外はない。それも一般市民用のものならまだしも、中には軍隊用のものまで混つてゐた。パブリック・クリンジング誌はこの事を報告して「當局はかゝる馬鹿げた問題を極めて重大視してゐる。」と述べてゐる。

外國に於ける廢品回收の實狀

英國で廢品回收運動が熱心に展開される數年前、既に獨乙では自給自足經濟の確立を目指して猛運動を開始してゐたが、このことは我が國に極めて貴重な手本を示して呉れた。

一九三九年五月號の「パブリック・クリーニング誌」に、マザー・ウエル、ウィッショー兩市の清掃監督 A・L・トムソン氏は獨乙の例を引いて「英國は廢品回收を行ふに當つて、從來の傳統的な悠長な方法を完全に改むべきである」と警告し、更に次のやうに述べてゐる。

一九三七年八月公布の法令に基き、人口三萬五千人以上の各都市は、最大限度の廢品回收を行ふために、嚴重な廢品の選別を行ふことになつてゐるが、これは暫定的なものではなく、永久的に實施すべき規定になつてゐる。塵芥處理の方法として放下式（塵芥捨場に投捨する方式）を採用すれば、廢品回收の効果を大ならしめるために、塵芥捨場の一隅の平坦地に塵芥を空けて、熊手で掻きならし、回収すべき廢品を拾出すのが一番良い方法である。この方法によれば一立方メートルの塵芥を完全に處理するのに一人で半時間を要する。

外國貿易の停止による物資の不足を補ふためには、毎週一回特別に任命された廢品回收係を總動員して、各家庭を戸別訪問させ、廢品回收運動の徹底を期する必要がある。政府の指令には回収すべき廢品の種類が詳細に擧げてあつて、ウエスト・ワールドが報ずるところによれば、その中には次の品物が含まれてゐる。

一、仕立残の端切れ、使ひ古した絨毯、カーテン、穴の明いた靴下、其他古い布地。これ等はスフと混紡して新しい布地に再生される。

二、金屬屑、毀れた陶磁器類、錫箔、使ひ古した電池、古鐵管、毀れたシャワーバスやオーヴン、古釘、古スクリュー、古電球等は差當つていづれも極端な金屬飢饉の救済に役立つ。

三、紙屑、紙類節的の豫備的措置として、紙を使ふ會社、商店では一割の紙の節約が命令されてゐる。

四、皮革、空堀、骨類は小學兒童が學校に運んで、教師がこれを集めることになつてゐる。

其他齒磨チューブ、錫箔、壘の蓋等は獨乙のヒットラー・ユードメントがやつてゐる方法に倣つて回収しなければならぬ。

以上の他トムソン氏は、日本の廢品回收について一、二の例を擧げて紹介し、なほオランダで開墾地の土質改良に都市の厨芥が使はれてゐる例を引用してこれを推奨してゐる。

第六章 社會施設

英國の地方自治體は民防空に對する國家の準備に應援するのみならず、可及的戰前の社會施設の水準を低下させないやうに努力するものと期待されてゐた。英國の定期刊行物の論説は、避難の如き緊迫した戰時對策を講じつゝある政府も、又空襲に備へてゐる一般國民も、市當局が公衆衛生、住宅、公共扶助、教育及び厚生等の諸問題に付て、從來の計畫を遂行するやう期待してゐたことを指摘してゐる。

衛生

保健省（地方自治體の種々の活動を監督する中央官廳）は、一九三八、一九三九年の兩年度に互り、公衆衛生及び病院經營の對策を樹立し、地方當局をして、戰時中これを踏襲させることにした。その主要なるものは、傷病兵の療養に關する對策であつたが、豫期せざる戰時の要請に應ずるためには、從來の保健、病院の兩事業を一段と強化擴充する必

疾病増加の防止

保健省の醫務局長アーサー・マックノルティ卿は、一九四〇年三月二日付のブリッッシュ・メデイカル・ジャーナル紙上に發表した論文の中に於て、英國の公衆衛生係員は須らく戦時下に於ける總ゆる疾病の蔓延防止に努力すべきことを指摘してゐる。

醫務局長は特に次に述べる諸種の疾病に付て、この點を強調してゐる。

- 一、ビタミン缺乏症(栄養不良症) この病氣は食料品の價格騰貴、配給の制限が原因をなしてゐる。
- 二、肺結核 これは直接病人と接觸したために感染することもあるし、雑沓並に長時間の心身緊張に由來する抵抗力の減退に依つて發病もし、死亡することもある。
- 三、花柳病 この病氣は多數の人が、治療施設の無い諸方へ移動するために、戦時下では非常な速さで蔓延して行く。保健省では縣會や、市町村會に既存の花柳病治療施設を擴充するやう獎勵したり、從來施設の無かつたものには出張所や移動班を設けて治療に努力するやう獎勵した。
- 四、流行性感冒 この豫防には公德心の涵養を徹底させるに限る。
- 五、腦脊髄膜炎 これは一九三九年の暮から一九四〇年の春にかけて増加した病氣で、戦時下では特に多いやうである。

一九四〇年一月十九日付のミニニバル・ジャーナル紙によれば、病氣の蔓延防止に關する特殊なる地方對策の一例としては、グロースタシャー結核豫防聯合會の活動を擧げることが出来る。即ち本聯合會では、この縣に移住して來た工場勞務者の家族に起り勝ちな、結核患者の發生に備へて病院のベッドを確保した。

食糧の検査

政府の戦時下食糧供給統制の影響を受けて、食糧の検査、管理の問題は非常に面倒であつた。一九四〇年四月十二日付のミニニバル・ジャーナル紙上に、ハル市の食糧、藥品首席検査役C・P・G・クレイトン氏は、これに關して二、三新しい問題を提示してゐる。即ち莫大な政府の貯藏食糧は變質防止のために、一層注意して検査する必要があるが、敵國のために被害を蒙つた船舶積載の食糧が検査役の一番の悩みであつたから、クレイトン氏は検査役に獎めて、出来るだけ多くの食糧品を貯藏して置くやう、商人と協力せしめることにした。そして腐敗の境目にあるやうな品物で普通なら當然賣買を禁止されるものでも、賣買を許さなければならなかつた。

避難民の保健問題

百萬以上の大都市市民が、周圍の郊外に避難したために、從來經驗しなかつた特殊の公衆衛生問題が惹起された。この問題に付て上述の論文の中に、アーサー・マックノルティ卿が次の如き趣旨の意見を發表してゐる。

従來は田舎らしく、比較的閑靜であつた地方に、どつと多數の人口が押寄せたために、地方當局は、上・下水道、汚物處理施設、傳染病隔離施設、産院等の諸施設の整備擴充に努力しなければならなかつた。其他學校、病院の増設、保母事業の擴充も必要であつた。又かゝる急激なる人口増加に伴ひ、保健醫は、將來の必須施設たる地方衛生

公署——例へば幼児健康相談所、結核治療院等の如き——と、兒童の保健、厚生のための附随施設とを併せて考慮しなければならなかつた。即ち臨時療養所が到る處に設けられ、孤兒は主として地方の一般開業醫に收容されて療養が行はれた。

防空施設としての病院

戦争勃發前、保健相は地方自治體に要請して、國土防衛の第四線即ち空襲其他の攻撃に對する國民の防衛戰線を結成することにした。地方自治體が擔當する醫療、公衆衛生兩分野の責任は、主として敵の襲撃に因る負傷者を收容する救急、病院の兩施設を行ふことであつた。

病院の使用方法は、保健相から地方自治體に發せられた訓令に規定されてゐるが、地方自治體の多くは、保健相の監督の下に病院を經營してゐる。一九三九年八月保健省が議會に提出した逐年報告書には、病院の使用方法に付て次のやうな説明が行はれてゐる。

防空法

防空法の制定によつて、保健相は戦争勃發の際、イングランド・ウェールズの空襲被害者を病院に收容して手當を行ふために、種々の便宜を與へる責任を負はされることになつたが、これので一九三八年六月から用意されてゐた種々の手配に法律上の力が働くことになつた。又本法の規定に基いて地方廳の病院組織には、次に舉げるやうな國庫補助が交附されることになつた。

死傷者の危険地域外搬出

保健省が立案した病院組織の基本方針は、死傷者を數時間以上危険地域内の病院に残して置いてはならないといふのであるから、政府としても、安全地帯の病院施設擴充及び病人輸送の圓滑化には

多大の努力を傾注した。そしてロンドン市内の普通の患者を收容するベッドの數は出来るだけ減することとし、これによつて得られる餘剰の醫師、看護婦等は、安全な郊外病院の患者治療に振向けられることになつた。

病院の分類

全國の病院、療養所で負傷者乃至は恢復期患者の治療が出来或は治療を行ふ病院の應援が出来るものは、全部戰時計畫に登録せられ、たゞ避難民收容豫定地域内の傳染病々院、産科病院だけは除外された。登録された病院は、第一種、第二種の二に分類され、第一種病院は主として外科手術の出来るもので、負傷者の收容外科手術を擔當し、第二種病院は主として内科方面を擔當するもので負傷者の療養に當つた。

病床の準備

退院

宣戰が布告されると同時に、精神病院以外の全部の病院では、特に病院の治療を必要としなくなつた全患者を退院させるやうにとの指令を受けとることにならうが、これによつて二十四時間以内に約十萬の病床が明く見込である。なほ各病院では事前に受取つた指令によつて、入院患者を自家用車で運ぶ準備をしてゐるが病院で準備が出来ない場合には、婦人奉仕團を組織して、これに患者を運ばせることになつてゐる。各病院では戦時に明ける病床の數を通告されてゐたから、明けた病床の用途は、つきり解つてゐた。

戦局の進展に伴ひ、最も危険な地域内の大病院の患者を他の病院に移したり、危険地域内の第一種病院の患者を第二種病院に移す準備は着々と進められてゐた。

假病棟

定員外の患者を收容する施設としては、假病棟の建設で間に合はせることになつてゐるが、これ等の病棟は現在の病院又は療養所の附屬施設として使用されるもので、これによつて準備される病床の總數は四萬

の見込である。各病院でも現在の敷地内に假病棟の増設を承認してはゐるが、出来ることなら平時でも使へるやうな施設にして欲しいと希望する向が多い。

假病棟の防空様式(構造上の防空様式) 防空法の規定に基いて、保健相の主管する病院の入院患者保護のために、縣會及び特別市會は、大臣の命令するところにより、假病棟に防空施設を行ふことになつてゐる。なほこの際施設費に對しては、國の認めた豫算の十分の七が國庫補助として交附されるか、或は一年間のベンス税總額の十分の一を超過する工事費に對して、全額國庫補助が行はれることになつてゐるが、實際にはこの中額の多い方が交附されてゐる。

保健省は病院の防衛に關して、危険地域内の地方廳と聯絡を取り又多數の篤志病院とも連絡を取つてゐる。

防空用救急車 病院間の輸送手配は、直接保健省の職員が責任を以て行つてゐるが、歩行出来ない負傷者を病院或は救急所へ運ぶ救急車の準備は、各地方廳が擔當してゐる。然しこれ等地方廳は保健相の認可を要することになつてゐる。大抵の場合救急車には、改造した有蓋貨物自動車を使用することになつてゐるが、これには簡単な擔架が備付けてある。地方廳は豫めこれ等の擔架を多數用意してゐる。イングランドとウェールズで必要な救急車の總數は約一萬九千臺で、救急車に使用し得られる車には、地方交通委員會の援助を得て印が附してある。

この原稿が印刷される頃には、イングランドとウェールズを合して、約百五十八の地方廳のうち百二十八が既に救急計畫について保健相の認可を申請してゐたが、このうち七十八の地方廳は認可済となつてゐた。これ等地方廳の計畫には、救急所の位置、救急車及び救急職員の配置、隣接地方廳との協力を含めた詳細な實施計畫が説明されてゐた。

リヴァプール市ウォルトン病院の經營者コリン・ロバーツ氏は、一九四〇年二月二十三日付のミニシバル・ジャーナル紙上に、第一次世界大戰が、我が國の市立病院組織に深刻なる影響を及ぼし、病院の利用範圍を擴大してこれに大衆性を與へたことを指摘してゐる。氏はなほ次のやうに述べてゐる。「今次大戰が勃發するや、保健省は直ちに戦時病院組織を確立した。勿論本組織には種々改正すべき點はあるとしても、將來これが我が國に於ける病院經營の基礎をなすものと豫想される。本組織は雄大なる構想の下に立案されたものであるが、その狙ひどころは、保健相が地方及び團體の醫師役員を任命して、全國の醫療事業を統合し、市立、私立の如何を問はず各病院の特殊機能を決定したことである。」

ロバーツ氏は更に次のやうに述べてゐる。

「送り込まれた病人ならどんな病人でも收容するといふ市立病院の戦時態勢は、將來他の都市の市民にも病院を開放することになり、入院患者を自己の市民のみに限定した從來の制限は撤廢されることにならう。戦時の經驗に徴するに、從來最大の障害となつてゐた經濟上の整理も満足なる解決を見るに至る見込である。」

救 急 所

保健省の命令によつて市當局が責任者となつた救急組織に付ては、上述の報告書のうちに次のやうに述べられてゐる。

一九三七年公布の防空法の規定に基いて、救急計畫立案者たる地方廳は、責任を以て救急所の設立を行つてゐる。これ等地方廳の總數は百六十八を算し、本文が印刷に附せられる頃には、既に全地方廳が救急所の位置を示した救

急所計畫案を本省に提出し、僅か一地方廳を残して他は全部本省の認可を得てゐた。そして救急所の總數は全國で二千箇所以上に達する見込であつた。

昨年十二月救急所の主管が保健省と決定してから間もなく、次の如き趣旨の通牒(第一、七六四號)が全地方廳に發せられた。

「將來は各救急所に醫師一名を駐在せしめること。救急所の位置は出来るだけ病院乃至は療養所の構内にこれを選定することとし、歩行可能なる負傷者の病院殺到を防止し、併せて負傷者の手當を容易ならしむること。」

なほ本省では移動救急班の結成を奨励し、乗用車乃至は貨物自動車によつて完備した救急用具と醫師一名助手一名、乃至二名を出来るだけ速に災害の現場に直行せしめることとした。

地方廳はこれ等政府の提案に賛成し、現在既に多數の天幕張の救急所が、病院或は開業醫の屋敷内に設けられてゐる。又各地方廳は多數の有蓋貨物自動車を救急車に改造し、一方これ等の自動車で救護員の訓練を實施してゐる。然し大抵の地方廳では、何時でも指定貨物自動車を救急車に徵用し、戦局の進展につれて自由に使用出来ることになつてゐる。現在計畫されてゐる救急自動車班は七百八十三の多きに上つてゐる。

現在救急所の位置は一應認可済になつてゐるが、建物の使用申請手續は多くの場合これからである。然し救急所に指定された大抵の建物は救急設備と係員が揃ひさへすれば、何時でも救急所としての機能を發揮出来ることになつてゐる。保健省では三月二十四日付の通牒(第一、七八九號)で「救急所の位置が認可あり次第、可及的速に醫師の手配されたし。」との命令を發してゐるが、大抵の地方廳では既に救急所勤務の醫師を決定してゐる。なほ各救急所と移動救急班には熟練看護婦一名宛配屬せしめるやう要望されてゐる。以上の他に各地方廳では、比較的安全なる

地域に在る救急所には四十名、最も危険なる地域に在る救急所には六十名、移動救急班には十八名の割で、篤志救護員の募集を行つてゐるが、これ等救護員は補助看護婦として充分役立つやうに、家庭看護法や病院の仕事の訓練を受けるやう希望してゐる。

最近ミュニシバル・ジャーナル紙に發表された論説によれば、地方廳は保健省の要望を容れて着々救急所の設置を行つてゐるが、ウォルサムストウ市の防空指導員、長老議員A・G・ボトムレイ氏は、二月十六日付の同紙上に、「全地方廳は、少くとも本省が指令した程度の規模を有する救急所を多數開設することとし、多額の経費を使つて既存の建物の改造乃至は新築を行つてゐる。」と報告してゐる。同じく二月二日付の同紙には、ヨークシャーのウエスト・ライディングの實例が紹介されて「本地区では九十二箇所の救急所を開設し、中古自動車九十一臺を購入して救急車に改造し、其他移動救急班用として七十五臺の中古自動車をも購入した。」と報せられてゐる。

市民の保健、救護事業と關聯して、人や品物が被つた毒瓦斯の危害を除き或はこれを中和せしめる計畫も用意された。この仕事は本省の命令によつて市の技師が擔當してゐるが、本省の指令に基き消防活動と密接なる連絡が保たれてゐた。防毒活動の主たるものは、防毒室の構築、篤志防毒班の結成等であつたが、篤志防毒班員の大部分は地方自治體の清掃係員から選抜されてゐた。内務省の監察官が、ジャーナル・オブ・ザ・インスティテュート・オブ・ミニシバル・アンド・カウンチー・エンジニアーズ(都市及び縣土木技術者協會の機關紙)に數次に互つて發表した論説の中には、防毒活動及び瓦斯、水道、電氣の復舊作業に必要な技術上の處置について、詳細な説明が行はれてゐるが、一九三九年七月四日付の同紙には、防空局の主席監察官が「小工作班には、出来れば種々の公共施設の輕易な損害の修理が出来る技術者を一名乃至二名配屬せしめる必要がある。」と説いてゐる。

戦争勃發當時、地方自治體は約五萬戸の住宅を建設中であつたが、一九三九年三月三十一日迄の一箇年度内には、約十萬戸以上の住宅建設を完了した。住宅問題で第一に決定すべき事項は、地方自治體が何の程度の公營住宅計畫を實施すべきかといふことであつた。然しこの問題は結局政府が地方自治體に代つて決定したが、保健相は、相當程度建設の進んだ住宅はこれを完成するとしても、それ以外のものは中止し、又新規の住宅建設は行はざるやう指示した。九月十三日付の大藏省の指令によつて地方廳は起債の抑制を受けることになつたが、僅かに公共の用途に供する施設とか、戦争遂行上止むを得ざる事業にのみ起債が許可された。

貧民窟除却計畫も「地方廳は貧民窟除去命令に基く調査を無期延期す可し。」との保健相の命令に依つて全部中止された。

勿論、軍需資材として必要な木材、金屬類節約のために、住宅建設計畫を變更せんとする市會の決定に對しては何等の制限も加へられなかつた。かゝる措置は戦時下極めて適切なるものであつたから、建築界でも大賛成であつた。この問題について一九四〇年六月十四日付のザ・サーヴェイヤー紙上に次のやうに論ぜられてゐる。

先週コヴェントリー市會に於て、速急に二千五百戸の住宅を建設する計畫が決定されたが、これは戦争勃發以來建築業者が最も重大なる關心を寄せた發表だと報ぜられてゐる。(パーミンガム・ポスト紙)事實本計畫は戦時下の英國に於ける最初の大規模な住宅建設計畫であつて、その遂行は鐵、木材の資材に代へるに主としてコンクリート、コンクリート・アスベスト混合材を使用して初めて可能である。一方コンクリートを主要材料とした新住宅は、防

火建築としても優れて居り、焼夷弾による被害をも大いに輕減し得るといふことが特に重要視すべき點である。

戦争に依る被害の復舊

地方の住宅關係職員は夙に戦争、それも特に空襲による住宅の被害復舊といふ問題には充分考慮を拂つて來てゐるが、これを解決するには種々面倒な問題を片付けなければならなかつた。即ち第一には、かゝる復舊の責任者を誰にするか、第二には、復舊に要する費用を誰が負擔するか、第三には、復舊は強制すべきものかどうか、第四には、戦争による被害に對して、民間の保險會社が家屋所有者と保險契約を締結し得るや否やといふことであつた。然しこれ等の問題に對しては、一九三九年公布の住宅法(緊急立法)及び保健省から發せられた種々の通牒、ウェイヤー子爵を會長とする特別委員會の報告によつて一應の解決が與へられてゐる。

地方廳は住宅法の規定に基いて、保健上支障ありと認めたる場合には、豫告なしに即ち家屋所有者或は居住者の承諾なしに、應急の復舊工事を爲し得る權限を附與されてゐる。又空襲の後で、地方の住宅係は市民が居住に不便を感じてゐるかどうかを調査し、或る場合には永久的な復舊工事をなすやう法律で規定されてゐる。

都市年鑑に報告されてゐる住宅の被害復舊に關する保健省の指令は大要次の如きものである。

保健省は一九三九年八月十八日付の同省通牒第一、八一〇號を以て、戦争による住宅の被害復舊に關する指示を行つてゐるが、本通牒には、「政府は爆撃其他の戦争行為によつて居住不可能となる住宅には、必要な復舊工事をなすやうに、適當なる處置を考慮し、工事の監督及び直接工事の施行は地方の住宅課をして行はしむることとした。」との意味が強調されてゐる。

政府が勞務者住宅に關して地方廳の負擔を要求した責任は、一九三六年公布の住宅法によつて地方廳に課せられた責任と、本質的には何等異なるところはなかつた。然し政府は非常時局に際して、勞務者住宅と限らず一般市民の住宅施設として使用され、或は使用を要求されてゐる住宅其他の建築物にまでも、地方廳の責任を擴大する立法を行ふこととした。

地方廳は豫想せらるる損害賠償の請求に應ずるため、戦争によつて何等かの損害が惹起された際には、通牒第一、八一號に基き、報告書を作成して、内國歳入査定局の地方査定官に提出することになつてゐる。そして本報告書には、必ず次に掲げる四種類の住宅の總数が記入されることになつてゐる。

一、全壊家屋數

二、取毀を要する程度の大損害を被りたる家屋數

三、被害甚しきも復舊可能な家屋數

四、輕微なる損害を被りたる家屋數

この場合地方廳は住宅の責任當局として、報告書の全文の寫を作成して、一部を保健本省に、他の一部を各地方の保健省地方事務所に送附することになつてゐる。

空襲の後で地方廳が第一に着手すべき仕事は、救護と取毀の二つで、何は備て置きこれ等の仕事を完了しなければならぬ。地方廳は空襲の後で人が現に居住してゐる多數の住宅（或は住宅として使用されるビルディング）の屋根や壁が壞れてゐるのを發見するが、これ等は早速雨露が浸ける程度の應急的な臨時修繕で間に合せることになつてゐる。即ち屋根の穴には防水布を張り、壁の穴には板を張つて間に合せるのであるが、これ等の工事は居住者の衛生

のためにも、家材道具保護のためにも迅速に行はれる必要がある。復舊工事そのものは粗末な一時的のものであるが出來上れば暫くの間は充分間に合ふから、地方廳はこれが役に立たなくなるまでに、ゆつくりと本修繕の計畫を立てて必要に應じて本修繕を行ふことが出来る。

従つて目下立案中の新法令では、地方廳が假修繕の必要を認めた際には、獨斷でこれを爲し得る權限が與へられることにならう。但し本修繕の實施に當つては、工事着手十四日前に、住宅乃至はビルディングの管理人に豫めその旨を通知し、管理人は本通知に規定された交附概算修繕費を以て工事を執行することにならう。なほ工事は戦争の繼續を考慮して、瓦の葺替、煉瓦の積替、窓硝子の入替等居住に必要な最小限度に止めることとし、室内裝飾の如きはこれを行はないことにならう。勿論この際管理人の意見は充分尊重し、出来るだけその希望を容れるやうに努力されることは想ふが、地方廳の實施せんとする工事の種類乃至は工事執行の決定に對して異議を申立てることは許されない見込である。

應急復舊 これ等の新規定に基いて地方廳が實施した工事の費用は、建築物所有者の負擔となるが、徵集は戦争終了迄延期されることにならう。地方廳も復舊費を大藏省が認可した條件で、保健相から公債として借入れるが、戦争終了迄は個人の場合と同様、返還の必要もなければ、利子支拂の必要もない。そして戦争終了得、建築物所有者の負擔能力と、政府の補償金額を考慮して、地方債處分の問題が考慮される豫定である。

應急復舊は緊急處理を要する問題であるから、主として地方廳と地方廳吏員が責任を以て遂行する必要があるが、各住宅の修理に要した經費を勞力賃と資材費に分けて、一定期間毎に詳細報告する必要がある。その後の本修繕の場合には事情も異つてゐて、慎重に考慮する時間の餘裕もあるし、本省職員と充分なる協議を遂げることも出

来る。従つて前述の工事着手十四日前の期間以前に、地方廳は主務大臣の許可を受けなければならない。然し大抵の場合許可の指令は、本省の出先代表機關が大臣に代つてこれを與へることにならう。本省職員と地方廳吏員の間に於ける協議の範圍は、主として實狀に即して隨時決定されるが、本修繕を行はんとする各建築物の一々について、本省職員の調査を求める必要はない見込である。

然し本省の出先代表機關が、主務大臣に代つて許可を與へんとする際には、事前に本修繕を行ふ建築物の数が果して當該地方の要求と一致し居るやを確める必要がある。なほ次の點には充分注意しなければならない。即ち地方廳の責任は全被害家屋の修繕を行ふことではなくて、當該地方に必要な最少限度の住宅を供給せんとする場合のみ住宅乃至はビルディングの修繕を行ふのである。(時には政府直營の修繕が行はれることもある。)代表機關は、修繕費が一戸當りの平均修繕費以上を要する際には、特に注意するやう指示されることにならう。

ウエイヤー委員會の報告

ウエイヤー委員會は、敵の戦闘行爲によつて損害を被つた民間の所有する建物の補償に關して、一九三九年十月報告書を提出してゐるが、本報告書には「戦争終了後諸種の事情を考慮して、可及的多額の補償金を交附する考である。」との保健省案を確認してゐる。都市年鑑が傳へるところによれば、本委員會の決議案は大要左の如きものである。

本年の末、ウエイヤー委員會では、敵の戦闘行爲によつて損害を被りたる民間所有家屋の補償問題に付て報告書を提出してゐるが、本委員會はこれに關して政府と全く同一の決論に到達した。即ち政府は戦後の國內一般狀勢に即應して、可及的多額の補償金を交附すべしといふのである。ウエイヤー委員會は、民間所有の不動産が戦争によつて被つた損害に對して、相互扶助(即保險)の方法を講じ得る可能性ありや否やを検討するやう依頼されたが、實行可能なる或は正當なる相互扶助の方法を發見することは遂に出来なかつた。又かゝる方法を新しく考へ出すことも出来なかつた。従つて政府も國民も戦争終了後、國內の一般情勢に即應して、可及的急速且つ效果的に、被害財産の復舊計畫を樹立する以外に方法は無い。今からかゝる重大問題を解決する確固たる手段、方法を決定することは到底不可能である。

政府は補償の責任を負ひ、補償金は一般公衆に負擔させることにして、可及的廣範圍に補償する旨の公約を行つてゐるが、今日課税方法まで確定して置く必要はないと委員會では言つてゐる。政府は常に全額補償を建前とすべきであるが、本委員會としては一定の限度を設けて政府の全額補償案に賛成してゐる。それかと言つてこの限度を引上げるやうにとの申出には賛成してゐない。

委員會は政府が常に次の二つの問題に充分注意するやう勸告してゐる。

a、特別面倒な問題

b、戦後に於ける抵當權設定者、抵當權者及び利害關係團體三者間の關係
民間から寄附を募る計畫は出来るだけ小範圍にとどめる。

委員會がこの報告を發表すると同時に、政府からも政策の發表があつた。そして委員會の意見に全面的に賛成する意向を洩してゐた。

六月十四日付のミニニマル・ジャーナル紙によれば、政府は一九四〇年六月戦時損害補償計畫に基き、薄給者に

補償金の現金前拂を行ふ旨公表してゐる。元來家具、衣服の新調費支給を目的とした補償金支拂は、扶助局の地方職員もその必要を認め、戦後に支拂はれる補償金から控除される豫定である。六月二十一日付のミニニシバル・ジャーナル紙が報ずるところによれば、戦争による損害の復舊問題を經驗した最初の地方廳は、クラクトン町會で、本町には一九四〇年四月三十日ドイツの飛行機が不時着して損害を與へた。この場合保健省では、所有者が行つた修繕は假令必要且つ妥當なものであつても補償しないといふ法の建前に例外を認めて、損害の復舊に補償費を交附した。然し保健省ではこの例外の措置を先例を作つたものと解釋されては困ると警告を發してゐる。

地代、家賃並に利潤の統制

一九一四年より一九一八年に至る第一次世界大戦中に於けると同様、英國政府は今大戦に於ても、地代、家賃並に利潤の統制を行つてゐる。前大戦から實施された賃貸料の統制々度は、今なほ多くの家屋に適用されてゐる。そして一九三九年十月二日施行の新條令によつて、從來の家屋の他に多數の家屋が同様の統制を受けることになつた。地主家主は本條令に基き條令公布當時の地代家賃を引上げることが出来ない。但し其後構造について模様換をした場合とか、地主家主の納めてゐた地方税が増額された場合には、それに相當する額だけを引き上げることが例外として許されてゐる。

住宅管理の問題

今次大戦が勃發するや、公營住宅の管理上には幾多の難問題が相次で起つた。これについてサウスオール市の住宅管理人ジューン・エム・トムソン嬢は、一九四〇年一月號のバブリック・アドミニストレーション誌及び一九四〇年四月十二日付のミニニシバル・ジャーナル紙上に大要次の如き解説を行つてゐる。

一 地代家賃の徴集 一般地主、家主は勿論のこと、地方廳は特に地代、家賃の徴集に尠からず悩まされてゐる。大ロンドンの各當局では、戦争勃發後の最初の數週間に家賃の滞納が増加したと言つてゐる。大抵の場合住宅課は市廳内部で一番収入の多い課である。(徴税課は別として)勿論家賃は出来るだけ安くして、一般大衆の負擔を軽減する必要があつたが、借家人の家族の中で一番の稼手が召集されるといふことが最も困つた問題であつた。住宅係は本省の指示に基き戦時立法の内容を説明し、關係當局(例へば戦時手當の支給を待つてゐる間は失業救済局に、或は扶助局)に適當な給與金の交附申請を行ふ手續を教へてやり、公營住宅、私營住宅の別なく、借家人を援助してやることにした。戦争遂行のために止むを得ず起る失業問題に付ても、色々な面倒な問題が惹起された。即ち戦争のために製鐵、製鋼事業の景氣が良くなり、戦前不景氣に喘いでゐた地方が活況を呈して來たが、反對にロンドン地方は衰微の徴候を示して、失業者が増加し地代、家賃の徴集は益々難しくなつて來た。

戦争のために困つてゐる借家人は、一九三九年制定の裁判所條例(緊急立法)によつて保護されてゐる。本條令は直接或は間接戦争に原因する事情に影響されて、家賃の支拂不可能となつた借家人に判決の強制を留保してゐる。

一方本條令に基き裁判所の手續は、家賃滞納の辯明が出来ない借家人の處分をも出来るだけ延期させてゐる。これは法律上の手續を採ることになれば、地方自治體が莫大な損失を被るからであらう。

強制避難と隨意避難の別無く、種々厄介な問題が派生してゐる。當局では一般に、借家人が借家權を放棄しない限り、たとひ避難しても家賃支拂ひの義務があるものと決めてゐるやうである。それで或都市では完全に避難した家族

には借家権の放棄を勧めるか、或は家財道具を一室に取纏めて、残りの部屋を戦争中他の借家人に復貸しするやう勧めてゐる。

二 雜 居 公營住宅の管理人は、同居人と雜居の問題でも大いに悩まされてゐる。即ち公營住宅に住む親類、友人と同居するために、空襲の心配などありさうもない安全地帯から都市に集つて来る者が多かつた。従つて從來同居を嚴重に制限して來た（普通は同居を禁止してゐた）地方廳としては、新たに如何なる方策を講ずべきかを考慮しなければならなかつた。

三 維持管理 開戦當初住宅の管理に種々困難な問題が生じた。或都市では多數の熟練工が都市防空に召集せられ、引越自動車を頼むにも非常に骨が折れた。材料費も勞銀も著しく騰貴し、その上木材や特定の金屬を新たに整へるには軍需省の許可を必要とした。これがために多くの都市の住宅課では維持費の使ひ方に苦勞した。住宅管理者は前大戦中、修繕を行つた場合には家賃の引上げが許可されたことを想出して、管理費の昂騰を補ふために家賃の引上を申請しても可いのではないかと考へた。

四 社會情勢 多くの私營住宅同様、公營住宅の一般社會情勢も戦争勃發後急激に悪化した。避難地域や中間地域の學校が閉鎖されたために多數の兒童は適當な監督者を失つた。この問題は父親が軍隊に召集されて居なくなつたり、地方廳が大家族の借家人に住宅を貸す方針を採つたために益々面倒になつて來た。燈火管制で街燈が消燈されたためにいろいろ厄介な問題が生じたが、特に新宅をあてがはれた家族は當惑した。住宅管理人は屋敷内に防空壕が設けられたり、戦争前には草花を栽培してゐた庭に家畜や家禽が飼育されたり、或は又土囊や燈火管制資材が整備されて住宅がめぢやくぢやくにされたので非常に迷惑した。

一九四〇年六月號のローカル・ガヴァメント・フィナンステルが報ずるところによれば、トムソン嬢が指摘した住宅維持費に關する諸問題は、全國都市収入役協會の地方支部會議の席上でも種々論議されてゐるが、中部支部會議でも二、三の収入役から、毎年修繕費が高んで來て困ると報告されてゐる。

なほ同じ會議の席上で、地方自治體は公營住宅の家賃割引制度と、公共扶助制度の調整に悩まされてゐると報告されてゐる。即ち生活費の昂騰に應じて手當は増額されるが、反對に家賃の割引率が低下されるから、手當乃至は扶助料を受ける公營住宅の借家人に取つては、家賃が引上げられるといふ矛盾を生じて來る。これで見てもこれ等兩者の間には何等統一の無いことが解る。即ち或地域では、手當乃至は失業救済費を支給される借家人に最大限度の家賃割引があるかと思へば、或地域では原則として家賃割引を認めず、手當を支給して必要な扶助を行つてはどうかとの提案が論議されてゐるところもある。本提案の趣旨は、生活費が昂騰してゐる際に、他の犠牲を顧みずして一部の者の家賃割引を行ふといふ不公平が除去されるのではないかといふのである。

五月の侵略後に起つた諸問題

獨乙のオランダ、ベルギー侵入並にフランス領内に於ける交戦の結果、地方廳は新しい住宅問題に直面した。これに關して五月三十一日付のミュニシパル・ジャーナル紙に大要次の如き趣旨の論説が發表されてゐる。本論説は次の二節から成つてゐる。

獨乙のオランダ、ベルギー侵入と同時に、住宅の融通には重税が課せられることになつたが、侵略を受けたこれ等の國々から避難民の洪水が押寄せたために事態は何等好轉してゐない。のみならず新しい軍備擴充計畫に基き、

地方廳は更に過重の負擔を荷せられてゐる。即ち地方廳は軍需工業地帯では適當に勞務者の住居割當を行つて、家屋占有者の負擔を出来るだけ軽減してやらなければならぬし、或地域では私營住宅の借家人に課せられた種々の制限を緩和してやることも是非必要である。又或地域では既に市營住宅の同居制限が撤廢されたといふことも聞いてゐるが、現在ではかゝる問題を單なる住宅政策から兎や角論すべきではなく、國家的見地から大乗的に處理すべきであるから、この傾向は將來益々顯著になるであらう。

……………生産擴充のために地方自治體は軍需工業の中心地で、勞務者の住居割當を組織的に行ふやう要望されてゐる。これは企業の合同を行つて、必要に応じて一つの工場から他の工場へ勞働力の移讓を行はんとする勞働省の方針から考へれば當然のことである。鑛山勞働者の職場への復歸も段々とその數を増加してゐるが、これは地域内の地方自治體が均しく要望してゐるところである。かくして種々の計畫が軌道に乗つて來てはゐるが、たゞこれが九箇月早く實現すれば問題は無かつたのである。この點が今となつて見れば遺憾である。

公 共 扶 助

一九二九年の地方行政法によつて、英國に新しく公共扶助及び福利事業制度が設けられた。そして各地方の舊救貧委員會が廢止されて、病院、救貧院の維持管理をも含めた多數の福利事務が大都市(縣、特別市をも含む)の市會に移管された。市會では市會議員と選舉委員(この中には婦人委員も含まれてゐるが、その數は委員總數の三分の一以内といふことになつてゐる)によつて組織された公共扶助委員會で本事務を處理してゐる。一方一九三四年の法律によつて、失業者と貧民の救濟事務は特別の政府機關(失業救濟局)に引繼がれたが、これは救貧法による救濟の申請者が急激に増加して、地方の公共扶助委員會がその處理に悩まされた結果である。一九四〇年二月十三日付のブランニング誌が報ずるところによれば、「結局失業者が貧民として地方自治體の救濟を受ける代りに國の救濟を受けることになつた」のである。同じく一九四〇年五月二十一日付の同誌が報ずるところでは、本年の初め養老年金條令(一九四〇年公布)が改正されて失業救濟局の權限が擴大され、養老年金の事務をも取扱ふことになつて、扶助局と改稱された。そして地方の公共扶助委員會はたゞ住宅の救濟事務處理に當ることゝなつた。

一九四〇年三月號のローカル・ガヴァメント・フィナンズ誌上に「公共扶助と病院事業に及ぼした戰爭の影響」と題して、リヴァプール市の収入役W・H・レイスミス氏が地方自治體の福利事務に及ぼした戰爭の影響のことを論じてゐる。その要旨次の通りである。

一九二九年の地方行政法が施行され、從來の救貧委員會の權限が地方自治體に委管されて以來、幾多の遠大なる再組織計畫が樹立されてゐる。又從來の救貧設備も改善せられ、院外救濟方法にも幾多適切なる變更が加へられてゐる。又救濟委員會も改組せられて新地域の要求に應ずることとなり、多くの地方では救貧審査委員が新たに任命されて、救濟委員會が直接行ふ救護申請者の豫備調査を代行することになつてゐる。但し救貧申請者の最後決定及び再審査は從來通り救濟委員會がこれを行ふことになつてゐる。かゝる變更が地方自治體の行政機構を改革することなくして實行されたといふことは、一に變更を加へんとする當局者の手際が良かったためであつて、この點は賞讃されてよい。この間福利施設の管理方法と病院の經營法には大々的な改革が加へられてゐるが、その著しい特徴は住宅救濟申請者の取扱に當つて、これを特別の救濟事業(救貧法或は公衆衛生條例に基く)と關聯して考へたといふことである。然し十年足らずの間にかゝる重要な新行政機構が、普通の機構として満足な活動を開始することは到

底期待し得ない。従つて昨年九月の戦争勃發當時、多くの地方廳はなほこれ等諸問題の重要性を漸く認識し始めたに過ぎなかつた。

地方廳が直面した問題は、これ等事業の平時の機能を停止することなく、如何にして戦時の特別な要求にも應ずるかといふことであつたが、これは立派に解決された。そして或方面では急速に順調な發展を遂げ、危機の深刻化に連れて要求される努力が遺憾なく發揮されてゐた。一方種々の救済施設は本來の用途が變更されて、特別な戦時の要求を満してゐる。即ち大規模な地方施設があつて、融通が利きさへすれば充分なる成果が期待し得られるといふことが證明されたわけである。

公共扶助事業

今日の情勢は第一次世界大戦當時とは比較にならないほど深刻なものである。一九一四年度の救貧事業とこれに關係した事業の總豫算は一千五百萬磅を僅かに超過したに過ぎなかつた。然しこれは失業救済計畫實施以前のことであり、まだインフレーションが起らなかつたときの經費であつた。この經費が急激に膨脹したのは一九二〇年から一九二七年に至る戦後七年間のことで、一九二七年には遂に五千萬磅といふ前古未曾有の巨額に達した。然るに一九三六年の會計年度には三千六百六十七萬六千六百五十二磅に減少した。然し今次大戦終了後に於ては、必ずや經濟機構の改革問題が再燃し、産業界には深刻な不景氣が招來されて、増税が斷行されるだらうといふことは今から充分心に留めて置く必要がある。

直接戦争に原因した貧窮者を救済する責任は、現在では失業救済局にあるが、地方の公共扶助係も當然責任の一端を負担する義務があることは容易に豫想せらるゝところである。公共扶助係は原則として他の法律で救済を規定されてゐない貧窮者を救済することになつてゐる。

然し行政の簡素化を圖るためには、失業救済局と地方廳の間に緊密なる聯絡を保つ必要があるばかりでなく、戦争で損失を被つた者の救済に當る各種慈善團體とも充分聯絡の必要がある。

失業救済局は多額の失業對策費を持つてゐて、地方廳に財政上の援助を與へてゐるが、地方廳はこの政府分與金の一部を失業救済計畫の事務費に充當するやうなことは決してない。それどころか地方廳としては、一九三九年公布の法律に定められてゐない失業者の救済のためにも、多額の地方税を充當してゐる。

國の失業保險、失業救済計畫の一つの特徴はこれ等二つの計畫が公共扶助係と關聯を有してゐることである。失業救済を受けて居る者で、どうしても失業保險に加入し得る職を求められない者は、失業救済の代りに公共扶助を受けることになつてゐる。即ち六十五歳以上の老人とか、從來殆ど就職の經歷が無いために、一九三四年公布の法律の規定に該當しない者がその例である。

戦時救済計畫

戦争の勃發に當つて、それも特に空襲を受け易い地域に於て、多くの地方公共扶助當局が引受けた最初の仕事は戦時救済計畫(通牒第一、八六〇號)に基く戦時救済の公式化とその履行といふことであつた。事實戦時救済計畫は敵の襲撃によつて家屋が破壊されたために一時困つてゐる者に、食糧や住居を與へてやることを目的としたもので、本計畫による救済は誰でもこれを受けることが出来る。此際階級とか、行政區域の相違などは條件として考慮しな

いことになつてゐる。地方公共扶助当局が事務所を建設せんとするときには、國庫から建設費の全額補助を受けることになつてゐる。又住宅を失つた者の救済のために、一定標準以上の支出を行つて地方税に重大な負擔を課した場合には、それを補ふために國庫補助金が交附されることになつてゐる。かゝる戦時措置に備へるために、資材倉庫を指定し、建築資材、食糧の貯藏準備を行ふことは地方廳の義務である。然しまだ今迄のところではかゝる施設を充分活用する機會がなかつたために、計畫の遂行に當つて拂はれた多大の努力がとかく開却されがちである。

戦時に於ける災害の防止と救済

一九三九年改正の失業救済法によつて種々の準備が整へられ、本法に基いて發せられた規則（但し一九三四年公布の失業救済法の範圍内に於ける）によつて、直接の戦争被害者（十六歳以上）には手當の支給が認められてゐる。これは政府の計畫によつて避難した者とか、戦争のために失業した者とか、或は大減收を來した者にも適用される。なほ更にその範圍が擴大されて、同様の條件を備へた兒童にも衣服や靴を支給することが出来る。然し勝手に避難した者とか、戦争勃發直前に公共扶助を受けてゐた者は除外されてゐる。此際扶助を受ける者が、何處か他に定住地を持つてゐる場合は別として、一般には扶助料、衣服費、靴代は避難先の土地の地方税が負擔する建前になつてゐる。なほ失業はしないが、家屋が破壊されたから住宅或は食料の扶助を受たいといつても、これは行はれない。

その他次に掲げる者も本計畫では考慮されてゐない。

- a 差當り英國内に在住せざる敵國人より生活費の支給を受くる者
- b 有罪の判決を下されて服役中の者から生活費の支給を受くる者

c 既に今次大戦で給與金の支給を受くる者

従つてこれ等該當者には、地方税から支出される災害救済金が交附されることにならう。

給與金は失業救済局が査定して、同局から支拂ふことになつてゐるから、地方の公共扶助当局が無制限な失業救済申請に悩まされることはない。失業救済保険を附し得ない多數の個人營業者も戦争のために商賣は上つたりで、財産もいち早く使ひ果してゐるので、どうしても公共扶助を受けなければならなかつた。若しも政府の災害防止並に救済計畫がなかつたなら、失業救済保険を附してゐない者は地方税の厄介になつてゐたことであらう。計畫の實施に當つては失業救済局と公共扶助当局双方の役員間で度々協議を重ね、緊密なる聯絡を保つ必要があつた。然し災害防止並に救済計畫の適用範圍は、或點では必ずしも満足し得るほど廣範圍なものではなかつた。例へば戦争のために困つてゐて、當然公共扶助を受くべき者が計畫の規定から除外されてゐるやうな例もある。戦争勃發後最初の數箇月間、女中の給料が現在よりも遙に安かつた當時は、多額の負債を背負ひ込んだ軍人の妻は、どうしても公共扶助を申請せざるを得なかつた。その後政府の特別給與諮問委員會の活動と相俟つて、新給與額が決定されたために地方の救済者名簿から多數の削除が行はれ、地方税の負擔が軽減されることになつた。或地方の高い借家賃が公共扶助申請の重要な原因となつてゐたことは明かである、この場合諮問委員會に特別の扶助申請を行ふことは出来ても、認可があるまでは地方公共扶助當局から、扶助規定によつて救済を受ける以外に方法はない。この場合扶助事業の建前として、公共扶助當局が一度支給した救済金はその返済を求める權利がない。然し最近では兒童の給與額が引上られたから、或程度高い家賃の負擔を軽減することにならう。

避難に伴ふ保安問題

避難 地方廳は政府の避難計畫によつて更に重大なる責任を負はされることになつた。といふのは政府の避難計畫に基いて、戦争勃發直前の數日間に、攻撃を受け易い地域から安全地帯に避難した總人員が莫大な數に上つたからである。又避難は教育上にも、公共扶助委員會の仕事にも重大なる影響を及ぼした。先づ第一に、從來地方税が負擔してゐた多數の人員(主として小學校兒童)の経費が、避難計畫の實施に伴ふて全部國庫に切替へられた。此他國庫からは輸送準備に要する経費も支出されてゐる。然し多數の兒童は田舎に滞在する準備が整つてゐなかつたので、リヴァプール其他の地方では、公共扶助委員會が避難計畫と關聯して衣服、靴類の大量支給計畫を考慮中である。

又避難の必要のある父兄が公共扶助或は失業救済を受けてゐる場合には、失業救済局が一切の手續を行ひ、所要の経費を全額負擔して職場の斡旋を行つてゐる。公共扶助當局は貧窮者が勝手に整へた避難準備の費用に對しては何等の責任も負はないが、自發的に避難したために資産を使ひ果し生活に困つてゐるといふ理由で、止むを得ず救済の申請をした者には、避難先の地方税から救済費が支給されてゐる。避難兒童の收容に關して保健省の出先職員は次のやうに命令してゐる。「公共扶助委員會が院外救助の範圍を決定する際、政府の計畫によつて避難が決定した兒童に要する経費のうち、被救助者から如何程の金額を徴集したかといふことを考慮してはならない。」なほ同様の指令は失業救済局からも發せられてゐる。

避難者の家賃負擔

最近まで「一時立退いた借家の權利を放棄しない避難者には、公共扶助當局からもとの家賃に相當するだけの額を新家賃から控除してやるべきかどうか。」の疑問があつた。

一九三〇年の救助規程では、公共扶助當局が次のやうな扶助を行ふことを禁止してゐる。「燈火管制区域内に居住せざる者(新しく引越して來る者は別として)の扶助」「家賃の全額乃至はその一部の支拂」「家賃の支拂に救済費の一部を充當すること」「直接間接の如何を問はず、家賃を免除してやるための一部救済費の留保。」保健省では「家賃控除申請者が、政府の計畫に基いて避難した戸主であつて、既に避難前から扶助を受けてゐた場合には、家賃を控除してやつてもよろしい。但し立退いた家から家賃を徴收してはならない。」といふのである。この場合保健省では「申請者が借家權を放棄し、自己の家財道具を保管して貰ふか或は賣却してその處分を行はなければならない。」と指示してゐる。(但し戦争終了後如何にして借家するかといふことに付ては何等指示されてゐない。)

葬儀費 「葬儀費はどうする積りか」との質問に對して、保健省では次のやうに答へてゐる。「避難先で埋葬する場合には葬儀費を負擔するが、親戚或は友人が死體を原籍地に運んで埋葬する場合には、その運搬費、埋葬費の何れにも補助しない方針である」。

移住と轉居 移住と轉居については何等法律上の改正が行はれてゐないが、平時なら移住を終つてゐない者が行ふべき種々の手續も、戦時下の今日では、地方廳間の同意がありさへすれば免除されることになつてゐる。大部分の市民が安全な近郊に避難してゐる今日では、轉居命令で正規の手續を求められる場合でも、係員相互の間に了解がありさへすれば、手續を要しないことになつてゐる。

不熟練労働者の失業問題

戦争が始まれば地方廳が關與してゐる範圍では、失業問題も自ら解決するものと考えられてゐるが、問題はそんなに簡單なものではなくて、今までのところでは失業した不熟練労働者は殆ど、或は全

然就職出来ない状態である。然し戦争が長期化すれば、當然労働力保続の必要が増大して来るから、本問題も解決の見込である。戦争勃發當初の興奮時代に必要な仕事は、主として防衛措置に關係のある一時的のものばかりで、これ等の仕事だけでは、突然失業した全部の人々の労働力を到底吸収し切れるものではなかつた。然し續いて訪れた冬期間に、リバプール市其他の都市に於ける公共扶助人員總數及び扶助金總額は漸減の傾向を示してゐる。これで見れば、来る春、夏の季節には、これ等の數字が更に減少するものと豫想されるが、このことは取りも直さず重要防衛措置を講ずる都市の責任が倍加したことを示すものである。

豫算問題

生活費の昂騰

戦争で生活費が昂騰したために、公共扶助當局の經費も膨脹した。生計費指數は戦争勃發當初の一五五から二月一日現在で一七七に上昇してゐる。即ち五箇月間に二一の生計費指數上昇、換言すれば約十四パーセント方物價が騰貴したといふことになる。公共扶助は、原則として生計費指數が一四七を示して、可成り安定してゐた當時の状態を扶助の基準としてゐる。公共扶助の限度は最低生活を基準としてゐるから、貧窮者の中には非常に困つてゐる者もあり、現行の補助率が申請者の要求の程度を考慮してゐないことが解つた。そこで地方廳は別の方法で昂騰した生活費に即應するやうな補助率を決定することにした。そして或場合には點數制を採用して、一定の點數を金額に換算したり、申請者の要求に基いて自動的に扶助率を上下させて、生活費の變動に備へる措置が講ぜられた。又或場合には扶助家族の人員に應じて一定の増額を行ふことにしたが、その額は情勢の變化に應じて何時でも變へ得ることになつてゐた。

經濟的見地からすれば、生計費指數の變動に應じて扶助額を自動的に再調節することは、豫算上の取極を根本的に變へるといふ缺點がある。のみならず生計費指數算定の基礎が問題であり、これは多數の人々を満足させる算定標準ではないといふ考へ方もある。過去に於て労働省は、一層合理的な公式を決定する目的で生計費指數算定の基礎を調査したことがある。生計費の昂騰は救貧院の救助額にも影響を及ぼし、救貧院の收容者で全然自費負擔をしない養老年金受領者の場合には、年金係が維持費の昂騰を考慮して、往々養老年金の減額乃至これが支給停止を行ふことがある。年金受領者が公共扶助當局の年金全額の集金或は支拂停止を認めた場合、或は維持費の任意寄附の形式で特別慰藉料が差引かれた場合、年金収入の削減は直ちに地方税の負擔増加となる。

頻繁なる調査 戦争の結果地方税に特別の負擔が荷せられるのであるから、地方廳としては、院外扶助金受領者の經濟上の變動を確めるために、各家庭を頻繁に訪問して調査する必要がある。大抵は戦時業務に従事するため収入が増して、親類の扶養まで出来るものを發見することが珍しくない。官廳方面では國家の需要に應じて失業者が激減するものと考へてゐるが、これもこの問題に關聯して充分留意する必要がある。

浮浪者の取締

臨時病室まで設けて戦時病院施設の擴充に努力してゐる現状であるが、地方廳としては法律で定められた貧しい行路者の救済といふ責任を回避するわけには行かない。従つて情勢に即應した最善の處置を講ずることは地方廳の義務である。然し今日ではこれ等行路者のために常備の施設を持つとか、特別の職員を置くことは不可能であるから、空いた部屋が在つて行路者の收容に利用出来さへすればよいといふ保健省の指示は、關係當局にとつて大變有

難いことである。今日自由労働者が激減してはゐるけれども、非常に大切な役目を持つ完全なる組織を、戦時中他に移したり、全廢出來ないことは論を俟たない。

老人の世話

戦争の結果、生計費が昂騰したことについては前に述べたが、老人の面倒を見る責任のある公共扶助當局は、これを大いに心配した。戦争勃發前全人員の約十分の一に相當する二十七萬五千人の養老年金受領者は、養老年金だけで到底生計費を賄ひ切れないといふ理由で、その増額を公共扶助當局に申請しなければならなかつた。養老年金制度の創始以來、地方廳としては國の支給する養老年金は、受領者が生計費全額を賄ふに足るだけの額でなければならぬし、若しもこれより少ない額を支給されるとすれば、政府は一般地方稅納付者の團體に國庫の重大な責任の一部を負擔させることになるかと考へてゐた。

年金受領者及びその家族に支給される院外扶助料だけでも、年額一千五百萬磅の巨額に達し、これを全國に平均して考へれば一磅につき四片の地方稅率となる。一方全人口の老人の割合は増加の傾向を示してゐるから、これは地方廳にとつては過重の負擔である。養老年金を増額して地方廳の負擔を軽減して欲しい(養老年金の不足額は地方廳で負擔することになつてゐる。)といふ政府への陳情は度々極めて熱心に行はれてゐる。昨年の一月下旬蔵相は下院で、「目下政府に於て考慮中の養老年金制度の改革が實現すれば、地方廳は非常に助かるだらう。」と説明してゐる。

養老、寡婦年金法案の原案が發表されたが(一九四〇年二月八日)、本法案は養老年金受領者に追加手當を支給し、六十歳以上の寡婦にして扶助を必要とする者にこれを支給し、同時に婦人年金受領者の年齢をそれより六十五歳から六十歳に引下げ、この變更に要する經費を積立金の増額によつて捻出せんとするものである。追加年金支給事務は失業救済局の仕事で、同局は新支給額の支拂ひに適用される新規定作成の權限を附與される筈で、局の名稱も仕事に相應しいものに改稱して、將來は單に「扶助局」と呼ばれる豫定である。扶助局としてはこの仕事に關して保健省、スコットランド事務省に報告の義務がある。盲人へは本規定は適用しない筈である。

扶助の増額を必要とする養老年金受領者は、地方公共扶助當局に申請する代りに扶助局に申出なければならぬ。但し申請者は、失業救済申請の際に行はれてゐる資産調査を受ける必要がある。新規定の制定までは、扶助局としては現行規定に準據するのであるが、或場合にはこれを緩和適用する權限を與へられてゐる。例へば年金受領者が規定で認められた限度以上の高率で公共扶助を受けて、年金の補ひにしてゐる如きはその例である。新しい恩給は郵便局で支拂ひを受ける豫定である。

年齢の制限變更によつて新たに婦人(六十歳以上六十五歳まで)に支給される年金は、公共扶助金節約の効果を有するものと考へられるが、多くの場合、年金受領の資格のある婦人は、健康保險及び失業保險の救済を受けてゐる(年金を受けることになれば勿論これ等の救済は停止される。)婦人であるから、地方稅の負擔額はこれ等救済金額と新しい恩給額の差額以上に達することはない。

上告裁判所は、心身の狀況に應じて、年金の追加申請者を救貧院、養老院等へ入院させるかどうかを決定する。地方公共扶助當局は上告裁判所と種々情報の交換を行ひ、必要があれば扶助の決定に對して異議を申立てることが出来る。

地方廳は新法令によつて、他の雇傭主と同様、新しく負擔を荷せられることになる。即ち年金の積立をする各使

用人のために、毎週一片の年金積立金増額を行はなければならないだらう。

養老年金増額に關する新法令の規定は、来る六月の第一週目から實施される豫定にはなつてゐるが、實際には公共扶助當局から新しい扶助局への事務引継は二箇月後れる見込である。従つてこの間の公共扶助當局の事務費は新局で持つことにならう。

國庫が年金の追加支拂額を負擔するので、公共扶助當局としては、五百萬磅の節約が出来る見込であるが、これがそつくりそのまゝ地方税の負擔軽減額とはならない。といふのは地方廳への國庫分與金が再査定を受けるからである。

一九四二年四月一日交附豫定の新しい地方分與金の金額が決定するまでは、毎年イングランドに對しては總額百萬磅、スコットランドに對しては十七萬五千磅の割で、地方分與金が減額される豫定である。其後は國庫からの地方分與金が、イングランド、ウエールズに對しては各々二・二五パーセント、スコットランドに對しては二四・六パーセントの割合で減額される豫定である。

本法案の財政上の規定に關しては、政府統計局の報告が政府告示として公表されてゐる。

學校、圖書館及び厚生問題

戰爭が教育上に及ぼした主要なる影響は、危険地域から國內の他の場所へ約百萬の小學校兒童が避難したために、學校の配置計畫が大混亂を來したことであつた。

學校の閉鎖と復校

危険地域——このうちにはロンドンも含まれてゐる——内の學校は、避難命令が下ると同時に閉鎖された。

然し多數の兒童がこれ等の地域に残留したために、(一九四〇年版の都市年鑑の報告に依る。)色々厄介な問題が惹起された。教育院長ロード・ドゥ・ラ・ウォール氏が九月初旬上院で言明したところによれば、「他の比較的安全な地域で通學しようと思へば出来る兒童の中で、まだ半数以上が危険地域に残つてゐる。そして殆ど授業らしいものも受けず、或は全然授業を受けないでゐるが、これは教育上由々しき大問題で、政府としては早急に何等かの解決策を講じなければならない。然し政府は餘程危険な状態にある生徒以外には何等避難の強制を考慮してゐないから、危険地域内の學校で利用出来るものは急速に復校して、通學希望の兒童を收容することにした。」と述べてゐる。避難先での問題は、都市から殺到して來た兒童を迎へるだけの學校施設が見付かるかどうかといふことであつた。避難に際しては全校生産をそつくりそのまゝ移すやうに努力したが、ちりぢりばら／＼になることも止むを得なかつた。又避難先で適當に生徒の割振りが出来るまでは混雜したり、割振りを誤ることも致方なかつた。

避難跡に開校した學校では必ず適當な防空壕を設置しなければならなかつた。空襲が始まつたり空襲が豫想される時には、何時でも一時の間に合せに校外教授を行ふ計畫であつた。

一九四〇年一月十二日付のミニシバル・ジャーナル紙は、或る市で行はれた二つの實例を照會して次のやうに述べてゐる。

或學校では、兒童は順序よく一團となつて集團登校を行ひ、先生から各自家庭で自習する宿題を受取り、前回の

宿題に採點して貰つた。又或學校では、先生が巡回教授を行つて適當な住宅に集つた少數の兒童に、一度に數時間授業を行つた。以上二つの方法の教育上の効果を比較研究するために、先生の意見を徴したところ、面白いことには教育的効果だけについて見れば、後の方法が斷然優れてゐることが解つた。先生の報告によれば、數戸を一團として教へた生徒は、先生が出席して直接指導に當つたために一生懸命勉強し、非常に能率が擧つたとのことである。なほ内氣な生徒は一人々々について丁寧な教へて貰つたために素晴らしい進歩を遂げ、同時に陽氣な生徒もぐんぐん成績が向上して來てゐる。この事實は教育者に一つの示唆を與へたものと言へよう。

學校と廢品回收

學校は廢品の回收に重要な役割を務めた。或都市では學校を廢品回收本部として、毎日兒童に廢品を持參させた。教育院では一九四〇年の春、廢品回收強調週間に通牒を發して、全國の學校で廢品の回收を行ふことは勿論、出来るだけ物資の節約を行ふやう命令した。本通牒には、「濫費した品物が大切な資材であるなしは別として、濫費は何によらず船舶資材、勞働力の無駄である。」といふ點が強調されてゐた。教育院作成の廢品表には、學校と兒童が極力回收すべき廢品として、紙屑、襪、金屬屑、板金、骨類並に厨芥(豚の輸入飼料の代用品)が擧げられてゐた。

戦争が教育に及ぼしたいま一つの影響としては、義務教育の最高年齢を十五歳に延長する法律案の施行期日(一九三九年九月一日施行の豫定)を延期せしめたことであつた。

圖書館

一九四〇年二月九日付のミニシバル・ジャーナル紙に、ファイフ縣立圖書館の司書エラ・ボンスロン嬢が、戦時下に於ける圖書館の二、三の問題について次のやうに述べてゐる。「圖書館として一番困つた問題は、本の價格が騰貴して、紙質が低下するにも拘らず、世界狀勢の目まぐるしい變化に伴つて、新刊書がどしどし讀まれたことであつた。次に避難もまた圖書館に取つては困つた問題であつた。戦争勃發當初の數週間は、まだ學校が閉された儘でゐたから、兒童に讀物をあてがつてやるのに、いくら本があつても足りない状態であつた。燈火管制が行はれると本の需要が増加するのではないかと考へられてゐたが、それ程でもなかつた。」ボンスロン嬢はその理由として、「多分婦人が避難者の面倒を見たり、出征將士の冬仕度の編物に忙がしかつたので、本を讀んでゐる暇が無かつた故だらう。」と言つてゐる。其他館員は多額の經費と多大の努力を拂つて古書、珍書、貴重な記録類を安全な場所へ移した。これは圖書館だけの問題でなく、官廳でも公文書については同様の處置を講じなければならなかつたし、博物館、美術館でも同様であつた。大抵の國立博物館は一九三九年八月に閉鎖されて、貴重な陳列品の搬出と保管が行はれた。其他圖書館當局が責任を以て擔當すべき問題には、防害面の支給、情報係の設置などがあつたが、空襲による死亡者の埋葬のためには、墓地の準備まで引受けなければならなかつた。

厚生問題

ロンドン府會の教育委員會では、暇な警防團員のために夜間講習會を開催して、一週間一志二片といふ名目だけの安い月謝を徴收することとし、種々の施設を行つた。クラスは團員が擔當する仕事の種類によつて分けることとし、空襲があれば、即座に飛出せるやうに準備されてゐた。講習課目には種々の技術や職業が含まれてゐた。

或都市に大部隊の軍隊が集まつた結果、國民の舊い傳統的な厚生習慣が打破られた。例へば一九四〇年一月五日付の「ミュニシパル・ジャーナル」紙が報ずるところによれば、映畫館の日曜の定休日も廢止出来ることになつた。然しこれは陸、海軍乃至は空軍當局から特に日曜日の映畫館開場を希望する旨の證明書が發行されてゐる區域に限られてゐる。但し軍部から發行された證明書も、たゞ希望的意見を表明したに過ぎず、最後の決定權は市會が握つてゐる。

市民の厚生計畫は公園（特にロンドン市内の公園）が軍隊の駐屯所、防空壕、土囊に詰める土砂の掘取場、市民農園等に使用されたために目茶苦茶になつてしまつた。ロンドン市内の公園だけでも、各々五ロッドの大きさの土地が六千六百箇所の市民農園として利用されてゐる。然し六月十四日付の「ミュニシパル・ジャーナル」紙は、ロンドン府會が一九四〇年度の運動シーズンに、殆ど例年と變りのない各種運動競技大會を開催したい意向を持つてゐると報じてゐる。戰爭中は厚生施設費が縮小され、音楽會の開催も困難ではあるが、ロンドン府會では、平時と同様音楽會や野外舞踊も中止したくない意向である。警防團員の間には新しい俱樂部も少しは出来たが、クリケット俱樂部が次々に潰されたために、クリケット競技場使用の希望も少くなつた。公園に駐屯してゐる軍隊は防空訓練の目的で、廣場を利用して競技を行つたり、教練を實施してゐる。

厚生關係の職員が最も惱まされた問題は、公開の水泳プールが貯水槽に利用されることであつた。「ミュニシパル・ジャーナル」紙も、「水泳プールが救急所として使用を許可され、或は清掃所として保留されることになつたら、厚生當局は夏期の水泳希望者の要求をどう處理するだらうか。」と述べてゐる。これ等二つの用途が水泳プールの目的と完全に相容れないものであることは勿論で、同紙も、「水泳プールを平時の用途に返せ。」との輿論が高まつて來てゐると報じてゐる。内務省も地方廳に「水泳プールの防空的利用を強制してゐない。」と言明してゐるから、水泳プールの利用問題も結局「水泳プールは水泳に使ふこととし、戦時中は必要に應じて何時でも早急に防空の用に供し得るやう施設すべし。」といふことになつたが、入場者の數は警察で制限することになつた。

第七章 避難問題

戰爭が勃發するや、三日間にしてロンドンの危険地域から奥地へ避難した母親、兒童、老人、不具者の總數が百五十萬人を超過したといふことは、この避難が「人類史上會て見ざる大集團移動」と呼ばれる所以であつて、これには政府の諸機關は勿論のこと、關係地域内の全地方自治體職員が擧つて協力した。

これが都市の機能に及ぼした影響については既に述べたが、かゝる大規模の避難は人類史上空前のことであつて、到底簡単に論じ盡すことは出来ないから、これを各省、各地方自治體相互間の關係に分類して、その代表的なものについて以下に述べることにする。

關係した地方機關

僅々三日間に行はれたこの大規模の避難には、各地方自治體の全職員が協力したことは勿論、篤志職員も大いに協力した。そして一應避難が終つて見ると、避難民の世話することが大問題で、一九三九年十二月全國地方吏員聯盟から保健省に提出された覺書の中にも、「從來我國の地方自治體が處理した最大の社會問題なり」と記されてゐる。次に掲げる覺書の一節を讀めば、これが如何に大規模な避難であつたか、又その遂行には如何に絶大な努力が拂はれたかといふことが解る。

戦争勃發前數箇月間、係員は避難先の家屋を戸毎に調査して、避難して来る兒童及び大人を收容し得る宿泊施設の有無を確め、宿割の案を用意して一應机上計畫を樹立した。そして避難の始まつた八月末までに、準備を完了した。避難の順序としては大都市の入院患者を第一とし、先づ救急車、乗用車隊を多數準備して、これ等を適當な班に分ち、前以て空けて置いて置いた病院、療養所、託兒所に急速に避難させた。次に兒童、母親、盲人、跛人で、これ等を客車に乗せて食料の心配から其他高端の世話をし、適當に宿割して引越させた。かくして有史以來最大の人の動きとも稱すべき大避難計畫が、僅か三日間で而も一人の死傷者も出さずして完了したといふことは、まことに驚異的な大成功であつた。然しこの陰には數千人の篤志奉仕者の大なる援助があつたことを忘れてはならない。新しい家屋に避難した總人員はニュージールランドの總人口よりも多い程であつた。

然し避難が完了したからといつても、地方廳並に地方廳職員の仕事から考へれば、まだ第一歩を踏出したに過ぎなかつた。其後でも次に擧げるやうな色々厄介な問題が山積してゐて、これ等の解決には並々ならぬ苦勞があつた。即ち避難民の住心地を良くしてやつて、楽しい生活を送らしてやらなければならぬし、個人間の色々うるさい問題も解決しなければならぬし、不合理な宿割を變更して不自由を除いてもやらなければならぬし、避難者相互の口論、喧嘩の仲裁までもしなければならなかつた。其他避難者の健康上の注意から、避難して来た家屋の手入もしなければならぬし、時たま避難者に御馳走もし慰問もしなければならなかつた。又數千の家主に家賃も支拂はなければならず、數十萬の兩親（大抵は貧窮者）には兒童の教育費を請求もしなければならなかつた。衣服を持たない兒童には衣服の支給も必要で、あれやこれやと地方自治體は未だ會てこれ程面倒な社會問題にぶつゝ、かつたことはなかつた。而もこれが殆ど大した摩擦もなくして完了し、大成功を収めたことは、從來ともすれば大きな仕事の

處理に不手際を暴露しがちだつた地方廳職員と、これを援助した篤志職員の獻身的努力の賜であつた。

仕事の批判的分類

避難計畫の遂行に幾多の困難を豫想して、多數の關係團體を統合することは頗る厄介な、而も非常に困難な行政問題であつた。然しとにかく避難が完了したことは大成功であつて、仕事が困難であつただけに、その經驗から行政の批判的分類を行ふことは極めて興味ある且つ有益なことである。一九四〇年四月號のパブリック・アドミニストレーション誌上に、クイーンズ・カレッジ教授T・C・ガイドナー氏は、次のやうな分類を行つてゐる。勿論氏も今回の大避難計畫が一般には大成功だつたことを卒直に認めてゐるが、一方行政上の處置については幾多の缺點があつたと言つてゐる。

氏はその論文の中に政府各省間の連絡と、地方自治體の形式に就て論じてゐる。議會立法によつて英國内に種々の地方廳を設置してゐるが、ロンドンの制度を除けば、その主要なるものは次の通りである。

八十三の特別市——市域を管轄する市自治體で、その行政區域内に於ては地方行政上の總ゆる権限を行使する。

六十二の縣——特別市の行政區域外の全地域を行政區域とし、衛生、福利、教育の各事務を管掌する。

三百九の市——縣の管轄區域内に存在する市自治體で、縣の権限に屬せざる地方行政上の事務を管轄する。

五百七十二の町——市よりも権限の狭い地方自治體である。

四百七十六の村——一般には町より更に更に権限の狭い且つ簡單な主管事項しか持たない地方自治體である。

一萬一千の寺區——上記地方自治體の行政區域内に在つて殆ど何等の権限も持たない。

寺區の約三分の一を除けば、これ等地方自治體はそれ〴〵議決機關を有し、政府の監督下に法律によつて委任された行政事務を主管する。(以上の説明と數字はイングランドとウェールズの例であるが、スコットランドは幾分組織を異にしてゐる。)

ガイドナー氏の論旨の大意は左の通りである。

一九三八年十一月まで、避難事務は内務省がこれを主管してゐた。そして内務省では既に一九三五年から、本事務が防空準備の一部として考慮せらるべき問題であることを認めてゐたが、内相の言によれば一九三七年十一月には、會つてない「極めて面倒な問題」として未解決のまゝで残されてゐた。然るに一九三七年十二月公布の「防空法」で初めてこの問題が考慮されることになつた。然し避難計畫樹立の責任は地方廳が負ふべきか(防空計畫の一部として)政府が負ふべきか(防空法第六條に基き)といふ疑問は依然として未解決のまゝで残されてゐた。一九三八年一月の教育院通牒第一、四六一號は地方廳の教育當局に各小學校兒童の避難計畫樹立を命令してゐたが、本通牒でもこの疑問は解決されなかつた。たゞ最初の廣汎なる計畫の輪廓からすれば、當然政府で主管すべき問題であることに間違は無かつた。然るに地方廳は何等政府の指揮を受けることも無く、多大の困難を忍びつゝ避難計畫の樹立に努力した。勿論これら地方廳は他の地方廳が如何なる計畫をしてゐるのか、小學校の兒童の他に何んな人々を如何なる方法で避難させるかといふやうなことは何も知らなかつた。その結果一九三八年五月末日までには、僅かにロンドン府會が満足な避難計畫を樹立したに過ぎなかつた。一方内務省では輸送計畫のみを考慮して、総合的な避難計畫の樹立は行はなかつた。総合計畫の樹立にはどうしても問題全般に互つて徹底的な調査を行ふ必要が痛感されたので、ジョン・アンダーソン卿を委員長とする議會各派の聯合委員會が組織されることになつたが、事態は極めて切迫し、早急な解決が要望されてゐたので、委員會は大急ぎで七月中に完全な報告書を作成した。そして委員會の勧告は、ロンドン府會の避難計畫、内務省の輸送準備と共に、九月に樹立された應急計畫の根幹をなすものであつた。これ等の計畫は避難だけについて見れば満足すべきものであつたが、一番の缺點は避難先の計畫がこれに伴はなかつたことであつた。避難先では縣會が責任當局となつてゐたので、縣會は約十一日の猶豫を得て避難者收容計畫を樹立した。

中央官廳が負擔した責任

ミュンヘンの危機が解消した後で、詳細な避難計畫を準備する必要が認められたので、先づ第一に、十一月十四日避難事務の責任が内務省から保健省に移管された。この責任の移管は避難者收容計畫の觀點からすれば、特に數々の利點を有してゐた。保健省は前々から中央に於ける住宅主管省となつてゐて、種々の社會事業、それも特に公衆衛生事業(避難者收容上の大問題である)と密接不可分の關係にあつたので、地方自治體とは最も連絡の多い中央官廳であつた。然し勿論他省の主管に属する仕事もいろいろとあつて、保健省以外で避難計畫に參畫した官廳、團體には教育院、國爾尙書府(民防空關係)、商務院食糧部(防衛計畫)、交通省、交通委員會、勞働省失業救済局、郵政局、内務省其他中央に於ける種々の篤志團體、醫師會、篤志婦人協會、全國社會事業協會、戰時中央保育委員會等が在つた。言ふまでもなく本計畫遂行のためには、中央に於ける各省の協力が必要で、各省と他の關係團體の間には極めて緊密なる連絡が保たれてゐた。強いて連絡不充分の點を擧げれば、時に教育とか宿舍割當計畫を無視して必要の無さうな輸送準備が整へられたことであつた。

避難が實施される前に、教育院以外の各省及び關係篤志團體は保健省の覺書に基いて地方廳と文書の交換を行った。又教育院は保健省と充分協議の上で準備した通牒を地方廳に發して、教育に關する準備を行はせた。保健省には避難課が設置せられて、課長は住宅及び都市計畫課長が兼任し、ロンドン府會からは教育課員が應援した。諮問機關としては地方教育會と、地方廳の代表者によつて組織された委員會が設置された。

かくして責任の所在が判然とし、詳細計畫の樹立は保健省がこれを行つて、覺書の形式で地方廳に通牒することになつた。覺書の第一には宿舍割當を行ふための宿泊施設の調査と、地域（避難地域、收容地域、中立地域）の定義が規定してあつたが、アンダーソン委員會はこれが第一段の必要措置であつたと報告してゐる。たゞ残念なことには覺書の趣旨が不徹底なために、地域の選定も粗雑を極め、調査の意味も極めて狹義に解釋されてゐた。そして地域選定の粗雑な現れとしては、安全でないことが判り切つた地域に兒童を避難させることになり、小範圍の調査しか行はなかつた結果としては、宿泊施設の不足が憂慮された。このやうに地方廳はたゞ餘りにも宿舍割當といふ言葉に捉はれ過ぎたために、教育、衛生施設の如何によつて避難民の割當を行ふ必要があることが充分に理解されてゐなかつた。調査の範圍が宿泊施設に限定されてゐたために、特別市、市、町、村の各住宅委員會が選ばれて本調査に當つたことは何等不自然ではなかつた。

然し二、三の縣では、住宅職員（即衛生係）自ら責任を以て宿泊施設を調査したといふことは面白いことであつた。後にはこの係が避難者收容事務の責任者となつたが、この結果が期待に副はなかつたことは、我々がよく承知してゐるところである。

宿舍割當の調査は四月で完了し、五月初旬保健省は覺書第四號（後日補足の意味で覺書第五號が通達された。）を交附し同時に教育院からも通牒第一、四六九號が發せられて、中央で立案した計畫が詳細に地方廳に通達され、地方廳の計畫樹立準備に關して種々指示した。それによれば、優先的避難の認められる者は次のやうに規定されてゐた。即ち先づ最初に避難させる者は、教師に引率された小學校兒童、五歳以下の幼兒を連れた母親、出産間近の妊婦、盲人及び跛者等である。なほこれ等避難者收容地域に於ける準備に關しても詳細に指示された。避難終了後の詳細なる調査によれば、保健省では避難地域に於ける厄介な問題については實に行届いた手配を行ひ、今回の避難が大成功だつたことが明かにされてゐる。然し通牒が讀み難くかつたので、防空必携式なもつと手輕な指導書が欲しいといふのが、宿舍割當係全員の要望であつた。後で述べるやうに、如何なる場合でも覺書通りには仕事がなか／＼捗らなかつた。又避難者の選定についても落度があつた。といふのは保健省では、五歳以下の幼兒を連れて避難する母親には出産間近の者が多いだらうと豫想しなかつたので、これ等の母親は産月に汽車で避難先に到着することになつたが、公衆衛生當局でも事前にこの點に氣付かなかつた。又避難先の當局では、附添人の無い五歳以下の幼兒は避難計畫の中に考へてゐなかつたので、母親が産褥にある間、幼時の世話をする準備を整へなければならなかつた。この問題に一番悩まされたのは、僻遠の地の當局で、多くは託兒所を設けて間に合せることにし、母親が産褥に在る間は幼兒を託兒所に預けることにした。然し戦時下では、かゝる厄介な問題が起きるといふことは、事前に一寸した注意がありさへすれば、何でも無かつたのにと考へて、誰しも腹立たしくなるものである。

避難先の諸問題

避難當局に對する指示は、避難だけの問題について考へれば極めて適切なもので、大いに稱讚されて良かつた。

然し避難がかくも手際良く行はれたことは全く當を得た行政處置の賜であつた。たゞこれを避難先で處理された幾多厄介な問題に比較すれば何でもないのであつた。ロンドン地域には特殊の問題があつて、關係當局は避難事務を取扱ふ首都避難事務局を設けて互に協力したが、當面の責任者としてはロンドン府會の教育部がこれに當つた。

兒童の避難だけについて考へれば萬事都合に運んだが、當局としてはこれだけを重要視して他の問題は何等考慮しなかつた。例へば或係員の如きは、兒童の避難が終つたのでほつとした。これで他の避難事務もすらすら運ぶだらう。と言つてゐる。然し保健省が、避難が終つても避難先の當局と充分協力し、いろいろと援助を仰ぐ必要があるといふことを、避難當局には、つきり認識させて置かなかつたことは同省の非常な手落であつた。即ち首都避難事務局は避難事務だけを擔當してゐたが、避難先の當局では、避難が終つていろいろ厄介な問題が起きて來ると、これについて連絡し又援助を求めるのは、たゞ一つの係だけではなくて、いろいろの係があることを知つた。たゞイースト・ハムとウエスト・ハム(此等は何れも縣會の監督を受けない特別市である。)は同種類の行政廳であつたから、これ等については殆ど何等の問題もなかつた、然しパーキング、或はイーリング(何れも縣當局の監督を受ける市)からの避難者に對しては、避難先の當局から、高等教育の問題、母親及び兒童の福利問題について、それ／＼監督する縣會に報告を行ふ義務があつた。又ロンドン府會の行政區域内では一番厄介な問題が起きた。そしてロンドンの錯雜せる機構を知らない縣の職員に手を擧げさせてしまつた。それで母親及び五歳以下の幼兒(幼稚園に通はない者)はロンドン府會が世話をしないで、首都區が代つて面倒を見ることになつた。又避難當時産月で産産を待つばかりの妊婦はロンドン府會がその面倒を引受けたが、産産を終ると首都區が代つて引受けることになつた。

避難先當局が解決すべき問題はいろいろあつた。即ち避難兒童の教育問題、避難兒童のための防空壕築造、教育

費以外の兒童に要する經費問題、例へば兒童に無料で與へる牛乳、食事の費用は誰が認可し、誰が負擔するかといふ問題、夜學制を採用しない場合教育費は共同負擔とすべきかどうかの問題、(この點教育院の通牒は判然してゐなかつた。)兒童の教科書、學用品、試験、休日の問題、兒童の體格検査カード、妊婦の臨床カードを何處で保管するかの問題及び避難者の救済申請を受付ける係の職員問題等が諸方で起きてゐた。以上は避難完了後の最初の數週間に解決を要された諸問題の一部に過ぎなかつたが、正直なところ問題によつては取るに足らない問題もあつたし、政府の覺書の中には、つきりと指示されてゐたにも拘らず、避難先當局の職員が研究を怠つてゐたものもあつた。別に問題を誇大してとやかく言ふではないが、ロンドンの避難地域の多數の當局は、少くとも最初の二、三週間は以上の諸問題に關して非常に冷淡であり、問題を一層紛糾させたことは事實である。

これ等諸問題の解決方法としては次の二つがある。第一は避難に先立つて保健省が避難地と避難先の兩當局間の關係を適當に考慮し、兩當局の仕事の範圍を、つきりと規定することである。第二は、首都避難事務局に避難だけの仕事でなく、避難を終つてもロンドンの避難民の問題を處理させることである。但しこの際個々の當局の政策に捉はれることなく、全當局の總意が基礎とされなければならない。

首都避難事務局の他に、避難地と避難先の各當局間で問題となつてゐる重要懸案を解決する一つの組織を設けることは教育問題處理のためには是非とも必要である。オックスフォード縣の教育課では、百以上の都市から集つた避難兒童(此等の中には命令で避難して來た者もあれば、勝手に避難して來た者もあつた。)のいろいろの問題を處理しなければならなかつたので、各當事者が個々に交渉して協定を取結ぶといふやうなことは到底考へられなかつた。一九三九年十一月教育院總裁を會長とし、地方の教育當局の代表を委員とした委員會が組織されて、避難に關係した財

政其他の諸問題を討議することになつた。爾來本委員會は幾多の貴重なる報告を行つて、財政問題の解決に一つの示唆を興へてゐる。勿論他に未解決のままで残された難問題も少しはある。この委員會は今後も存置されることにはなつてゐるが、教育問題のみを討議してゐるので、全部の問題を双方の同意の下に解決する機關の設置が要望されてゐる。

避難者收容に關する行政問題

避難者收容に關する重要な行政問題についてはまだ觸れなかつたが、先づ地方廳と中央官廳の關係に重要且つ適切な發足が行はれたことを注意しなければならない。即ち戰爭勃發の影響を受けて、保健省は同省權限の地方廳委任を行ふこととし、現在の同省地方機關を利用することにしたが、その機構は甚しく擴大強化された。これ従來實施計畫について、その都度本省の指示乃至は認可を受けてゐた地方廳の公衆衛生係其他の職員は、遠隔の而も時には頑迷な本省と一々交渉する必要が無くなつた。そして保健省の出先官廳と交渉すれば足りることになつた。一方出先官廳の職員も、地方の困難が容易に洞察出来るやうになり、地方廳職員もこれと密接な聯絡を保つて、極めて圓滑に仕事処理出来ることになつた。それで従來は文書の往復に何週間もかゝつたり、時間の浪費をして本省まで出掛けなければならなかつた仕事が、電話一本でわけもなく片附くやうになつた。然しこれ等の出先官廳が地方廳の避難準備を調整して、地方的な規模のものにすることに大して努力しなかつたことは遺憾である。勿論かやうな權限が興へられてはゐなかつたが、今日これが出来るやうになれば甚だ都合である。もう一つ遺憾なことは避難先の二、三の微力な地方廳が、有力な地方廳よりも仕事がやり難かつたといふことである。然し全體として

は出先官廳が擧げた仕事の成果が極めて貴重なものであつたから、當然これは平時の一つの行政機關として存續せしめるやう考慮すべきである。

特別市、町、村（何れも住宅主管廳）が選ばれて宿泊施設の調査に當つたことと、調査完了後に避難者收容主管廳となつたことを聞いてゐるが、これらの中、特別市はその地域についての單一の行政廳である點からも無理は無いと考へるが、縣、町、村の選定は最も遺憾なことであつた。避難者收容の責任當局たる行政廳の全般的な問題——これは恐らく最も重要な行政問題と考へられるが、——について保健省は何等その得失を考慮しなかつたやうである。縣には事實コントロール（監督廳）の名稱が興へられてゐたが、縣が教育當局として且つ又個人的な衛生施設の取締當局として、避難者收容計畫に重要な役割を果すやう要求されてゐたことに疑ひは無いにしても、避難者收容問題處理の權限も持たないし、多くの場合避難が實施されるまで、その計畫には何等關與しなかつた。但し例外もあつて（例へばノース・ハンプトンシャー）、この場合には町村當局の承諾を得て縣が避難者收容計畫準備の調整係として活動したが、大抵は殆どこれといふ活動もせず、多くの町村は假令援助が興へられてもこれを歓迎しなかつた。避難者の收容といつた面倒な行政事務を、僅かな職員しか持たない小さな町村に委託すべきではなかつた。町村は元來が極めて簡単な行政事務を主管するだけで、時たま政府から覺書乃至は通牒を受取る以外には何等の指導を受けることもなく、町村自身が行つた準備を監督したり、その計畫が満足すべきものであるとの保證を興へる上級行政廳も持つてゐない。本省の立場から言へば、構想力を欠き、その上更に困つたことには、農村或は半農村の地方自治體として、責任を負ふに足るだけの行政廳としての知識を持合はしてゐないのである。

避難が實施される前に詳細な避難計畫を樹立した地方廳は殆ど無かつた。大抵は避難調査が終つた後で、一名の

職員乃至は篤志職員が避難係即ち宿舍割當専任職員として任命され、其他にこれを援ける何名かの職員が任命された。そして愈々避難を開始するといふ日になつてやつと收容、宿舍割當の準備が整へられ救急所が設立された。然も本省からの種々の指示は無視され、或場合には係員が覺書を熟讀しないこともあつたし、假令讀んでもそれに従つて何等組織的な措置を講じなかつた。これは當時の一般國民の心構へにも充分責任があつた。即ち農村では戦争が勃發するなどは誰も考へず、假令始まつても直ぐ片が附くのだから、兒童の頭髮が穢いとか、教育施設が整備してゐないとかいつた些細な問題に對して準備を行ふことは馬鹿々々しいことだと考へてゐた。たと計畫に手取りがあつたといふことは、オックスフォード特別市の周到なる計畫と比較すれば、容易に首肯されるところであつて此處では避難事務専任の職員として一名の衛生監督が任命され、その命令に従つて活動する整備された一つの課が設けられてゐた。

一番適切な避難対策としては、一九三八年九月當時のやうに、縣に責任を負擔させることである。縣は財政的にも豊かな有力なる地方廳であるから(特別市同様)練達の職員を使つて問題の研究を行ひ、計畫を樹立し、宿舍割當と教育及び公衆衛生の兩手配との調整を行ふことが出来、一方避難者收容と宿舍割當の必要に應じて町村會を通じて種々の手配も行ひ得る。避難が始まつてから町村の職員は英雄的な努力を拂ひ、厄介な而も甚だ不愉快な責任を引受けて大奮闘したことは充分稱讚に値した。彼等は又屢々縣に指示を仰いだが、縣の職員で適當に指示し得る者は一人も居らなかつた。

然し行政的な準備が適切に而も早急に行はれれば行はれる程、これ等戦時下に於ける厄介な問題は起らないで済むし、又假令起つても容易に解決される。

宿舍割當準備の缺點

避難者收容關係の問題を終る前に、保健省の避難計畫が不完全だつたといふことに言及しなければならぬ。避難計畫の成否は一に宿舍割當準備の完全なると否とによつて決るのであるから、宿舍割當職員の知識と臨機應變の處置が成功の重要な要素であることは論を俟たない。宿舍割當の仕事は主として收容當局の議長或は市長が任命した篤志職員によつて行はれるが、これ等職員は大抵調査に當つた篤志職員と同人である。篤志職員或は吏員の仕事で、これ程重要な而も極めてデリケートな仕事で、殆ど何等の豫備知識をもたない、而も選抜に甚だ慎重を缺いた一團の人々によつて行はれたといふことは前古未曾有のことである。宿舍割當職員の中でも讀んだ者が殆ど無い覺書第四號の追加は別として、これ等職員はその事務の處理方法について、何等實際的な指示が與へられなかつた。それは宿舍割當の仕事が新しい仕事でなかつた故もあらうが、巡回警は一九三六年公布の公衆衛生法の幼兒保護條令に基いて、全く同様の仕事を行つてゐるので、その決定した標準やその體驗をそのまま、宿舍割當職員が利用出来ないこともなかつた。そして彼等の多くは上手に氣轉を利かし、圓滿な常識を働かしてゐる。尤も職員は豫め熱心に指導を受け指示を仰いでゐる。其他の職員は全部この仕事には不向の者ばかりで、普通は數哩も離れて他の仕事に忙殺されてゐる避難係の職員から監督を受ける以外には、何等地方的な監督を受けて居らないので、邪魔にこそなれ決して役に立つやうなことはなかつた。考へ得られる唯一の地方的な監督は寺區會と寺區委員會が行ふものである。といふのは寺區が自治體の大きさ、沿革の二つの點から考へて、自分の家庭に近い問題を處理するに適してゐたからである。然し寺區はこの問題には全然關與しなかつた。

具體的な避難者收容準備は、輸送當局の便宜が得られさへすれば大した問題ではなかつた。然し輸送當局は教育方面の要求とか、宿舍割當の仕事の擔當者のための便宜といつたことは考慮しなかつた。即ちロンドンから避難する小學校児童や團體の行先は、汽車に乗込んで先づ目的地に到着するまで、引卒の教師は團體の種類、人員表を驛長に提出するに過ぎなかつた。驛長はこれだけの材料を貰へば、降車驛に團體の種類を電報で報告することは何でもないことであつた。この方法は學校の行先を目的地に到着するまでにゆつくりと検討出来る關係上、教育的見地からも好都合であり、又一方小學校児童を待受けてゐたのに、突然五歳以下の幼児を連れた母親の宿舍割當（避難兒童の数が豫想より少なかつたために）を命ぜられる收容係にとつてもこの方が面倒がなかつた。

教育上の便宜は避難先でも閑却されてゐた。オックスフォード縣二、三の避難者收容當局は、覺書第四號に指示されてゐたやうに、文部省の役人が机の上だけで彼此指圖することを拒絶した。尤もこれ等當局は豫め數週間前に教育上の準備割當の調整についても教育當局と協議することを拒絶してゐた。その結果通學の便の悪い村へ學校が移轉することになつた。

宿割のやり直しをすることになれば、大規模にこれを行はなければならなかつたので、感情問題が起きたり、餘計な仕事まで飛出すことになつた。中には心ならずも希望しない宿泊施設の利用を餘儀なくされるものもあつた。従つて縣の教育課が経験した困難は、本計畫（公衆衛生をも含めた）遂行に當つて當局が直而した最も面倒な、而も避けやうと思へば容易に避け得られる問題であつた。然し新計畫でも教育上の便宜を考へないで避難者の割當が行はれるところから見れば、保健省當局には此間の事情が判然と解つてゐないらしい。それ故過去半歳に亘つて、計畫の教育上の不都合を除かんとした努力もまだく充分目的を達成してゐない。その結果學校施設に餘裕の無いへ

ンレーが多數の小學校児童を收容することになつたり、學校、宿泊の兩施設に充分の餘裕のあるバリングドンには一名の小學校児童も避難しないといつた矛盾を生じてゐる。

公衆衛生の問題も最初は非常に厄介で、甚だ不愉快な仕事であつた。そしてこのための準備は殆ど行はれなかつた。即ち兒童が到着しても體格検査が行はれるわけがなく、一緒に收容出来ない兒童のために特別の宿舍割當を行ふやうな病院や旅館の準備もなかつた。又學校の衛生設備も復校までは利用出来なかつた。のみならずロンドンからの避難者を收容する收容係の多くは、低能兒や不潔な兒童の輸送を命ぜられた教師から豫め兒童の名簿を受取るやうにといふ八月二十三日付の避難當局の勸告を守らなかつた。或場所では（例へばチップینگ・ノートン）宿舍割當を行ふ前に兒童を區別してゐたが、これは感心出来ない。従つて衛生問題は益々難しくなり、疥癬、小膿疱疹、遺尿症等の病氣を持つた兒童や、頭の穢い兒童を收容するために、臨時の係が設けられて、數週間は非常に多忙を極めた。この期間が過ぎて復校すると、衛生課では次第に本來の仕事に立返り、激増した仕事の處理に當つた。避難者の取扱について、公衆衛生事務の處理方針に何等かの手心を加へる必要がありとすれば、それは一時的でもよいから、充分親心をもつて仕事を行ふといふことである。他人ともなれば兒童の取扱ひに兩親同様の責任をもつて仕事をして貰ひたいと言つても、なか／＼出来難い相談ではあるけれども、この點には充分注意する必要がある。

篤志職員の應援

以上の他にいま一つ重要な行政問題がある。それは篤志職員の徵募といふことで、これ等職員の應援は總ゆる方面で要望されてゐた。尤も避難が開始される前には、篤志團體から應援の申込があつても、吏員の方で極めて冷淡

な態度を示すことが多かつたが、愈々避難が始まると手が足りないので、當然これ等職員の應援を大歓迎するやうになつた。これについて一番大切なことは、種々の篤志團體の活動や、個人的な申出を上手に按配する適當な係を見付けるといふことであつた。幸ひ縣や特別市には篤志婦人會といつた團體があつて、事務所をトットヒル・ストリートの保健省内に設け、各縣から選ばれた代表者を團員としてゐた。團員の中には他の篤志團體も含まれてゐて大いにそれ／＼の目的に貢献してゐるが、代表者の素質の如何によつて、その仕事の能率に差のあることは勿論である。例へば非常に有能な代表者を有するヘンレーでは、立派な仕事を行つてゐる。避難の場合でも宿舍割當の仕事は本團員が一切を引受けてゐたから、篤志職員と専務職員の間には緊密な聯絡が保たれてゐた。そして、團員は女子のために俱樂部を創設したり、必要に応じては輸送を行つたり、福利事務を擔當したり、其他些細な問題についても種々協力したが、これ等については何れも専務職員の承諾を得たことは勿論、常に緊密な聯絡を保つことに努力した。多くの仕事の中には篤志職員の應援が無かつたら、到底實現出来ないものも少くなかつた。篤志婦人會が結成されてゐない特別市では、これに類似の機構を設置する必要があつたので、オックスフォード特別市では、避難者統制委員會を設立した。そして大學其他の學校の各種俱樂部、少年團、指導者團體其他の各種團體は本委員會によつて活潑な校外活動を行つた。又同特別市に設立された十一の地方福利委員會の仕事もこれによつて統制された。クリスマスが近づいて、避難先から歸つて來たいといふ兒童を思止まらせるのも、なか／＼大變な仕事であつたが、これに對する準備も篤志職員の努力に俟つところが多かつた。篤志婦人會の存在しない他の場所に於けると同様、オックスフォード特別市に於ても、避難に先立つて組織的に篤志職員の援助を仰ぐ準備の必要が認められなかつたので、愈々委員會の組織に着手して見ると、豫想外に手間取つたり、いろ／＼と混亂を來したことも止むを得なかつた。

地方自治體制度に及ぼした影響

次に避難計畫が地方自治體制度に如何なる影響を及ぼしたかといふことについて、二三述べなければならぬ。我が國のカウンシル・システム(縣市町村會制度)は戦時下の緊急活動には不向きである。委員長が自身で或は委員會として時局の認識に醒めようと如何に努力しても、所詮戦時下に於けるカウンシルの役割は、仕事に對する非難の是非を判断する以外にはない。カウンシルとしては、事實避難についてこの程度の經驗しか持つてゐなかつたから、大抵の地方廳では避難委員會が組織されたが、然し委員會は事後に於て承諾を與へる以上には殆ど出でず、多くの場合仕事に示唆を與へる程度であつた。従つて當面の責任者の地位に在る吏員は、避難方針の決定から、避難の實施まで一切の仕事を引き受けなければならなかつた。オックスフォードの如き特別市では、避難委員會とカウンシルの間に充分打合が出来て、避難係の職員が積極的に避難方針の決定やら、これに關係した財政問題の處理に當つた。(これ等職員がカウンシルから充分信頼されてゐたことは勿論である。)

教育關係職員の地位は更に變則的なもので、避難校の管理については避難當局から一切の権限を委任されてゐた。然し一避難委員會乃至はカウンシルには何等の権限も委任されてゐなかつた。然し實際には教育關係職員から絶えず委員會に報告が行はれてゐた。それなら何故かゝる變則的な方法が採用されたかといふのに、避難兒童と避難先の兒童の問題が紛糾を來した結果、これ以外に圓滿なる解決の方法が無かつたからである。これ等職員と避難當局との關係は更に奇妙なもので、職員は避難當局に何一つ報告せず、一方避難當局は教育係の仕事に何等關與しなかつた。従

つてロンドンの児童の教育問題は、父兄が選挙した當局とは全然無関係な當局の職員によつて決定、管理されることになつた。そしてこれ等職員は、選挙に父兄が全然関係しなかつた當局の委員会に報告を行ひ、父兄の意志を全く無視した政策で問題を處理した。但し實際には、英國に於ける地方自治體の政治的分野といふものが左程重要なものになかつたから、大して面倒な問題は起らなかつた。

財政の關係も妙なことになつてゐた。防空法第五十六條に定められた支出に關する一般規定では、避難者收容に要した経費は保健省で全額負擔することになつてゐたが、大藏省の會計検査は是非受ける必要があつた。然し國庫の使途については思切つて地方廳の自由裁量に任されてゐた。といふのは本省の役人には、避難者收容施設として地方廳がどんなものを必要としてゐるのか解らなかつたからである。然し實際には、國庫補助金を超過した支出が認められさうな重要施設の場合でも、不當支出賠償金が徴集されるのではないかと考へて、地方廳では非常に惧をなしてゐた。計畫當初、地方廳はこの財政上の不安に甚だ困惑した。

これまで述べたところを綜合して見ると、避難計畫には次の四つの過程に於て誤があつた。第一には、避難計畫の範圍と目的を明確に決定すべきであつた。第二には、基礎調査を徹底的に行ふべきであつた。第三には、仕事を系統的に割當てるべきであつた。第四には、適當な協力の保證を得るべきであつた。今回の避難について見るに、最初に計畫の範圍が決定されず、政府は一九三九年八月になつて漸く次の意向を明にした。即ち「宿泊施設、輸送などの條件が許す範圍内で、可及的多數の人を避難させたい。」といふのであつた。なほ今回の避難者は避難計畫の第一次避難者に選ばれた人々のみに限られるのだといふことが判然としてゐたら、恐らくはもつと完全な計畫が樹立されてゐたことゝ想はれる。これは基礎的調査についても言ひ得ることで、避難の範圍が、利用し得る宿泊施設の多少によつて

のみ決定されてゐたから、比較的重要でない他の條件の如きは全く考慮されない状態であつた。その一つの不都合な結果としては、避難者收容の責任當局の選定を誤つたために、充分なる協力が行はれなかつたことである。然し萬事は後の祭で、何うにもならなかつた。然し我が國の避難計畫をフランスの危険地域のそれに比較すれば、たゞ感謝の外はない。

再 避 難 計 畫

其後の戦争の情勢から考へると、何も無理をして避難させる必要はなかつたのではないかと考へられる。宣戦布告以來随分長い間何等花々しい戦鬪が行はれなかつたために、多數の避難者がもとの場所へと歸つた。勿論推定ではあるが、一九四〇年一月八日迄に歸還した人々の總數は六十七萬五千人で、最初の避難者總數の約半數に達してゐた。これについてアーサー・マクノーティ卿は、ブリチッシュ・メディアカル・ジャーナル誌上に、「これはまことに困つたことであるが、強制力が無いのだから致し方ない。」と述べてゐる。

政府の聲明によれば、歸つて行つた避難者を再避難させるとか、これまでに避難しなかつた者を新しく避難させるとかいつたことは、空襲でも始まればともかくとして、それまでは全然考へてゐないとのことである。従つて一九四〇年六月十三日になつて初めて第二回目の避難が開始された。今回の避難では小学校児童のみに限ることゝし、第一回目の所要日數三日の代りに六日間の猶豫が與へられた。六月十四日付のミュニパル・ジャーナル紙が報ずるところによれば、ロンドン地方から約十二萬人の小學校児童が、百八十本の特別列車で避難した。避難先は第一回目と違つて、東部地方の諸縣の代りに西、北部地方の縣を選ぶことにした。」とのことである。

第二回目の避難開始に先立つて、ロンドン府會の有力者ヘーバート・モリソン氏は、「輸送は昨年の九月と同様の方法で結構だが、收容計畫には改善を加へて、昨秋経験した不都合を出来るだけ除くやうに努力する必要がある。」と述べてゐる。そして政府、縣會、收容地域内の地方廳の各代表者が度々參集して問題を討議した。

避難兒童の總數は十二萬人に上つたが、後にはまだ三十萬人の兒童が避難しないで残つてゐた。政府はこれ等兒童の父兄に「可愛い子弟を避難させるやうに。」と奨めたが、父兄からの回答は極めて失望すべきものであつた。然し政府としては強制手段に訴へてまでも避難させる意志はなかつた。六月十四日付のミニシバル・ジャーナル紙上には、政府が避難を強制しなかつた理由が次のやうに説明されてゐた。

保健相マルコム・マクドナルド氏は避難を強制し得なかつた理由として、次の二つを擧げてゐる。第一に、假令、避難を強制しても、避難先で絶體に生命の安全が保證されるといふのでないから、萬一のことがあれば政府の責任を問はれることになる。第二に、政府が強制的な避難計畫を樹立しても、多數の父兄の賛成は到底期待出来ない。政府としては違反者たる父兄に體刑を科すか、さもなければ多額の罰金を科さなければならぬから、感心出来ないといふのである。避難地域内の學校は、今回は避難開始二日前に閉鎖され、後に残つた三十萬人の兒童の教育方針は戰況の如何によつて別途考慮されることになつた。



昭和十八年六月十一日印刷
昭和十八年六月十六日發行

（全冊の防衛費は海軍省負担） 共〇〇冊
定價 二圓
昭和十八年六月十四日發行 合計 二圓十四錢

東京市麹町區日比谷公園二

編輯者 東京市政調査會

代表者 田中廣太郎

印刷者 東京市品川區東大崎三ノ二三九

印刷者 鈴木 木

東京市品川區東大崎三ノ二三九

印刷所 中屋印刷株式會社

東京市品川區東大崎三ノ二三九


配給元 日本出版配給株式會社

發行所

東京市日比谷公園市政會
庶務部長 藤野七二六〇九號
文協會員 藤野三〇〇〇一

財團 東京市政調査會

出文協會承認
431043



「賣價(現共) 2 圓 14 錢」